

校注附例「荻生徂徠『譯文筌蹄』」(四)

坂本具償^{*1}

財木美樹^{*2}

An Annotated Modern Japanese Translation of "Yakubun-Sentei" by Ogyu Sorai (4)

Tomotsugu SAKAMOTO

Miki ZAIKI

本稿は、前稿の続きである。荻生徂徠『譯文筌蹄』のスの部、セの部、ソの部、タの部、チの部、ツの部、テの部、トの部に対して本文を平仮名、現代仮名遣いに直し、句読点を施したテキストを作成し、引用する例の用例を附したものである。『譯文筌蹄』はいわゆる同訓異字について解説したもので名著である。原本は稀覯本に属し、影印本も昨今では入手しにくい。また本文には句読点がなく、片仮名で書かれており、今の人にとっては読みにくく、理解するのもむつかしい。したがって本稿を参考としてこの名著を少しでも多くの方に読んでいただければ幸いである。今後、ナの部以降も継続して掲載する予定である。

キーワード

同訓異字 小泉秀之助 吉有鄰

*1香川高等専門学校名誉教授

*2比治山大学非常勤講師

校注附例 「荻生徂徠『譯文筌蹄』」(四)

坂本具償
財木美樹

はじめに

荻生徂徠『譯文筌蹄』はいわゆる同訓異字について解説したものである。

日本語は語彙が少ないので、同訓異字が多く、語彙の選択をあやまる場合が多い。特にパソコンやスマホなどで変換した場合、誤変換がそのままのがされてしまうことがよくある。その同訓異字に関する名著といわれるのが荻生徂徠『譯文筌蹄』と伊藤東涯『操觚字訣』である。しかしそのような名著があまり知られず、読まれていることが残念であった。ただ原本は稀覯本に属し、影印本も昨今では入手しにくい。また本文には句読点がなく、片仮名で書かれおり、今の人間にとっては読みにくく、理解するのもむづかしい。そこで本文を平仮名、現代仮名遣いに直し、句読点を施したテキストを作成し、引用する例の用例を附した。本書を言葉や文章に興味を有する人にすこしでも知ってもらい、文章の作成執筆に参考としてもらいたく思い、本稿を作成した。

今回は「スの部」から「トの部」までの部分を収める。今年度も昨今の事情により一部の図書館や大学図書館が閲覧利用できない状態が続く、調べきれないところもあったが、事情が改善されれば続けて増補を施したい。

版本

- ・『譯文筌蹄初編』六卷 正徳四年(一七一四) 正月・正徳五年(一七二五) 寶暦二年(一七五三) 再版

- ・『譯文筌蹄後編』三卷 寛政八年(一七九六) 九月
- ・『譯文筌蹄初編後編』 文政八年(一八二五) 再版
- 明治九年(一八七六) 九月再版

影印本

- ・『荻生徂徠全集』第一卷言語篇 みすず書房 一九七四・八
- ・『荻生徂徠全集』第五卷 河出書房新社 一九七七・一
- ・『漢語文典叢書』第二卷 汲古書院 一九八九・三

活字本

- ・『譯文筌蹄附東涯「用字格」』 小泉秀之助 須原屋書店 明治四十一年(一九〇八) 一月

影印本

- ・名著普及會 昭和六十二年(一九八七)
- *臺灣にも影印本あり

凡例

- 一、本稿は荻生徂徠『譯文筌蹄』の「ス」の部から「ト」の部に対して校註附例を施したものである。
- 一、本稿は荻生徂徠『譯文筌蹄附東涯「用字格」』須原屋書店を底本とし、刊本を用いて校正する。
- 一、底本には句読点がなく、片仮名表記であるが、いま句読点を切り、片仮名を平仮名にあらため、ルビを増補する。
- 一、引用文は返り点、送り仮名を附しているが、書き下し文に改める。
- 一、引用文、術語には「」を施す。
- 一、語の左右にルビがあるものがあるが、左訓は語の下に「」を附して下にいれ

る。

一、註は原文に引く引用文、術語に対してその用例を挙げたが、用例はかならずしも初出のものではなく、代表的なものでもなく、また未詳なもの、見当違いなもの、取捨不適なものなどがあると思われるが、本文を理解する上で参考としてもらえれば幸いである。

一、註に引く用例の該当する部分に傍線を引く。

一、一部の古語は原文のニュアンスを残すため、簡単な訳語を「」に附して下にいれる。

一、底本の順序は発音順と称するが、かならずしも五十音順になっていない。ただ底本との整合性を保つため項目の順序は底本のままとし、「索引」を作成して冒頭に附す。

一、見出し語の下に「(一、三十五号表)」、「(後一、十七号裏)」などあるのは、刊本の巻数と葉数、および裏か表をあらわす。また「後」は後編をあらわす。

索引 (下記の数字は本文の順序である。本文はかならずしも五十音順になっていないが、入れ替えると原本との整合性がなくなるので、そのままとし本索引を作成した。見出し語も原本の仮名のままとしたので、「くはし」「くらふ」などの順序に注意されたい)

『譯文筌蹄』

スの部

- すくなし 少弱幼稚天……………4
- すくふ 救拯振濟……………7
- すゝす 過淫浮超踰越躡邁絶……………3
- すずし 凉冷寒凄凜沍……………2

○すすむ 進前薦羞勸奨……………5

○すすむ 勸諷諫諭說撩賺唆……………8

○すつ 捨棄捐擲投拋廢委……………6

○すなほ 朴素質淳殼樸……………1

セの部

○せまし 狹隘陋編窄……………2

○せまる 逼迫薄……………1

ソの部

○そしる 誹謗訕詆刺訾譏誚毀嘲斥短讒……………5

○そそぐ 注濺洒瀉沃澆灌漑潑……………4

○そなふ 具備供辦給庀……………1

○そばだつ 敬傾側岸峙……………3

○そふ 添貳副從傍……………2

タの部

○たかし 高崇喬亢……………7

○たがふ 差違忒左更互遞迭舛齟……………1

○たくはふ 蓄貯儲……………14

○たくみ 巧工……………12

○たけし 武猛獷犷倬驍梟勇威豪俠列剛毅強暴虐兇賊慘刻……………11

○たけなは 闌酣……………3

○たすく 佐佑輔翼助介亮資毗援扶贊奨……………17

○たたかふ 戰鬪格……………16

○たたく 敲叩扣欸……………15

○たつとし	尊貴崇示尚上	8
○たづぬ	原尋繹綉踪跡討	13
○たて	縦縮表経豎起作興立建樹植卓	5
○たのし	樂娛嬉熙愷悒豫	10
○たのむ	憑頼負仕恃	18
○たひら	平夷坦蕩扁匾片	6
○たふる	仆倒踣斃僵僵	4
○たまふ	錫賜貺贍贅贅	19
○たゆ	斷絶剝殄裁製制	2
○たる	垂低妥帖鞞鞞	9
チの部		
○ちいさし	小少微么此瑣鮮寡鈔僅纒劣	3
○ちかし	近邇親	1
○ちかふ	盟誓矢契	4
○ちる	散渙	2
ツの部		
○つかる	羸疲憊罷	9
○つく	撞擣杵春突衝築	12
○つく	粘麗付着就即	13
○つぐ	告訊誄誄詔詔命報診	14
○つくす	盡竭殫罄既悉殲	3
○つづく	續繼紹接嗣續廣次亞	5
○つしむ	祇愿虔疎	16
○つづまる	促約縮肅蹙	8

○つとむ	勤務孜奮努力勉勗懋勵策怒激	10
○つね	常恒庸彝夷經營雅每	2
○つひゆ	潰爛糜費	7
○つふる	塾刈禿智	6
○つまづく	蹶跌蹉跎躓躓	11
○つまる	密緻縝稠緊嚴	1
○つみ	罪辜坐	15
○つらなる	連聯綿列陳行羅	4
テの部		
○てらす	照燭光耀曜燦燦煌映	1
トの部		
○とがむ	咎尤	7
○とぐ	果遂敢決	3
○とづ	閉閤闔鎖鎖鍵榷	5
○ととのふ	調劑勻齊整勅飭諧	2
○とふ	問訊咨諮詢詰訪弔唁存聘	10
○とほし	遠遐遙遠邈迢遞昧悠緬綿杳渺迥懸逖	1
○とほる	通達透徹洞融浹亨	4
○とまる	止留停住駐泊淹宿遏逗滯竣沮畜尼	6
○とらふ	囚俘虜禽捕	9
○とる	執操取採把撮資拈柔拊攬持撥捫收援牟	8

『譯文筌蹄』

スの部

1〇すなほ

朴 素 質 淳 慤 樸 (二、五号表)

【朴】「すなほ」と訓ずれども、和語の「すなほ」というのは、平易・易直などの字に當る。「朴は木の未だ器にせざるなり」①と注し、「土には坏と曰ひ、木には朴と曰ふ」②と注す。故に「器のしたち」とも、「あらぎづくり」とも譯すべし。「小學は聖人の坏朴子」③というも、したづくりということなり。「巧治、干將の樸を鑄す」④というも、かなとこおろしのことなり。「良工は人に示すに樸を以てせず」⑤というは、細工の上手は下ごしらえを祕して、人に見せぬことなり。これより轉用して、人の氣質にても、民の風俗にても、かざりなきを「樸」という⑥。「敦朴」⑦「淳朴」⑧「朴直」⑨「質朴」⑩「素朴」⑪などと連用す。樸・朴、兩字通ず。但し「厚朴」⑫は藥名、「鞭朴」⑬はむちうつこと。この二つは樸の字を用いず。

①『書經』梓材「既勤樸斲、惟其塗丹雘」、馬注「樸、未成器也」。

②『說文解字』「樸、木素也」、徐鍇注「按土曰坏、木曰樸」。

③朱熹『朱子語類』學一・小學「古者、小學已自養得小兒子這裏定、已自是聖賢坏璞了、但未有聖賢許多知見」。

④王褒『聖主得賢臣頌』(『文選』卷四十七)「及至巧治鑄干將之璞、清水淬其鋒、越砥斂其鏘」。

⑤『後漢書』馬援列傳第十四「汝大才、當晚成。良士不示人以朴、且從所好」。

⑥『禮記』郊特性「丹漆雕幾之美、素車之乘、尊其樸也、貴其質已矣」。

⑦『史記』孝文本紀第十「上常衣絺衣、所幸慎夫人、令衣不得曳地、幃帳不

得文繡、以示敦朴、爲天下先」。

⑧『晉書』帝紀第三武帝「絕繡綸之貢、去雕琢之飾、制奢侈以變儉約、止澆風而反淳朴」。

⑨杜甫『奉送魏六丈佑少府之交廣』「磊落貞觀事、致君朴直詞」。

⑩『漢書』韋賢傳第十三「賢爲人質朴少欲、篤志於學、兼通禮尚書、以詩教授」。

⑪張衡『東京賦』(『文選』卷三)「遵節儉尚素樸、思仲尼之克己、履老氏之常足」。

⑫『史記』司馬相如列傳第五十七「枇杷檠柿、棗柰厚朴、素隱、厚朴、藥名」。

⑬『國語』魯語上「薄刑用鞭朴、以威民也」。「鞭」と「扑」は刑具の名であり、本文の「朴」は「扑」の誤りか。

【素】これもかざりなきことにて、朴の字の意に同じ。但し白ききぬを「素」という①故に、「しろし」ともよむ。染めず、紋をつけぬ意より轉用して、「朴素」②「淳素」③「質素」④「情素」⑤などと用いて、これも下地の義なり。分けていえば、「朴」は雕刻せぬをいい⑥、「素」は文彩なきをいう⑦。染めたる後より染めぬ前をいう意にて、轉用して、「平素」⑧「雅素」⑨「故素」⑩は昔をいう。「丹素」⑪は丹心なり、「まこと」という義なり。「心素」⑫も心のまことなり。又列子に「太素は質の始めなり」⑬という。天地未分の前をいう。これより轉用して、「魂を太素に遊ばしむ」⑭とは、太虚をいう。又轉用して、精進めしを「素食」⑮といい、大金もちを「素封」⑯という。「封」は封侯の義にて、官爵なき大名ということなり。「孔子は素王、丘明は素臣」⑰というも、官爵なくて王法を行う意なり。皆文彩なき意より轉用す。「寒門素族」⑱、又は「寒素」⑲というも、先祖に官人なきをいう。又「戸位素餐」⑳「戸素」㉑というは、その官位に居りてその職分をせぬをいう。この時は「むなしく」とよめり㉒。「素餐」㉓を「素食」とも用いる。「素厲」㉔は、勇もなきから武へんをいう。又しろききぬをいうより、「縞素」㉕

は、喪服なり。「尸素」^{②⑥}は、ふみなり。一尺の「素書」^{②⑥}という意なり。「墳素」^{②⑦}「典素」^{②⑧}「竹素」^{②⑨}は、書籍なり。「毫素」^{③⑩}は、筆紙なり。古は紙なくて、しろきぎぬに書するゆえなり。「鉛素」^{③⑪}は、筆硯刀筆など同じ意なり。「鉛」は鉛粉「をしろい」なり、「素」はしろきぎぬなり。素に物をかきて、誤寫を鉛粉にてけすゆえ、筆墨書寫のことをいいたるなり。この字は朴の字より用いかたひろき字なり。

- ①『説文解字』「素、白繒也」。
- ②『釋名』釋絲帛「素、朴素也、已織則供用、不復加巧飾也」。
- ③『後漢書』皇后紀第十上・馬皇后「廣平鉅鹿樂成王車騎朴素、無金銀之飾」。
- ④『三國志』吳書七・張顧諸葛步傳第七「融父兄質素、雖在軍旅、身無采飾」。
- ⑤『漢書』賈鄒枚路傳第二十一「披心腹、見情素、墮肝膽、施德厚」。
- ⑥『論衡』量知篇「物實無中核者、謂之郁、無刀斧之斷者、謂之樸」。
- ⑦『禮記』檀弓下「奠以素器、以生者有哀素之心也」、鄭注「凡物無飾曰素」。
- ⑧潘岳『寡婦賦』《文選》卷十六「耳傾傾於疇昔兮、目眇眇乎平素」。
- ⑨『漢書』第六十九上・王莽傳「親見牧守以下、考迹雅素、審知白黑」。
- ⑩劉孝綽『遙見鄰舟主人投一物衆姬爭之有客請余爲詠』「新繡疑故素、盛趙蔑衰班」。
- ⑪李白『贈溧陽宋少府陟』「人生感分義、貴欲呈丹素」。
- ⑫李白『寄遠』「空留錦字表心素、至今緘愁不忍親」。
- ⑬王維『青溪』「我心素已閑、清川澹如此」。
- ⑭『列子』天瑞「太始者、形之始也、太素者、質之始也」。
- ⑮張九齡『畫天尊像銘』「命屈金鉉、神傳玉訣、遊魂大素、介福上清」。
- ⑯『管子』禁藏第五十三「果臝素食當十石、糖秕六畜當者、則人有五十石」、房注「果臝不以火化而食、故曰素食」。
- ⑰『史記』貨殖列傳第六十九「今有無秩祿之奉、爵邑之入、而樂與之比者

命曰素封」。

- ⑱杜預『春秋左氏傳序』「仲尼自衛反魯、脩春秋、立素王、丘明爲素臣」。
- ⑳劉克莊『賜太傅左丞相樞密使魏國公鄭清之再上奏辭免姪次申與見次監司恩命不允詔』「又皆常調平進與寒門素族無異」。
- ㉑『南齊書』本紀第二高帝下「吾本布衣素族、念不到此、因藉時來、遂隆大業」。
- ⑲『晉書』列傳第十六李重「寒素者、當謂門寒身素、無世祚之資」。
- ⑳『漢書』楊胡朱梅三傳第三十七「雲曰、今朝廷大臣、上不能匡主、下亡以益民、皆尸位素餐」、注「師古曰、尸、主也、素、空也、尸位者、不舉其事、但主其位而已、素餐者、德不稱官、空當食祿」。
- ㉑潘岳『關中詩』《文選》卷二十一「愧無獻納、尸素以甚」、注「向日、愧無謀策獻納於君、但尸祿素餐而已」。
- ㉒『廣雅』釋詁三「素、空也」。
- ㉓『詩經』魏風·伐檀「彼君子兮、不素餐兮」。
- ㉔『左傳』定公十二年「其御曰、殿而在列、其爲無勇乎、與其素厲、寧爲無勇」。
- ㉕『史記』高祖本紀第八「今項羽放殺義帝於江南、大逆無道、寡人親爲發喪、諸侯皆縞素」。
- ㉖本文には「尸素」とあるが、「尸素」は注⑳に既出しており、「尺素」の誤りであろう。『玉臺新詠』飲馬長城窟行「客從遠方來、遺我鯉魚、呼兒烹雙鯉魚、中有尺素書、長跪讀素書、書中竟何如」。
- ㉗潘岳『閑居賦』《文選》卷十六「傲墳素之長圃、步先哲之高衢」、注「銑曰、二墳之書、素王之法、以爲長圃、嘯傲於中矣」。
- ㉘『劉子』崇學第五「慕學者、情纏典素、不可以一讀能也」。
- ㉙『三國志』吳書十六・潘濬陸凱傳第十六「名流竹素、非求顏色而取好服捷口容悅者也」。

③〇陸機『文賦』(『文選』卷十七)「紛威蕤以馭逌、唯毫素之所擬」、注「向曰、毫、筆也、素、帛也」。

③①高儉『文思博要序』「人拾青紫、家握鉛素、求古文於孔壁、專門者重闡、收竹書於汲冢、異說者無遺」。

【質】これも「すなほ」とよむとき、文「もよう、かざり」の反対にて、かざりなきことなり。「質素」①「質實」②「朴質」③「淳質」④「質を抱く」⑤など、是れなり。又「中正にして邪無きは禮の質なり」⑥というは、禮の體なりという意なり。「五味六和十二食、還りて質と相爲るなり」⑦というも、互いに體になるということなり。料理の法、或いは甘を體にして、外の味を加え、或いは酸を體にして、他の味を加えなどするなり。五味の内、一つが體となりて、外は加味となる意をいう。古書に體用の字なき故なり。又「夏は忠を尚び、殷は質を尚び、周は文を尚ぶ」⑧というは、夏の禮は心の實ばかりにて、いまだ格式いかた「いくらも」もたたず、殷に至りて、格式いかた「いくらか」立ち、周に至りて文采を加えたるなり。後世の字義にしてみれば、忠と質とかわりなし。又「形質」⑨「金相玉質」⑩「蕙心執質」⑪「翠眉瑤質」⑫は、皆「かたち」とよめども、これも衣服などに對していう體の意にて、はたへ「はだ、皮膚」なり。又「氣質」⑬「性質」⑭「容質」⑮「偉質」⑯「秀質」⑰「美質」⑱は、皆うまれつきなり。學問又は衣飾に對していうときの體になるものは、うまれつきゆえなり。「羊質虎皮」⑲も體の義なり。體は羊にて虎皮をかぶることなり。又「質物」⑳の時、去聲になりての音なり。「質子」㉑は、人質なり。これもとらまえものになる意にて、體の義より轉用したるものなり。又「侯質」㉒は、まとなり。又「鉄質」㉓というは刑具なり。「鉄」は斧なり、「質」は鑽と通じて、鐵に作りたるあてもの「あてがうもの」なり。罪人を鑽の上に置きて、鉄にて斬るなり。郢人の鼻端に堊の漫を、匠石、斤を運らし、風を成して、鼻のさきの堊を斲り取て、鼻に少しも傷つかず。後にその人死したれば、「質死すること久し」㉔といたるも、鑽と通用するなり。吾が

斤をうける人なきことなり。又「質を委ねて臣と爲る」㉕というは、質と贅と通用して、君に見える進物なり。委の字、「おく」とよむ。「質を委く」㉖とは、君前に進物をさし出すことなり。然るに唐人にも文盲ものありて、身を委ぬることに見えたるゆえ、この方にも誤りを承けて付けたる點なり。又鑽の義より轉用して、「當る」と訓ず。「夫人の諱は君の前に質ると雖も、臣は諱まざるなり」㉗とあるは、夫人の諱は君前にてさしつけても、諱まらずということなり。「介紹して命を傳ふ。君子は其の尊ぶ所に于て敢て質らざるなり」㉘というも、「介紹」はとりつきなり、「命を傳ふ」とは、口上をいうことなり。貴人へは直ちにさしつけて口上をいわず、とりつきをたのむということなり。又よあけ時分を「質明」㉙というも、明にあたるという義なり。

①『南史』列傳第三十九劉懷珍「善明身長七尺九寸、質素不好聲色、所居茅齋、斧木而已」。

②『太平廣記』雜錄六・周復「種嘉之曰、質實如是、賢於能詩者矣」。

③『論衡』齊世篇「世人見當今之文薄也、狎侮非之、則謂上世朴質、下世文薄」。

④『忠經』廣至理章「賤珍則人去貪、徹侈則人從儉、用資則人不偽、崇讓則人不爭、故得人心和平、天下淳質」。

⑤『三國志』魏書二十一・王衛「劉傳傳第二十一」而偉長獨懷文抱質、恬淡寡欲、有箕山之志、可謂彬彬君子矣」。

⑥『禮記』樂記「中正無邪、禮之質也。莊敬恭順、禮之制也」。

⑦『禮記』禮運「五聲六律十二管、還相爲宮也、五味六和十二食、還相爲質也、五色六章十二衣、還相爲質也」。

⑧『論語』爲政「殷因於夏禮、所損益、可知也」、集注「文質、謂夏尚忠、殷尚質、周尚文」。

⑨『晉書』載記第三劉曜「自以形質異衆、恐不容于世、隱迹管涔山、以琴書爲事」。

⑩劉峻『辨命論』《文選》卷五十四「昔之玉質金相、英髦秀達、皆擯斥於當年」。

⑪鮑照『蕪城賦』《文選》卷十一「東都妙姬、南國麗人、蕙心紈質、玉貌絳脣」。

⑫江淹『麗色賦』《藝文類聚》卷十八引「夫絕代獨立者、信東隣之佳人、既翠眉而瑤質、亦盧瞳而頰脣」。

⑬『宋書』列傳第二十七謝靈運「子建仲宣以氣質爲體、竝標能擅美、獨映當時」。

⑭『後漢書』馬援列傳第十四「廖性質誠畏慎、不愛權執聲名、盡心納忠、不屑毀譽」。

⑮『舊唐書』列傳第二十五張玄素「伏惟殿下睿質已隆、尚須學文以飾其表」。

⑯寶泉『述書賦上』「長玉靡慢、神閑態稼、荷小王之偉質、錯明帝之高蹤」。

⑰沈約『郊居賦』「無希驥之秀質、乏如珪之令望」。

⑱『禮記』禮器「禮釋回、增美質、措則正、施則行」。

⑲『法言』吾子「羊質而虎皮、見草而說、見豺而戰、忘其皮之虎矣」。

⑳『夷堅志補』雪香失釵「樂平東關民張五郎、淳熙七年、姻戚從假質物、付以一金釵、遇期不及、張自出錢往贖」。

㉑『戰國策』秦策五「濮陽人呂不偉賈於邯鄲、見秦質子異人」。

㉒『儀禮』鄉射禮記「天子熊侯、白質、諸侯麋侯、赤質、大夫布侯、畫以虎豹、士布侯、畫以鹿豕」。

㉓『史記』項羽本紀第七「此孰與身伏鈇質、妻子爲僇乎」。

㉔『莊子』徐無鬼「匠石曰、臣則嘗能斲之、雖然、臣之質死久矣、自夫子之死也、吾无以爲質矣」。

辟也。

⑳『禮記』曲禮上「夫人之諱、雖質君之前、臣不諱也、婦諱不出門」。

㉑『禮記』聘義「介紹而傳命、君子於其所尊弗敢質、敬之至也」。

㉒『儀禮』士冠禮「宰告曰、質明行事、告兄弟及有司」。

【淳】「すなほ」とよむ時、これも質朴の義なれども、元來漓・澆の反對に、「あつし」とよむ字なり①。風俗あつき時は、質朴なるゆえ、轉用するなり。専ら風俗の上に用いる。

①張衡『思立賦』《文選》第十五「何道眞之淳粹兮、去穢累而影輕」、注「衡曰、不澆曰淳」。

【愨】「すなほ」とよむとき、これも「愿朴にして文無し」①と注せる字にて、人の性質の上にていう。「愿」は和語にいうりちぎなるなり。

①『正字通』卯集上「禮記禮器、七介以相見也、不然則已愨、註、兩君相見、必有介副以伸賓主之情、愨謂愿朴無文」。

2〇すずし

涼 冷 寒 凄 凜 沍 (二、廿八号裏)

【涼】「すずし」とよむ。別義なし。「悲涼」①「荒涼」②と連用することあり。ものがなしき景氣あれたる様子は、すずしき方のものなればなり。又「炎涼」③というは、冬夏ということにも用いる。又人情の上にて、人のえりもとを見る「えりの厚い薄いを見て富貴なものや權勢のあるものに從うこと」にも用いる。

①『白虎通』崩薨「崩之爲言、崩伏強天下、撫擊、失神明、黎庶殞涕、海内悲涼」。

②孔維稚『北山移文』《文選》卷四十三「澗戶摧絕無與歸、石逕荒涼徒延佇」。

③『左傳』僖公二十三年「子之能仕、父教之忠、古之制也、策名委質、貳乃也」。

③『水經注』澧水「湯側又有寒泉焉、地勢不殊、而炎涼異致」。
梁簡文帝『倡婦怨情詩十二韻』「含涕坐度日、俄頃變炎涼」。

【冷】「ひやかかなり」「すぎまし」とよむ、おそろしきには非ず。涼より重く、寒よりかるし。多くは寒の字と通用す。「人、楮公を咲わひて、今に至るまで齒冷し」①、久しく笑えば齒冷るものなり。「朕耳冷ゆれども、卿有ることを知らず」②、不通に汝が名を聞かずとなり。「五侯三相の家、眼冷れども、君を見ず」③、不通に見えぬなり。「冷笑」④は、しれわらうなり。「冷眼に看る」⑤、よそめにじろじろみることなり。「冷語」⑥は、よそのことのようにちらりとこつなり。「冷靜」⑦は、さびしきなり。「冷官寒職」⑧は、貧なる役なり。「盟冷ゆ」⑨「盟寒し」⑩、皆盟のかわることなり。

①『南史』列傳第六十三孝義上「君蒙武帝殊常之恩、荷託付之重、恐不得同人此事、人笑楮公、至今齒冷、無爲效尤」。

②『太平廣記』無賴二・李弘微「上怒曰、卿何人斯、朕耳冷、不知有卿」。

③白居易『酬張十八訪宿見贈』「況君秉高義、富貴視如雲。五侯三相家、眼冷不見君」。

④『北史』列傳第十二崔暹「瞻別立異議、收讀訖、笑而不言、瞻正色曰、：、何容讀國士議文、直此冷笑」。

⑤黃庭堅『鷓鴣天・坐中有眉山隱客史應之和前韻即席答之』「黃花白髮相牽挽、付與旁人冷眼看」。

⑥曾慥『類說』卷二十七「或戒之乃曰、非是求願、不欲以冷語冰人耳」。

⑦白居易『閒居』「風雨蕭條秋少客、門庭冷落書多關」。

⑧張籍『早春閒遊』「年長身多病、獨宜作冷官」。

⑨邵亨貞『己卯春、客樓雨中、懷小谿故人行樂』「人生壯遊幾許、舊鷗應怪我、沙上盟冷」。

⑩『左傳』哀公十二年「今吾子曰必尋盟、若可尋也、亦可寒也」。

朱熹『遊密菴』「諒哉故山好、莫遣茲盟寒」。

【寒】「さむし」「ひゆる」「ひやす」とよむ。別義なし。「祗さかん寒さむし」①は、大寒なり。「奇寒」②は、非常の寒なり。「隆寒」③も大寒なり。「峭寒」④は、急にはげしくさむきなり。「盟寒」⑤は、盟のかわることなり。「煖寒」⑥は、冬、人に酒をのませるをいう。又俗説には、寒といえは小寒大寒に限るよういへども、周禮に「仲秋に寒を迎ゆ」⑦ということあり。「寒酸」⑧はさんすい「ものさびしい、みずばらしい」などいうほどの語なり。「寒士」⑨は貧士なり。「寒儉」⑩も貧なることをいう。「寒乞相」⑪は、びんぼうらしきことなり。又「ごりのことを「寒」という。鹽鐵論に「雞寒」⑫ということあり。「瞻寒」⑬とは、きものひえるなり。「劍色寒し」⑭「星芒寒し」⑮などは、さむきに非ず、すさまじき氣象をいへり、但しおそろしきには非ず。

①『書經』君牙「冬祁寒、小民亦惟曰怨咨」、孔傳「冬大寒、亦天之常道」。

②『西陽雜俎』廣知「今歲奇寒、江淮之間、不乃冰凍」。

③『三國志』魏書二十七・徐胡二王傳第二十七「朝華之草、夕而零落、松柏之茂、隆寒不衰」。

④韓偓『清興』「陰沈天氣連翩醉、摘素花枝料峭寒」。

⑤『左傳』哀公十二年「今吾子曰必尋盟、若可尋也、亦可寒也」。

朱熹『遊密菴』「諒哉故山好、莫遣茲盟寒」。

⑥『開元天寶遺事』卷一「就本家具酒炙宴樂之、爲暖寒之會」。

白居易『戲和賈常州醉中二絕句』「越調管吹留客曲、吳吟詩送暖寒杯」。

⑦『周禮』春官・籥章「中春、晝擊十鼓、歛爾詩、以逆暑、中秋夜迎寒、亦如之」。

⑧杜荀鶴『秋日懷九華舊居』「燭共寒酸影、蛩添苦楚吟」。

⑨『晉書』列傳第七宗室・高密文獻王泰「雖爲宰輔、食大國之租、服飾肴膳如布衣寒士」。

⑩蘇軾『書司空圖詩』「吾嘗遊五老峰，入白鶴院，松陰滿庭，不見一人，惟聞棋聲，然後知此句之工也，但恨其寒儉有僧態」。

⑪惠洪『冷齋夜話』東坡得陶淵明之遺意「又曰、深秋簾幕千家雨，落日樓臺一笛風。皆如寒乞相，一覽便盡。初如秀整，熟視無神氣，以其字露也」。

⑫『鹽鐵論』散不足「楊豚韭卵，狗腦馬腩，煎魚切肝，羊淹雞寒，桐馬酪酒」。

⑬朱熹『克己』「寶鑑當年照膽寒，向來埋沒太無端」。

⑭王世貞『寄許殿卿相國』「中原劍色寒相慕，獨夜琴心愧自傷」。

⑮孫觀『吳漢逸家荊谿蓄古書奇器甚富余欲造觀而未果賦小詩先之』「猶吐星芒寒、尚帶雷斧痕」。

【凄】「さむし」「すさまじ」とよむ。そぞろさむき、はたさむきなどというようなる語なり。「凄凄」①「凄其」②などを用いる。

①『詩經』小雅・谷風之什・四月「秋日凄凄，百卉具腓」、集傳「凄凄、涼風也」。

②『詩經』邶風・綠衣「絺兮綌兮，凄其以風」、毛傳「凄、寒風也」。

【凜】これも形容字なり。「凜凜」①は「凄凄」よりつよくさむきけしきなり。「凜冽」②などと連用するにて見るべし。威勢のつよきてい、又はおそれるけしきにも「凜凜」③と用いる。

①『玉篇』「凜凜、寒也」。

②『古詩十九首』「凜凜歲云暮，蟋蟀夕鳴悲」。

③歐陽脩『早朝』「雪後朝寒猶凜冽，柳梢春意已豐茸」。

④『書經』泰誓中「百姓懍懍」、正義「懍懍、是怖懼之意」。

【洩】「さゆる」とよめども、「さゆる」に非ず。寒甚しき時、土のいてることをいふ。①「洩寒」②は寒の甚しきなり。音の清亮なるを「さゆる」といい、月色の晴

明なるを「さゆる」といい、人の性質の爽快なるを「さゆる」といいなどするには用いざることなり。

①『廣韻』「洩、寒澌」。

②『左傳』昭公四年「其藏氷也，深山窮谷，固陰洩寒，於是乎取之」。

③〇すす

過 淫 浮 超 踰 越 躡 邁 絕 (四、十九号表)

【過】經過の義、超過の義、太過の義、各別なり。又經過の義より轉用して、軽く助語の如くに用いたるあり。「看過す」「讀過す」「用過す」など、多くは已の字と照し用いる。「已に看過す」「已に讀過す」などなり。「一遍看て」とおり一遍よみておりたることなり。又人に物をわたすことを「過す」といふ。「禪版」「坐禪の時に身を寄せるための器具」を過て來れ①、俗語に「拿過來」は、とりてよこせということにて、「過禪版」の過と同意なり。

①『圓悟佛果禪師語錄』卷第十八「龍牙問翠微。如何是祖師西來意。微云、與我過禪版來。牙取禪版與翠微。微接得便打」。

【淫】過甚の義なり。醫書の「六淫」「寒淫」「風淫」「溼淫」①など、多くは過甚してあしきことに用いる。

①『素問』至真要大論篇第七十四「六淫」、「風淫所勝，則地氣不明，平野昧草……」、「熱淫所勝，則燄浮川澤，陰處反明……」、「溼淫所勝，則埃昏巖

谷，黃反見黑……」、「火淫所勝，則燄明郊野，寒熱更至……」、「燥淫所勝，則霧霧清冥，民病苦嘔……」、「寒淫所勝，則凝肅慘慄，民病少腹……」。

【浮】これも浮溢るるの意より轉用して、過甚の義なり。但し兩物相對して、かたかたよりはすぎたることに用いる。「名、實に浮ぶ」①「名、行に浮ぶ」②「食、

人に浮ぶ」③「人、食に浮ぶ」③。

- ① 劉禹錫『子劉子自傳』「是時少年、名浮于實、士林榮之。」
- ② 『禮記』表記「先王諡以尊名、節以晝惠、恥名之浮於行也。」
- ③ 『禮記』坊記「故君子與其使食浮於人也、寧使人浮於食。」

【超】【踰】【越】「こゆる」なり、「すぐる」に非ず。義類するゆえ、ここに附す。三字、義同じ。但し踰・越は義廣し、ふみこえ、とびこえ。「越界」①「踰界」②「踰牆」③「越牆」④など。又「越等」⑤「踰等」⑥というときは、「超等」⑦「踰等」⑧と同じ。「越職」⑨は、上官のすることを下官よりするをいう。「越訴」⑩はわが支配をさしおきて、上へ訴えることなり。「超」は躍りこえることなり、故にこえて上る意あり。故に「超格」⑪「超等」の類にばかり用いて、「超界」とは用いず。「超乘」⑫は車にとびのることなり。かるわざをいへり⑬。

- ① 『元史』列傳第十三廉希憲「宋將家屬之在北者、希憲威給其糧、仕於宋者、子弟得越界省其親、人皆感之。」
- ② 『水經注』渠「故述征記曰、踐縣境便觀斯舟、窮則知踰界。」
- ③ 『漢書』五行志第七下之上「道中相過逢多至千數、或被髮徒踐、或夜折關、或踰牆入。」
- ④ 『三國演義』勤王室馬騰舉義・報父讎曹操興師「曹高忙引一妾奔入方丈後、欲越牆而走。」

- ⑤ 『史記』平準書第八「軍功多用越等、大者封侯卿大夫、小者郎吏。」
- ⑥ 『禮記』少儀「尊長於己踰等、不敢問其年。」
- ⑦ 『管子』法禁「政莫敢超等踰官、漁利蘇功、以取順其君、聖王之治民也。」
- ⑧ 『禮記』學記「幼者聽而弗問、學不躡等也。」
- ⑨ 『漢書』宣帝紀第八「或擅興役、飾厨傳、稱過使客、越職踰法、以取名譽。」
- ⑩ 『唐律疏義』鬪訟四・越訴「諸越訴及受者、各答四十。」
- ⑪ 『宋史』志第一百二十一選舉四銓法上「差官同銓曹撰式考試、第爲三等、

上等免選注官、優等升資如判超格、無出身者賜之出身。」

- ⑫ 『左傳』僖公三十三年「秦師過周北門、左右免胄而下、超乘者二百乘。」
- ⑬ 『論衡』無形「其次、白髮復黑、齒落復生、身氣丁強、超乘不衰、乃可貴也。」

【躡】こえて進むなり。故に用いかた「超」に同じ。但し躍る意なきゆえ、勢いをもたず。

【邁】進行の義なり。故に「超邁」①「邁邁」②などと連用して、すぎこえる意あるに似たり。されども實は超過の義に非ず。「行邁」③は、ゆくなり。「老邁」④は、年のよることなり。「豪邁」⑤「英邁」⑥は、英豪の氣進んでかえらぬをいう。「邁々」⑦は不顧の貌なり。

- ① 『梁書』本紀第三武帝下「天情睿敏、下筆成章、千賦百詩、直疏便就、皆文質彬彬、超邁今古。」
- ② 王若虛『文辨一』「蓋班氏之美、不必言是特邁過愛而妄爲高論耳。」
- ③ 『詩經』王風・黍離「彼黍離離、彼稷之苗、行邁靡靡、中心搖搖、毛傳「邁、行也。」
- ④ 『太平廣記』卷四百五十八蛇三・簪生「昔有書生、路逢小蛇、因而收養、數月漸大。……書生時以老邁、途經此澤畔。」

- ⑤ 『宋史』列傳第一百八十七・道學二・李侗「姿稟勁特、氣節豪邁、而充養完粹、無復圭角。」
- ⑥ 梁簡文帝『侍講詩』《藝文類聚》卷七十六「英邁八解心、高超七花意。」
- ⑦ 『詩經』小雅・魚藻之什・白華「念子懍懍、視我邁邁、集傳「邁邁、不顧也。」

【絶】は、水をよこぎりて涉ることゆえ、過の字の義に用いることあり。こえる

意に用いるときは、類をはなれる意多し。

4〇すくなし

少弱 幼稚 夭（五、三十二号表）

【少】「わかし」とよむ。「老少」①と連用す。ひろき詞なり。「年少」②「少年」③、皆年わかきものなり。「惡少」④は、惡少年なり。誰よりわかしというときも少の字に限る⑤。年おとりという意なり。

①『史記』貨殖列傳第六十九「今夫女鄭姬、設形容、揆鳴琴、揄長袂、躡利履、目挑心招、出不遠千里、不擇老少者、奔富厚也」。

②『戰國策』趙策二「寡人年少、奉祠祭之日淺、我心固竊疑焉」。

③『史記』淮陰侯列傳第三十二「淮陰屠中少年有侮信者、曰、若雖長大、好帶刀劍、中情怯耳」。

④『荀子』修身「無廉恥而嗜乎飲食、則可謂惡少者矣」。

⑤『史記』李斯列傳第二十七「二世怒曰、吾常多間日、丞相不來、吾方燕私、丞相輒來請事、丞相豈少我哉、且固我哉」、索隱「謂以我幼故輕我也」。

【弱】「わかし」。二十を「弱」という①。和俗に若の字を「わかし」とよむは是れなり。

①『禮記』曲禮上「二十曰弱、冠」。

【幼】「いとけなし」。十歳を「幼」という①。

①『禮記』曲禮上「人生十年曰幼、學」。

【稚】「わかし」「いとけなし」。大抵十歳前後をいう様なり。

【天】わかやかなるなり。「天桃」①。

①『詩經』周南・桃夭「桃之夭夭、灼灼其華、之子于歸、宜其室家」。

5〇すすむ

進前 薦羞 勸奨（後一、十三号表）

【進】退の反なり。向うへすすみ行くなり。禮記に「先生に道に遭はば、趨りて進む」①、又「君子三揖して進む」②、論語に「趨り進むには翼如たり」③、易經に「進むを知りて退くを知らず」④などなり。又禮記に「君に事へて進み難し」⑤は、位のすすみがたきことなり。「蕭何、進を主る」⑥は、下よりすすめる年貢禮錢をつかさどるなり。この時は進物のことになるなり。又書經に「乃ち厥の民を登け進む」⑦は、前の字と同意にて、前にすすみ出さすことなり。又禮記に「賢を進めて之を進達す」⑧は、薦の字と同意にて、すすめあげることなり。「盟を進む」⑨は、手水をさし上ること。「先進」⑩「後進」⑪「長進」⑫「前進」⑬など連す。

①『禮記』曲禮上「從於先生、不越路而與人言、遭先生於道、趨而進、正立拱手」。

②『禮記』表記「故君子三揖而進、一辭而退、以遠亂也」。

③『論語』鄉黨「衣前後檐如也、趨進翼如也」。

④『易經』乾「亢之爲言也、知進而不知退、知存而不知亡」。

⑤『禮記』表記「子曰、事君難進而易退、則位有序、易進而難退、則亂也」。

⑥『史記』高祖本紀「蕭何爲主吏、主進、令諸大夫曰、進不滿千錢、坐之堂下、索隱「鄭氏云、主賦斂禮錢也」。

⑦『書經』盤庚中「盤庚乃登進厥民、曰、明聽朕言、無荒失朕命」。

⑧『禮記』儒行「程功積事、進賢而進達之、不望其報」。

⑨吳簡「吳江州儒學大成樂始備茲因春祀謹獻律詩二十韻」「進隘陳姑洗、登歌獻太羹」。

⑩『論語』先進「子曰、先進於禮樂、野人也、後進於禮樂、君子也、如用之、則吾從先進」。

⑪『晉書』列傳第十五和嶠「帝曰太子近入朝、差長進、卿可俱詣之、粗及世事」。

⑫『史記』張釋之馮唐列傳第四十二「釋之前進曰、使其中有可欲者、雖錮南山猶有郅」。

【前】元來、後の反對なり。故に「すすむ」とよむ。まえへいであることなり。前漢劉向封事に「猶ほ却行して前むるを求むるがごとし」①、又商鞅傳に「與に語りて自ら郤の、席を前むを知らず」②、賈誼傳に「夜半前席」③、韓愈の句に「雲は藍關を擁して馬前まず」④などなり。

①『漢書』楚元王傳第六「夫遵衰周之軌迹、循詩人之所刺、而欲以成太平、致雅頌、猶卻行而求及前人也」。

②『史記』商君列傳第八「衛鞅復見孝公、公與語、不自知膝之前於席也、語數日不厭」。

③『漢書』賈誼傳第十八「上因感鬼神事、而問鬼神之本。誼具道所以然之故。至夜半、文帝前席」。

④韓愈『左遷至藍關示侄孫湘』「雲橫秦嶺家何在、雪擁藍關馬不前」。

【薦】「すすむ」とよむ。元來「牲無くして祭るを薦と曰ふ」①と注す。神廟へものをけんじることなり。それより轉じて、人にもものを進上することにも、又人すすめあげる意にも用いる。易經に「之を上帝に殷薦す」②、詩經に「於に廣牡を薦む」③、史記に「貢薦する所多し」④などなり。又列子に「王薦んで之を問ふ」⑤は、進の字と同意なり。「首薦」⑥「推薦」⑦「引薦」⑧「薦擧」⑨「薦用」⑩など連す。「賢を進む」⑪は、賢者をおしあげ、位をすすめ、立身させるなり。「賢を薦む」⑫は、賢者をみたてて上へさしあげる意なり。

①『公羊傳』桓公八年「冬日烝」、注「無牲而祭、謂之薦」。

②『易經』豫・象「先王以作樂崇德、殷薦之上帝、配祖考」。

③『詩經』周頌・臣工之什・雖「於薦廣牡、相予肆祀」。

④『漢書』匡張孔馬傳第五十一「望之名儒、有師傅舊恩、天子任之、多所貢薦」。

⑤『列子』湯問「反還、未及中國、道有獻工人名偃師、穆王薦之、問曰、若有何能」。

⑥鄭毅『敘事感恩上狄右丞』「首薦叨殊禮、全家寓近封」。

⑦『後漢書』竇融列傳第十三「少好學、有文章、與馬融崔瑗同好、更相推薦」。

⑧李翱『答韓侍郎書』「自一千年來、賢士屈厄、未見有如此者、尚汲汲孜孜、引薦賢俊」。

⑨『漢書』匡張孔馬傳第五十一「有所薦擧、唯恐其人之聞知」。

⑩『唐書』列傳第九十四章貫之「御史中丞高元裕與其兄溫善、欲薦用之、諷澳謁已」。

⑪『孟子』梁惠王下「國君進賢、如不得已、將使卑賤尊、疏賤戚、可不慎與」。

⑫劉長卿『送薛據宰涉縣』「頌德有輿人、薦賢逢八使」。

【羞】「すすむ」とよむ。元來「滋味を致すを羞と曰ふ」①と注す。故に食物をすすめることに多く用いる。左傳に「王公に羞む可し」②、「すすむ」とよめども、しいることにはなし、進獻することなり。又進の字と同意に用いることあり。書經に「今我既に羞めて爾に朕の志を告ぐ」③などなり。

①『廣韻』「致滋味曰羞」。

②『左傳』隱公三年「可薦於鬼神、可羞於王公、而況君子結二國之信」。

③『書經』盤庚下「今我既羞告爾于朕志、若否、罔有弗欽」。

【勸】①「すすむ」とよむ。進の字とは違ふなり、人にこうしやれとすすめるこ

となり。勉の字と字義近し。但し「勉」はすすめて精をださせることなり、「勸」は精をださせる意なし。又強の字に似たれども、「強」は無理にすすめることなり。また「勸」を、すすめられてせい出すにも用いることあり。

①「すすむ」(後三・九号表)に重出。

【奨】「すすむ」とよむ。たすけあげる意なり、ほめあげる意なり。左傳襄に「王室を奨めて、茲の命に閒無し」①、又「以て天衷を奨む」②、又史記に「奨養して之を奨む」③などなり。「推奨」④「恩奨」⑤「褒奨」⑥「優奨」⑦「奨勸」⑧「奨誘」⑨など連す。

①『左傳』襄公十一年「同好惡、奨王室、或閒茲命」。

②『左傳』定公四年「君若顧報周室、施及寡人、以奨天衷、君之惠也」。

③『漢書』淮南衡山濟王傳第十四「賓客來者、微知淮南衡山有逆計、皆將養勸之」、注「師古曰、將讀曰奨」。

④杜甫『故著作郎貶台州司戶滎陽鄭谷虔』「詞場竟疎闊、平昔濫推奨」。

⑤江淹『蕭驃騎讓太尉增封第二表』「故誓魂肆請、舒衷仰謁、不能曲流慈炤、遂乃徒洽恩奨」。

⑥潘岳『馬汧督誄』(『文選』卷五十七)「非所以奨元功、宜解敦禁劾假授」。

⑦『南史』齊本紀上第四武帝「今區宇寧晏、宜加優奨、郡縣水尉、可還田秩」。

⑧『三國志』魏書四・三少帝紀第四「夫追加褒寵、所以表揚忠義、祚及後胤、所以奨勸將來」。

⑨曾鞏『杜常兵部中制』「夫能奨誘服田之人、悅趨講武之政、馴致有漸、而彌繪不疏」。

6〇す

捨棄捐擲投拋廢委 (後一、二十五号裏)

【捨】用の反対なり。故にあながち溝壑へすてねども、とりあげて用いぬをいう。それなりにしてかまわぬというほどのことなり。かるき字なり。

【棄】弃と同じ。大氏捨と同意なり。そのうち捨よりはちからある字なり。用にたためものにして、すてきつてうちやる意なり。

【捐】棄と大氏同意なり。但しやくにたためものにして、外へかたづけておく意なり。

【擲】なげつけるなり。

【投】なげるなり。「身を投ず」①とは飛びこむことなり。「投子」②は、雙六のさいなり。「書を投ず」③は、ふみをよこすことなり。向うをあがめる辭にも、人に物をやるをも「投ず」というなり④。

①『吳越春秋』闔閭内傳第四「言訖遂投身於江、未絶、從者出之」。

②『史記』范雎蔡澤列傳第十九「君獨不觀夫博者乎、或欲大投、或欲分功、此皆君子之所明知也」、集解には「駟謂、投、投瓊也」とあるが、『通俗編』(卷三十一)、『事物紀原』(卷九)などに引く裴駟注には「投、投子也」とある。

③『漢書』趙尹韓張兩王傳第四十六「又教吏爲妬筭、及得投書、削其主名、而託以爲豪桀大姓子弟所言」。

④『詩經』衛風・木瓜「投我木瓜、報之以瓊琚」。

【拋】なげすてるなり。

【廢】興・擧の反対なり。ものをみなりにしてとりあげぬことなり。故に「すつる」

とよむ。すてもものにしておく意なり。「興はすたれたるものを引きおこすなり、「舉」はすたれたるを引きあげるなり。

【委】大氏廢の字と同意なり。そのうち、さきまかせにして、こちらよりしいてかまわぬ意なり。

7〇すくふ

救 拯 振 濟 (後一、十四号裏)

【救】たすけまもる意あり、ふせぎとめる意あり。故に「すくふ」とよむ。書經に「匡救の徳に頼る」①、詩經に「式て爾後を救ふ」②、又「葡萄、之を救ふ」③、後漢に「兵敗れて救を求む」④、魏志に「黃祖、禰衡を殺す、黃射徒跣して之を救ふ」⑤などなり。「救火衣」⑥は火事はおりなり。「賙救」⑦「拯救」⑧「力救」⑨など連す。拯と同じ。

①『書經』太甲中「既往背師保之訓、不克于厥初、尚頼匡救之徳、圖惟厥終」。

②『詩經』大雅・蕩之什・瞻卬「無忝皇祖、式救爾後」。

③『詩經』邶風・谷風「凡民有喪、匍匐救之」。

④『後漢書』郭杜孔張廉王蘇羊賈陸列傳第二十一「吏欲傳檄求救、范不聽、自率士卒拒之」。

⑤『後漢書』文苑列傳第七十下禰衡「(黃)祖大怒、令五百將出、欲加箠、(禰)衡方大罵、祖恚、遂令殺之。祖主簿素疾衡、即時殺焉。射徒跣來救、不及。祖亦悔之、乃厚加棺斂」。

⑥『說文解字』巾部「徽、幟也」、繫傳「今救火衣然也」。

⑦『禮記』孔子閒居「凡民有喪、匍匐救之、無服之喪也」、正義「此記謂人君見民有死喪、則匍匐往賙救之」。

⑧『宋書』列傳第五十一孝義「世間聞之、馳往拯救、分食解衣、三子竝得成

長」。

⑨『宋史』列傳八十孫洙「王安石新法、多逐諫官御史、洙知不可、而鬱鬱不能有所言、但力求補外、得知海州」。

【拯】救と同義なり。そのうちひきあげる意あり。左傳に「智井に目して之を救ふ」①、孟子に「嫂溺れて之を拯ふに手を以てす」②の類なり。

①『左傳』宣公十二年「目於智井而拯之、若爲茅絰、哭井則已」。

②『孟子』離婁上「男女授受不親、禮也、嫂溺援之以手者、權也」。

【振】「すくふ」とよむ。やはりふるいあげる意なり、すくいあげて、もとのものにとりなおす意なり。易經に「君子以て民を振い徳を育す」①、禮記に「乏絶を振ふ」②、前漢に「貧民を振業す」③。

①『易經』蠱「象曰、山下有風、蠱、君子以振民育徳」。

②『禮記』月令「命有司、發倉廩、賜貧窮、振乏絶、開府庫、出幣帛」。

③『漢書』元帝紀第九「以三輔太常郡國公田及苑可省者、振業貧民、貲不滿千錢者、賦貸種食」。

【濟】「すくふ」とよむ。やはりわたす意なり。なんぎのばを向うへこやしてやる意なり。又ものつばめを合わす意を含めり。易經に「道、天下を濟ふ」①などなり。又「濟世の才」②などなり。

①『易經』繫辭傳上「知周乎萬物、而道濟天下、故不過」。

②杜甫『奉待嚴大夫』「殊方又喜故人來、重鎮還須濟世才」。

8〇すすむ

勸 諷 諫 諭 說 撩 賺 唆 (後三、九号表)

【勸】①「すすむる」とよむ。進の字とは違ふなり。人にこうしやとすすめることなり。勉の字と字義近し。但し「勉」はすすめて精を出させることなり、「勸」は精をださせる意なし。又強の字に似たれども、「強」は無理にすすめることなり。又「勸」を、すすめられてせい出すにも用いることあり。

①「すすむ」(後一、十三号表)に重出。

【諫】【諷】二字共に人に異見をいうことなり。「諫」は、人の非をさしつけていけん「異見」するなり、「諷」は、よそごとをいいて遠まわしに異見をいうことなり。家語に「諷諫」①「贖諫」①「降諫」①「直諫」①「諷諫」①あり。「箴諫」②「切諫」③「正諫」④などと連用す。もちいることひろし。用いようにて諷の字のかわりにもなるなり。「諷」は「諷諭」⑤「諷議」⑥「諷告」⑦「托諷」⑧「譏諷」⑨などと連す。

①『孔子家語』辯政「孔子曰、忠臣之諫君、有五義焉。一曰諷諫、二曰贖諫、三曰降諫、四曰直諫、五曰風諫。唯度主而行之、吾從其諷諫乎。」

②『漢書』賈鄒枚路傳第二十一「古者聖王之制、史在前書過失、工誦箴諫、瞽誦詩諫、公卿比諫、士傳言諫過。」

③『史記』平津侯主父列傳第五十二「臣聞明主不惡切諫以博觀、忠臣不敢避重誅以直諫、是故事無遺策而功流萬世。」

④『戰國策』齊策「寡人奉先君之宗廟、守社稷、聞先生直言正諫不諱。」

⑤『漢書』酈陸朱劉叔孫傳第十三「陛下以歲時漢所餘彼所鮮數問遺、使辯士風諭以禮節。」

⑥『詩經』小雅・谷風之什・北山「或出入風議、或靡事不爲。」

⑦『漢書』嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈傳第三十四上「上嘉淮南之意、美將卒之功、乃令嚴助諭意風指於南越」、注「師古曰、風讀曰諷、以天子之意指諷告也。」

⑧『漢書』敘傳第七十下「文豔用寡、子虛烏有、寓言淫麗、託風終始。」

⑨韓愈『石鼎聯句詩序』「劉與侯皆已賦十餘韻、彌明應之如響、皆穎脫含譏諷。」

【諭】「さとす」と訓ず。人に物をとつくといいきかせて合點させることなり。愈に從う字なり。「愈」は「しかり」とよむ。そうじやということなり。人にそうじやと合點するようにいうを「諭」というなり。「たとへ」とよむ。人をさとすには、たとえなど引いていいきかせる故なり。

【説】「ゼツ」の音のときは、「とく」とよむ。わけをいうことなり。「ゼイ」の音のときは、いろいろにいいまわし、人を我が思つ「思つところ、思つつば」へ言いおとすことなり。「游説の客」①「説難」②の類なり。

①『韓非子』五蠹第四十九「事敗而弗誅、則游説之士、孰不爲用矰繳之説而倣倖其後。」

②『韓非子』説難第十二「凡説之難、非吾知之有以説之之難也。」

【撩】「いどむ」とよむ。「なぐる」と譯す。「挑弄」①と註す。手だてを以て人をだましなぐることなり。魏志に「長矛を持ちて戰を撩む」②、又韓愈の詩に「無心に嶺北を思ふ、猿鳥相撩むこと莫し」③などと使うなり。

①『字彙』卯集「撩、挑弄也。」

②『三國志』魏書十八・二李臧文呂許典「龐閭傳第十八「韋先占、將應募者數十人、皆重衣兩鎧、棄楯、但持長矛撩戟。」

③韓愈『次同冠峽』「泄乳交岩脈、縣流揭浪標、無心思嶺北、猿鳥莫相撩。」

【賺】「おのかす」とよむ。小兒などをすかす「なぐさめる」というに用いる。これもてだてを以ていい、なだめてこちへ引きつけることなり、なぐる意なし。

【唆】「そそのかす」とよむ。「唆毒」①は、しりおし「すすめる、そそのかす」を

することなり。

①『水滸傳』宋江智取無爲軍 張順活捉黃文炳「只恨黃文炳那厮搜根剔齒

幾番唆毒要害我們、這冤讎如何不報。」

セの部

1〇せまる

逼迫 薄 (二、二十八号裏)

【逼】逼と同字なり。まちかくつめよせることなり。左傳に「晉の桓莊の族逼る」といふは、晉の國の大家桓氏・莊氏、威勢強くて、だんだんに國君に似まがうようになり行くことをいへり。だんだんにつめよせる意なり。北史に「但し恐らくは富貴の來りて臣に逼らんことを。臣、富貴を圖るに心無し」②といふは、富貴を求め心はなけれども、富貴の方からつめかけ來るべく思ふことなり。「眞に逼る」③とは、晝などのほんのものによく似たることを、殊の外ほかきわへつめよせたといえるなり。「綠陰、酒に逼りて清し」④といえる句は、綠陰の色の酒にうつりたるをまちかくつめよせたりといいたるなり。

①『左傳』莊公二十三年「晉桓莊之族逼、獻公患之。」

②『北史』列傳第二十九楊敷「素應聲曰、臣但恐富貴來逼臣、臣無心圖富貴。」

③韓愈『春雪聞早梅』「那是俱疑似、須知兩逼眞。」

④李攀龍『汝思見過林亭』「五柳陰陰逼酒清、一杯須見故人情。」

【迫】「逼迫」①と連用して、似たれども少しく異なり、急なる意あり、せわしなき意あり。「急迫」②「卒迫」③は、急にせわしなきことなり。「飢寒迫る」④「榆景迫る」⑤は逼と同意なり。「逼迫」⑥「崩迫」⑦「煎迫」⑧「奔迫」⑨など連用

す。陽虎が自殺せんとしたることを「將に劍を擧げて頤に迫らんとす」⑩といへり。劍を頤にあてがいたることなり。

①『後漢書』志第十六五行四「後五日、詔收憲印綬、兄弟就國、逼迫皆自殺。」

②干寶『搜神記』卷十四「秦時、拘執爲奴隸、後得亡去、秦人迫之、急迫、

藏於穴中。」

③崔瑗『草書勢』「草書之法、蓋又簡略、應時諭指、用于卒迫。」

④『晉書』列傳第六十二文苑「時賢皆集、安欲以卒迫試之、臨別執其手、顧

就左右取一扇而授之。」

⑤杜甫『舟中出江陵南浦・奉寄鄭少尹審』「棲託難高臥、饑寒迫向隅。」

白居易『自在』「心了事未了、饑寒迫於外。」

⑥孟郊『乙酉歲舍弟扶持歸興義莊居後獨止舍待替人』「蘭交早已謝、榆景徒相

迫。」

⑦韓愈『石鼓歌』「陋儒編詩不收入、二雅編迫無委蛇。孔子西行不到秦、倚廡

星宿遺羲娥。」

⑧任昉『上蕭太傅固辭奪禮啓』(『文選』第三十九)「不任崩迫之情、謹以啓

事陳聞。」

⑨『古詩爲焦仲卿妻作』「轉頭向戶裏、漸見秋煎迫。」

⑩李白『淮南臥病書懷・寄蜀中趙徵君蕤』「功業莫從就、歲光屢奔迫。」

⑪『淮南子』人間訓「圍三卒而陽虎將舉劍伯頤、注「伯、迫也。」

【薄】逼の字の意なり。「薄暮」①は、くれにせまるなり。「日、西に薄る」②「天に薄る」③など連用す。急なる意はなし。

①『史記』衛將軍驃騎列傳第五十一「薄暮、單于遂乘六羸、壯騎可數百、直冒漢圍西北馳去。」

②李密『陳情表』(『文選』卷三十七)「但以劉日薄西山、氣息奄奄、人命危淺、朝不慮夕。」

③『楚辭』九辨「堯舜之抗行兮，瞭查查而薄大」。

2〇せまし

狹隘 陋 編 窄 (四、二十三号裏)

【狹】「せまし」。寛・濶・廣・博の反對なり。義ひろし。

【隘】ものの間のせまきなり。故に「關隘」①などと連用す。山間のせまき要害の地に關を設ける故なり。又せつ所のことを直ちに「隘」という②。「某山に十八隘あり」③などということあり。皆山のくびりて一騎打ちの處をいう。間のせまき義故、はばのせまきには用いず。

①『南齊書』列傳第十九蕭景先「惠朗依山築城、斷塞關隘、討天蓋黨與」。

②『南齊書』志第七・州郡下「有三關之隘、北接陳汝、控帶許洛」。

③陳全之『蓬窗日錄』卷一山西「雁門封山表郡從來舊矣。十八隘、自宋有之」。

蓋宋失山後、以此爲防、今非昔比也」。

【陋】ものの體の狹小なるをいう、形の狹小なるに非ず。多くは宮室・居所・徳業の上に用いる。「いやし」と訓ずれども、鄙・野・賤などの字と異なるは、狹小の義あればなり。

【編】衣服の身せまきなり。故に心性・器量にも用いる。

【窄】寛の反對にて、内のせまくて受け容れることの少なきをいう。

ソの部

1〇そなふ

具備 供 辦 給 庀 (二、三十三号表)

【具】「そなふ」「そなはる」「そなゆる」。又音にてよむ時、「器具」①と注す。和語にいう道具なり。「釀具」②は、酒作る道具なり。「博具」③、博奕の道具なり。

「家具」④は、家内の諸道具なり。「釣具」⑤は、釣道具なり。「耕具」⑥は、耕作道具なり。「雨具」⑦は、雨道具なり。「戲具」⑧は、博具をもち、又狂言道具なり。「淫具」⑨「肉具」⑩は、陽物なり。「才具」⑪は、才なり。「才」は、事を作す道具なればなり。「廊廟の具」⑫「經濟の具」⑬、皆才のことなり。「惡草具」⑭は、粗草なる料理なり。「治具」⑮「修具」⑯は、皆振る舞いの支度をするなり。「文具」⑰は、政事の上にて實功なきことをいう。その爲す所、皆帳面かきものの爲の道具になるという意なり。「夕裘具」⑱「濯具」⑲「禮具」⑳「樂具」㉑、皆支度のととのうことなり、ひととおりの欠なき意なり。「喪具は君子恥づ」⑳、支度することなり。「具臣」㉓は、かずさぶらひ「數あわせの家臣」なり。「具官」㉔も同じ。詩文の評に「妙品」「能品」「具品」「具品」あり。「具品」は、なみなみの位をいう。これも具臣より出でたる語なり。「そなゆる」とよむ時、備の字に比すれば、始終全體をのこさぬ意あり。備の字は數數をのこさぬ意あり。一具の意より見るべし。賤名、單に具すということ、書東の終りの辭なり。名をば單に載せたりということなり。名を載するは欠缺なき意なればなり。

①『正字通』子集下「具、忌御切、音懼、器具也」。

『宋史』列傳第二十四季宗諤「因修完器具、更署職名、條上利病二十事、帝省閱而賞嘆之」。

②『三國志』蜀書八・許糜孫簡伊秦傳第八「時天皇禁酒、釀者有刑、吏於人家索得釀具」。

③『漢書』五行志第七下之上「其夏、京師郡國民聚會里巷阡陌、設張博具、

- 歌舞祠西王母」、注「師古曰、博戲之具」。
- ④『齊民要術』卷五・種槐柳楸梓梧柞第五十「凡爲家具者、前件木、皆所宜種」。
- ⑤『新唐書』列傳第一百二十一隱逸・陸龜蒙「不乘馬、升舟設蓬席、齎束書茶籠、筆牀、釣具往來」。
- ⑥『金史』志第十七・禮九「阿離合邁、宗翰乃陳以耕具九、祝以辟土養民之意」。
- ⑦『史記』仲尼弟子列傳第七「昔夫子嘗行、使弟子持雨具、已而果雨」。
- ⑧『三國志』吳書十九・諸葛藤二孫權傳第十九「連日續夜、大小呼嗟、敗壞藏中矛戟五千餘枚、以作戲具」。
- ⑨『太平廣記』卷一百六十四簡雍「雍對曰、彼有淫具、與欲釀者何異」。
- ⑩徐昌齡「如意君傳」二十六七時、侍高宗、高宗肉具壯大、但興發興盡但由他、我不得恣意爲樂」。
- ⑪『世說新語』賢媛「汝等雖佳、才具不多、率胸懷與語、便無所憂」。
- ⑫杜甫『寄裴旻州』「廊廟之具裴旻州、宿昔一逢無此流」。
- ⑬高適『淇上酬薛三據兼寄郭少府微』「隱軫經濟具、縱橫建安作」。
- ⑭『史記』陳丞相世家第二十六「復持去、更以惡草具進楚使」、集解「漢書音義曰、草、粗也」。
- ⑮『史記』魏其武安侯列傳第四十七「將軍昨日幸許過魏其、魏其夫妻治具、自旦至今、未敢嘗食」。
- ⑯『漢書』荊燕吳傳第五「居數月、田生子請張卿臨、親修具」。
- ⑰『漢書』張馮汲鄭傳第二十「且秦以任刀筆之吏、爭以亟疾苛察相高、其敝徒文具、亡惻隱之實」、注「師古曰、文具、謂文具而已」。
- ⑱『國語』周語中「草木節解而備藏、隕霜而冬裘具、清風至而修城郭宮室」。
- ⑲『儀禮』特性饋食禮「宗人升自西階、親壺濯及豆籩、反降、東北面、告濯具」。

- ⑳『禮記』樂記「其功大者、其樂備、其治辯者、其禮具」。
- ㉑『宋史』志第八十六樂八「獻終豆徹、禮成樂具、飾駕上遊、升煙高鶩」。
- ㉒『禮記』檀弓上「喪具、君子恥具、一日二日而可爲也者、君子弗爲也」。
- ㉓『論語』先進「今由與求也、可謂具臣矣」、集注「具臣、謂備臣數而已」。
- ㉔『史記』孔子世家第十七「臣聞有文事者必有武備、有武事者必有文備、古者諸侯出疆、必具官以從」。
- 【備】ものの數數をのこさぬことなり。「百行備る」①「文武備る」②「四時の氣備る」③「一人に備ることを求むること無れ」④。又「そなゆる」とよむ時、支度する意に用いる。これも數數をのこさず支度することなり。「官必ずしも備へず」⑤の類なり。又それより轉用して、前方より用心の爲に支度して置くを「そなへ」という。これも當分いらぬことを支度するは、數數をのこさぬ意なるゆえなり。「文の備へ」⑥「武の備へ」⑦「備へ無きを攻む」⑧の類。「備邊」⑨は、夷狄の來り攻めんことを料りて、かねて邊地にその用心をして置くことなり。「備倭」⑩は、明の世に日本の海賊攻め入らんことを恐れて、かねて海邊に用心の爲に將兵を置きしをいうなり。
- ①『世說新語』賢媛「新婦所乏唯容爾、然士有百行、君有幾、許云、皆備」。
- ②『漢書』趙尹韓張兩王傳第四十六「對曰、翁歸文武兼備、唯所施設」。
- ③『晉書』列傳第六十三・外戚「謝安亦雅重之、恒云、哀雖不言、而四時之氣亦備矣」。
- ④『論語』微子「故舊無大故則不棄也、無求備於一人」。
- ⑤『書經』周官「立太師、太傅、太保、茲惟三公、論道經邦、變理陰陽、官不備、惟其人」。
- ⑥『史記』孔子世家第十七「臣聞、有文事者必有武備、有武事者必有文備」。
- ⑦『吳子』圖國「明主鑒茲、必內修文德、外治武備」。
- ⑧『孫子』始計「攻其無備、出其不意、此兵家之勝、不可先傳也」。

⑨蘇轍『乞令戸部役法所會議狀』「朝廷養民備邊、雖有内外之別、而其實一家之事耳」。

⑩『明史』本紀第二十・神宗一「八月乙巳、兵部侍郎宋應昌經略備倭軍務」。

【供】「ク」という時は、そなえものなり。「くうず」という時は、そなえものにするなり。左傳に「王祭供せず」①とは、菁茅を楚國より貢にせざるゆえ、王の祭に菁茅をそなえざるなり。「山色、詩料に供す」②「水檻、垂釣に供す」③、皆その爲の用に立てるゆえ、そなえものにすといいたるなり。「供養」④「供物」⑤の供にてよく通じるなり。

①『左傳』僖公四年「爾貢苞茅不入、王祭不供、無以縮酒、寡人是徵」。

②董軒『題林塘別業』「林塘多勝趣、雲物四時幽、山色供詩料、波香引釣鈎」。

③杜甫『江上值水如海勢聊短述』「新添水檻供垂釣、故著浮槎替人舟」。

④『漢書』文帝紀第四「今乃幸以天年得復供養于高廟、朕之不明與嘉之、其奚哀念之有」。

⑤『大般涅槃經後分』卷下・機感茶毘品第三「迦葉與諸弟子竊共思念、我等如何得諸供物、將至佛所供養如來」。

【辦】事のらちをあげることなり。道理を決断してらちをあげることにてはなし、その事を爲す上にてよくその事をとりはからい埒をあげることなり。和語に「事をべんずる」というがごとし。韓信が「多多益辦す」①というは、多ければ多きほど、らちをあげ、手がまわるなり。「聖公、辦ずること能はず」②というは、その事をらちあけることならぬなり。房玄齡が「軍府の符檄、馬を駐めて即ち辦す」③というは、馬をひかえて馬上に早速認めたることなり。秦の始皇の事に「大臣皆成事を受け、上に倚辦す」④というは、始皇、我が智を用いることを好んで、臣下の智能を用いざるゆえ、何事も始皇の指圖にて既にきわまりたるを、臣下は受け行いて、何事も上をたのみにしてらちをあげしとなり。三略に「軍幕未だ辦せざれば、將倦

むと言はず」⑤とは、陣小屋のらちがあかぬ内は、將たる人は草臥れたりといわぬことなり。又周禮に「酒正、三酒の物を辦す」⑥、考工記に「民器を辦す」⑦というは、具の字の意にて、支度して置くことなり。

①『漢書』韓信傳「曰、如臣、多多益辦耳、上笑曰、多多益辦、何爲爲我禽」。

②『後漢書』耿弇列傳第九「又銅馬赤眉之屬數十輩、輩數十百萬、聖公不能辦也」。

③『新唐書』列傳第二十一房杜「居府出入十年、軍府符檄、或駐馬即辦、文約理盡、初不著稿」。

④『史記』秦始皇本紀第六「博士雖七十人、特備員弗用、丞相諸大臣皆受成事、倚辦於上」。

⑤『三略』上略「軍井未達、將不言渴、軍幕未辦、將不言倦、軍竈未炊、將不言飢」。

⑥『周禮』天官・酒正「酒正掌酒之政令、以式灋授酒材、……、辨三酒之物、一曰事酒、二曰昔酒、三曰清酒」。

⑦『周禮』考工記・總目「或審曲面勢、以飭五材、以辨民器」。

【給】物をつづけて用を足させる意の字なり。「供給」①は、つづけて間をあわせることなり。「たまふ」の部に見える②。

①『國語』周語上「上帝之粢盛、於是乎出、民之蕃庶、於是乎生、事之供給、於是乎在」。

②「たまふ」(後一、二十九号表)の部に給字なし。

【庇】具の字の意なり①。支度することなり。

①『左傳』襄公九年「使華閱討右官、官庇其司、向戍討左、亦如之」、杜注「庇、具也」。

2〇そふ

添 貳 副 從 傍 (三、三十号表)

【添】は「そゆる」なり、貳・副・從・傍は「そふ」なり。「そゆる」とは益すなり。但し益の字と少しく差別あり、「添る」とは少しづつ加える意あり。

【貳】【副】はさしそふことなり。かけがえの意なり。「儲貳」①「儲副」②は太子なり、君のかけがえなり。「副貳」③は諸官のすけをいう。かみにさしそいて、かけがえとなる。「副本」④も本書の外に通認めてかけがえにするをいう。周禮に副本のことを「貳」という⑤。「衣に兼副無し」⑥、きがえのなきことなり。「副車」⑦「貳車」⑧、皆のりがえの車なり。又「名實副ず」⑨などと使うは、稱の字の義になる。又「貳」を「ふたごころ」とよむ⑩。一二の義にて、心を二つに分けることなり。「疑ふ」とよむも同じ。又禮記に「長者に御同するときは、貳と雖も辭せず」⑪というを、注に貳を「肴饌の重」⑫と注す。字書に「物を益すなり」⑬と注せるは非なり。食物にすぎきらいあるゆえ、そのかけがえの爲に品を多くするゆえ、多品の饌を「貳」といなり⑭。

①『晉書』志第十一禮下「周禮、王后太子不會、明禮同於君、皆所以重儲貳、異正嫡」。

②『後漢書』皇后紀第十上和熹鄧皇后「及元興延平之際、國無儲副」。

③『宋史』志第一百二十一職官八「今多命省署之職、出爲知州、又設通判之官、以爲副貳、此權宜之制耳」。

④『唐書』志第三十七百官一「建中二年、以御史中丞爲理甄使、諫議大夫一人爲知甄使、投甄者、使先驗副本」。

⑤『周禮』天官・小宰「八灋八則之貳、以逆邦國」、鄭注「鄭司農云、貳、副本也」。

⑥『後漢書』鮑期霸祭遵列傳第十「彤在遼東幾三十年、衣無兼副」。

⑦『史記』留侯世家第二十五「秦皇帝東游、良與客狙擊秦皇帝博浪沙中、誤中副車」。

⑧『禮記』少儀「乘貳車則式、佐車則否」、注「貳車、佐車、皆副車也」。

⑨『漢書』王莽傳第六十九上「臣愚以爲、宰衡官以正百僚平海內爲職、而無印信、名實不副」。

⑩『國語』楚語下「文子曰、梁險而在境、懼子孫之有貳者也」、韋注「貳、二心也」。

⑪『禮記』曲禮上「御同於長者、雖貳不辭」、鄭注「貳、謂重殺膳也」。

⑫『字彙』西集「貳、益物也」。

⑬『禮記』曲禮上「御同於長者、雖貳不辭」、鄭注「謂侍食於長者、饌具與之同也。貳謂重殺膳也。辭之爲長者嫌」。

【從】禮記に「涕の從」①ということあり。つきものことなり。從者の義なり。

①『禮記』檀弓上「子惡夫涕之無從也、小子行之」。

【傍】【並】、何れも傍によりそふことなり。但し傍の字はわが身の物にそふにもいい、又外の物の物にそふをいう。「並」は外の物の上をいうこと多し。

3〇そばだつ

敬 傾 側 岸 峙 (三、五十号裏)

【敬】「そばだつ」。「傾」「かたむく」。義近し。二字共に、一方さがり、一方あがりたることなれども、「傾」は一方をさげる方を主としたる詞なり、「敬」は一方あがりたる方を主としたる詞なり。このわけにて和訓もかわりたりと見えたり。されば「敬」は斜めに立つなり。「傾」は「天は西北に傾き、地は東南に傾く」①という

も、かたさがりなるころなり。「壺傾く」②「樽傾く」③「御酒傾く」④、皆酒をつぐ意あり。「二座傾く」⑤とは、一座の人その方へ心をよせるなり。「一顧すれば人の城を傾け、再顧すれば人の國を傾く」⑥というも、一城一國の人皆その方へ心をよせるなり。しかればかたさがりなる意なり。「心腸を傾倒す」⑦というは、心底をまけ出すなり。器を傾けて中の物をまけ出すがごとし。かるく用いて二字とも斜めなる意なり。「白日欹く」⑧「白日傾く」⑨などなり。「風枝欹く」「雨を帯て欹く」、皆斜の字の意なり。

①『淮南子』天文訓「天柱折、地維絶、天傾西北、故日月星辰移焉、地不滿東南、故水潦塵埃焉。」

『淮南子』原道訓「昔共工之力、觸不周之山、使地東南傾。」

②李公佐僕『木客』「酒盡君莫沽、壺傾我當發。」

③李白『獻從叔當塗宰陽冰』「顧慚青雲器、謬奉玉樽傾。」

④岑參『送郭僕射節制劍南』「玉饌天厨送、金杯御酒傾。」

⑤『漢書』司馬相如傳第二十七上「臨邛令不敢嘗食、身自迎相如、相如爲不得已而强往、一坐盡傾。」

⑥『漢書』外戚傳第六十七上・孝武李夫人傳「北方有佳人、絶世而獨立、一顧傾人城、再顧傾人國。」

⑦杜甫『奉贈射洪李四丈』「志士懷感傷、心胸已傾倒。」

⑧謝靈運『豫章行』「短生旅長世、恒覺白日欹。」

⑨宋孝武帝『七夕詩』《『初學記』卷四》「白日傾晚照、弦月升初光。」

【側】「かたはら」という字なり。故に「そばだつ」とよむ時、正面より見ず、わきから見たる貌なり。「側栢葉」①というものあり、このてがしわのことなり。常の栢は、葉ほかの木葉のごとく、ひらにつくものなり、「側栢」は葉たてにつくものなり。又永字の八法に、永字の上の點を「側」という②。正面より見たる形に書くべからず、横より見たる形にかくべしということなり。詩經に「反側」③といね

かえるということあり。「反」とは仰むけに臥したるものがうつむけになり、うつむけに臥したるものの仰むけになりたることなり。うらかえしにひつくりかえるを「反」という、「側」は脇を下にして臥するなり。「帽側つ」④というは、帽を横にかぶることなり。横にかぶれば、正面がわきへなり、わきが正面になる。これを「側つ」という。「側理紙」⑤という紙あり。紙のきめがもろめにてなく、まさめなるをいう。これ皆わきより見たる形を「側つ」というなり。「目を側つ」⑥というは、人に忌み悪まれることなり。横目に見ることをいうなり。

①『本草綱目』柏釋名「李時珍曰、……陸佃埤雅云、柏之指西、猶鍼之指南也。柏有數種、入藥惟取葉扁而側生者、故曰側柏。」

②『書苑菁華』永字八法詳說・側勢第一「側、不得平其筆、當側筆就右爲之。」

③『詩經』周南・關雎「求之不得、寤寐思服、悠哉悠哉、輾轉反側。」

④杜甫『秋野五首』三「掉頭紗帽側、曝背竹書光。」

⑤『拾遺記』晉時事「側理紙萬番、此南越所獻、後人言陟里、與側理相亂、南人以海苔爲紙、其理縱橫邪側、因以爲名。」

⑥『漢書』楚元王傳第六「時恭顯許史子弟侍中諸曹、皆側目於望之等、更全懼焉。」

【岸】「幘を岸つ」①とよむ。これは聳やすことなり。岸のそびえたるごとくかぶるなり。

①『晉書』列傳第四十九謝安「在溫坐、岸幘笑詠、無異常日。」

【峙】「山の屹立する貌」①と注せり。これも山のそびえたる貌なり。右の二字は前の諸字と大いに異なり。

①『正字通』寅集中「山屹立貌。」

4〇そそぐ

注 濺 洒 瀉 沃 澆 灌 漑 潑 (五、七号表)

【注】「そそぐ」とよむ。水をながしかけることなり。「注子」①は、酒をつぐ銚子のことなり。「某の水、某の水に注ぐ」②というは、この川があの川に流れ入るなり。「貫注」③「流注」④などは、この川があの川に入り、あの川がこの川に入り、周流して一つらぬきになる意なり。又書籍の注はもと註の字なり、流注の義にて解したるは誤りなり。

①李匡又『資暇集』卷下「元和初、酌酒猶用樽杓、所以丞相高公有斟酌之譽。

…：居無何、稍用注子、其形若罍而蓋鬲柄皆具」。

『御纂朱子全書』卷二十八禮一「酒壺在案席之後、別置卓子於席南、注子置其上」。

②『水經注』卷一河水「長寧水又東南流、注于湟水」。

③高士奇『金鷲退食筆記』卷下「其西作龍首、自牆外汲太液水貫注之」。

④季邕『嵩嶽寺碑』「身田底平、福河流注、今昔紛擾、雜事夥多」。

【濺】水をばつぱとかけることなり。故にとぼしる「飛走る」のかかることなどに用いる。瀑布のはねのことを「濺沫」①という。

①薛道衡『入郴江』「跳波鳴石磧、濺沫擁沙洲」。

【洒】水をうつことなり。佛法に「洒水」①あり。

①『太上護國祈雨消魔經』「威劍神王、大力神王、攝毒神王、消魔神王、食邪神王、碎魔神王、擲火神王、洒水神王、食精神王、收瘟神王」。

【瀉】水をまくことなり。「注」は銚子などにてつぐごとく、ひとすぢ流れ入るなり、「瀉」はがばがばとつちまぐることなり。

【沃】【澆】【灌】【漑】【潑】大抵同意なり。皆水をかけることなり。艸木に水をかけ、花などに水をかけることに用いる。「灌醉」①とは、酒をつぎかけてしいることなり。「漑」は水をかけて洗うことなり、「潑」の字は、俗語に、人のあたる「乱暴する」ことに用いる。

①『金瓶梅』暹蒙華門前放煙火、賞元宵樓上醉花燈「十分不巧、只消三分銀子燒酒、把抬轎的灌醉了」。

5〇そしる

誹 謗 訕 詆 刺 訾 譏 誚 毀 嘲 斥 短 讒 (後二、二号表)

【誹】譽と反對す。言に従い非に従う字ゆえ、人の非ぶん「非分、理にあたらぬこと」をさしてそしることなり。「誹謗の木」①は、政のよからざることあらば、書きしるすために宮門にたてたるはしらなり。「腹誹」②は、口でいわずにはらのうちでそしることなり。「怨誹」③「沮誹」④などと連す。非と通ず。

①『史記』孝文本紀第十一「古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者」。

②『正字通』は『史記』食貨志の「張湯奏當異九卿見令不便、不入言而腹誹、論死」を引いて「誹、口不言、心非之也」とあるが、『史記』『漢書』の注にこの一文は見あたらない。

③『史記』屈原賈生列傳第二十四「國風好色而不淫、小雅怨誹而不亂、若離騷者、可謂兼之矣」。

『莊子』刻意「刻意尚行、離世異俗、高論怨誹、爲亢而已矣」。

④『史記』平準書第八「於是見知之法生、廢格沮誹、窮治之獄用矣」。

【謗】和俗の「人ごとをいう」というほどのことなり。かたわらよりいなり。されどもよきことをいうてはなし、わるくいなり。心謗①はこころにて

そしることなり。「讒謗」②「訕謗」③「嘲謗」④などと連す。

①『史記』魏其武安侯列傳第四十七「蚡所愛宿優巧匠之屬、不如魏其灌夫日夜招聚天下豪傑壯士與論議、腹誹而心謗、不仰視天而俯畫地」。

②『先賢行狀』(『三國志』魏書十一・袁張涼國田王邴管傳第十一柱引)「時袁世弊、識眞者少、朋黨之人、互相讒謗」。

③『北史』列傳第十五賈彝「父爲符堅鉅鹿太守、坐訕謗繫獄」。

④蘇軾『送碧香酒與趙明叔教授』「嗟君老狂不知愧、更吟醜婦惡嘲謗」。

【訕】謗と大抵同義なり。「郷訕」①は、むらうちのわるくちいいいというほどのことなり。

①『揚子法言』淵騫「妄譽、仁之賊也、妄毀、義之賊也、賊仁近郷原、賊義近郷訕」。

【詆】向うへはりあい、たてぶきてわるくいうことなり。氏に従う故、至極そしりとおおせる意なり。「巧詆」①「醜詆」②「深詆」③「詆刺」④などと連す。

①『漢書』張馮汲鄭傳第二十「而刀筆之吏、專深文巧詆、陷入於罔、以自爲功」。

②『漢書』楚元王傳第六「是以羣小窺見閒隙、緣飾文字、巧言醜詆、流言飛文、譁於民間」。

③『漢書』酷吏傳第六十「使治主父偃及淮南反獄、所以微文深詆殺者甚衆、稱爲敢決疑」。

④章如愚『羣書考索續集』卷二十三「東漢歷元爲馮晃馮光所駁、熹平校議得失遂分、此歷之方行而迭相詆刺者如是也」。

【刺】美と反對す。「美」はほめるなり、「刺」はそしるなり。元來「さす」という字なり。故にそしりようが針にてさす意を帯べり。あらわしそしるにも、心底にて

そしるにも用いる。向うの心へしつくりとこたえるようにいうことなり。わるさにそしるにはなく、向うへこたえるようにそしるなり。倭語の「あてる」とか、「うちこむ」とかいう程のことなり。

【訾】「務めて謗毀を爲す」①と注して、非難をうつことなり。そしるほどのことにもなきを、むりにそしりたてることなり。「訛訾」①「毀訾」②「謗訾」③「詆訾」④などと連す。

①『詩經』大雅・蕩之什・召旻「臯臯訛訛、曾不知其玷」、朱傳「臯臯、頑慢意、訛訛、務爲謗毀也」。

②『管子』形勢解第六十四「毀訾賢者之謂訾、推譽不肖之謂譽、訾譽之人得用、則人主之明蔽而毀譽之言起」。

③『韓非子』顯學第五十「昔禹決江濬河、而民聚瓦石、子產開畝樹桑、鄭人謗訾、禹利天下、子產存鄭」。

④『漢書』揚雄傳第五十七「雄見諸子各以其知舛馳、大氏詆訾聖人、即爲怪迂」。

【譏】そしり笑う意なり。向うのしかたのわるきをみだしてそしるなり。「刺譏」

①「譏訾」②などと連す。

①班固『典引』(『文選』卷四十八)「至以身陷刑之故、微文刺譏、貶損當世、非誼士也」。

②『世說新語』文學「左太冲三都賦初成、時人互有譏訾、思意不愜」。

【訕】譏と同義なり。そのうち消の省に従うゆえ、向うのよきことをそしりけす意なり。

【毀】譽と反對す。いくづすというほどのことなり。元來「やぶる」という字な

り。わがこぼちそしるにて人をやぶるなり。故に「過實そしり」①と注す。針ほどのことを棒ほどにそしるなり。「根毀」②などと連す。「根」は「排根」③の根にて、急に引くことなり。故に急に人を引きたおしそしることなり。

①未詳。『論語』衛靈公「子曰、吾之於人也、誰毀誰譽」の集注に「毀者稱人之惡而損其眞、譽者揚人之善而過其實」とある。

②『新唐書』列傳第四十四武平一「于時、太平、安樂公主各立黨相根毀、親貴離間」。

③『漢書』竇田灌韓傳第二十二「及竇嬰失勢、亦欲倚夫引繩排根生平慕之後棄者」。

【嘲】「あざける」とよむ。なぶりそしるなり。

【斥】「さす」という字なり。何ぞ事をさしてそしるなり。

【短】「そしる」とよむ。人のちえのたけをはかつてそしるなり。

【讒】人をわるくいいおとすなり。

夕の部

1〇たがふ

差違 忒 左 更 互 遞 迭 舛 齟 (二、五十八号表)

【差】「相値らず」①と注して、くいちがうことなり。ただひろくちがうとも用いる。「舛差」②「差忒」③「差違」④「差錯」⑤「之を毫釐に謬てば、差するに千

里を以てす」⑥。又「魏尚功を上つて、鹵首六級を差ふ」⑦、魏尚が上りし軍

功の首帳に、首六ちがいたるをいうなり。又「差別」⑧、又「差肩」⑨「肩差ふ」

⑩というは、次第おとりに並ぶことなり。禮記に「肩隨」⑪という同意なり。「肩

ややす」とよむは非なり。又「歳差」⑫というは、曆家に、天のめぐり、七十五年

に一度づつちがうをいう。又支韻に入る時、「參差」⑬は、かたがいのなり。「鱗差」

⑭も、うろこのことくくちがいのならぶことなり。「差池」⑮「差差」⑯、皆「參

差」と同じ。又籥の異名を「參差」⑰という。形のかたがいのなるゆえ名づく。又

皆韻に入る時、「さす」とよむ、「えらぶ」とよむ。人を使いにつかわすことなり。

「輪差」⑱は、輪番に使いにつかわすなり。民に夫をあつるに、「差役」⑲「顧役」

⑳ということあり。「顧役」は百姓より錢を出だして、人をやといて夫に遣わすな

り、「差役」は人をさして遣わすなり。又蹉と通ず。「いゆ」とよむ⑲。又「やや

とよむ」⑲。「風差輕し」⑳などなり。又蹉と通ず。「つまづく」とよむ⑲。又咤の

音の時は性質の義なり㉑。「差事」㉒とは、かわりたることなりという意なり。「吳

王夫差」、正字通には釵・又の二音を用いる㉓。「景差」は音蹉といえり㉔。韻瑞

には皆「參差」と同音なり㉕。

①『說文解字』「差、貳也、差不相値也」。

②黃庭堅『次韻張仲謀過醴池寺齋』「要公共文字、朱墨勘舛差」。

③『淮南子』時則訓「陶器必良、火齊必得、無有差忒」。

④『遊仙窟』獅官下官答曰「莘馬側太子軀居貧賤、比不相知、闕爲參展、今日

之後、不敢差違」。

⑤『漢書』司馬相如傳下第二十七「紛湛湛其差錯兮、雜遝膠輻以方馳」、注「師

古曰、差錯、交互也」。

⑥『史記』太史公自序卷七十一「察其所以、皆失其本已。故易曰、失之豪釐、

差以千里」。

⑦『史記』張釋之馮唐列傳第四十二「且雲中守魏尚坐上功首虜差六級、陛下

下之吏、削其爵、罰作之」。

- ⑧『陳書』列傳第十劉師知「若言公卿胥吏茲服纁其、此與梓宮部伍有何差別」。
- ⑨『管子』輕重甲第八十「管子差肩而問曰、吾不籍吾民、何以奉車革」。
- ⑩韓愈『奉和杜相公太清宮紀事陳誠上李桐公十六韻』「四眞皆齒列、二聖亦肩差」。
- ⑪『禮記』曲禮上「十年以長、則兄事之、五年以長、則肩隨之、鄭注「肩隨者、與之並行差退」。
- ⑫『宋書』志第三歷下「案冲之新推曆術、今冬至所在、歲歲微差」。
- ⑬『詩經』周南・關雎「參差荇菜、左右流之」。
- ⑭白居易『想東遊五十韻』「鱗差漁戶舍、綺錯稻田溝」。
- ⑮『詩經』邶風・燕燕「燕燕于飛、差池其羽」。
- ⑯『荀子』正名「君子之言、涉然而精、俛然而類、差差然而齊」。
- ⑰『楚辭』九歌・雲中君「望夫君兮未來、吹參差兮誰思」。
- ⑱『文獻通考』職役考一「宣宗大中九年詔、每有役事、委令據簿輸差」。
- ⑲『文獻通考』職役考二「宣宗大中九年、詔以州縣差役不均、自令每縣據人貧富及役輕重、作差科簿、煉於今廳」。
- 蘇轍『三論分別邪正劄子』「故天下皆思僱役而厭差役、今五年矣」。
- ⑳『宋史』志第一百三十三食貨上五「熙寧元年、條例司言、使民出錢雇役、即先王致民財以祿庶人在官者之意、願以條目遣官分行天下、博盡衆議」。
- ㉑『方言』三「差、愈也、南楚、病愈者、謂之差」。
- ㉒『正字通』寅集中「差通作瘥、又較也」。
- ㉓『左傳』宣公十二年「少進、馬還、又慕之、拔旆投衡、乃出、杜注「拔旆投衡上、使不帆風、差輕」。
- ㉔『正字通』寅集中「差箇韻音剉、足跌也、別作蹉」。
- ㉕『正字通』寅集中「差禡韻音咤、事異也」。
- ㉖韓愈『灌吏』「颶風有時作、掀簸眞差事」。
- ㉗『正字通』寅集中「夫差、吳王名、本讀扶叙、亦讀又」。

⑳呂忱『字林』『說郭』卷八十五引「一字數音「差有七音、支韻、音又宜切、不齊也、差池、參差、皆韻、音叙、使也。詩穀旦于差、夫差、吳王名。歌韻、音礎、禮記御者差沐浙米瀆爲沐也。景差、人名」。

㉘『五車韻瑞』卷六支韻の項に「參差」とともに「夫差」「景差」をあげる。

【違】差の字、麻韻に入ると大抵同義のようなれども、差の字は既にちがいたる上を主として、違の字は今たがうなり、今違いて離れ去る意あり。故に轉用して、はなれざることも用いる。「孟懿子、孝を問ふ。子曰く、違ふこと無れ」①というも、今たがう上を主とするなり。「違へるを繩す」②「違へるを正す」③「違へるを懲す」④、皆心行の上を主とするゆえ、既に違いたることなれども、今違う意あり。差の字は事跡の上にて、心行の上へかからず。これ既にたがえる上を主とするゆえなり。「違へるを弼く」⑤というも、君の行いの違いゆくを匡弼して、たがわせぬなり。「違へるを塞く」⑥というも、違ひゆく先を塞ぎとどめる義なり。「違へるを違くす」⑦というは、既に違いたる義ゆえ、「邪なり」⑦と訓ずれども、これ心行の上をいうゆえ、差の字と別なり。「寸心違ふ」⑧「心事違ふ」⑨「壯心違ふ」⑩「佳期違ふ」⑪など、皆たがう行く意あり。又「天威、顔を違はざること只尺」⑫、天威と顔との間の近きをいう。「忠恕、道を違ること遠からず」⑬、忠恕と道との間の近きをいう。「相違ること三十里」⑭、皆はなれざる意にて、去の字の義には非ず、距の字の義なり。「天行漸く日と違ふ」「人を揖するには必ず其の位を違る」⑮、皆間のはなれる意なり。「故人違す」⑯「際違す」⑰なども同じ。又「依違」⑱は、「伊違」⑲「依章」⑳「倚違」㉑「猗違」㉒、皆同じ。ついつはなれつする意なり。故に「兩可の辭」㉓と注す。うちまたたがうやくなることなり。「明白ならず」㉔と注するは非なり。郊祀の歌に「五音六律依章たる響」㉕というも、音楽には五音六律合いつはなれつするものなるゆえいえり。韋・違、通ずるなり。

①『論語』爲政「孟懿子問孝。子曰、無違」。

- ②『晉書』列傳第四十鍾雅「穆后臨朝、特原不問、雅直法繩違、百僚皆憚之」。
- ③『左傳』襄公二十六年「晉君宣其明德於諸侯、恤其患而補其闕、正其違而治其煩、所以爲盟主也」。
- ④『楚辭』九章・懷沙「懲違改忿兮、抑心而自強」。
- ⑤『晉書』帝紀第二武帝「擇其能正色弼違、匡救不逮者、以兼此選」。
- ⑥『左傳』桓公二年「君人者將昭德塞違、以臨照百官、猶懼、或失之、正義塞違、謂閉塞邪使違命止息也」。
- ⑦『國語』周語上「今號動匱百姓、以逞其違、離民怒神、而求利焉、不亦難乎」、韋注「違、邪也」。
- ⑧杜甫『送何侍御歸朝』「故人從此去、寥落寸心違」。
- ⑨杜甫『秋興八首』三「匡衡抗疏功名薄、劉向傳經心事違」。
- ⑩杜甫『夜』「煙塵繞閭闔、白首壯心違」。
- ⑪劉永之『同傅商翁何彥正舟中有懷辛好禮二首』二「佳期違宿諾、歡笑懷前賞、餘燼落寒燈、臥聞漁板響」。
- ⑫『左傳』僖公九年「天威不遠顔咫尺、小白余、敢貪天子之命無下拜、恐隕越于下、以遺天子違」。
- ⑬『禮記』中庸「忠恕違道不遠、施諸己而不願、亦勿施於人」。
- ⑭徐燻『哭林文烈』「相違三百里、消息太茫然」。
- ⑮『禮記』曲禮上「適墓不登壟、助葬必執紼、臨喪不笑、捐人必違其位」。
- ⑯孟浩然『留別王侍御維』「欲尋芳草去、惜與故人違」。
- ⑰顏師古『漢書敘例』「顧召幽仄、俾竭芻蕘、匡正睽違、激揚鬱滯」。
- ⑱『漢書』律曆志第一上「書欽樂弛、朕甚難之、依違以惟、未能修明」。
- ⑲黃佐『乾清宮賦』「彤瑄焯焯、伊違斯弼」。
- ⑳『漢書』禮樂志二・郊祀歌・景星「五音六律、依違響昭」、注「師古曰、依違、諧和不相乖離也」。
- ㉑『漢書』何武王嘉師丹傳第六十六「倚違者連歲」、注「師古曰、猶依違也、

依且違、言兩可也」。

②②『漢書』匡張孔馬傳第五十一「上重違大臣正義、又內迫傳太后、猗違者連歲」、注「師古曰、猗違猶依違耳」。

②③『正字通』西集下「又依違、韻會誤訓爲不明白」。

【忒】たがいあやまることなり。差の字に近し。

【左】差の字を「たがふ」とよむと同じ。

【更】平聲の時、「たがひに」とよむ。入れかわる意なり。然れども「かわる」とよむ時は虚字にて、「たがひに」とよむ時は助字なり。故に助字の時、互の字と同じように用いるなり。

【互】もの入れちがいたるをいう。篆字の形は互なり、入れちがいたる形なり。「舛互」①「交互」②「參互」③「回互」④など連用す。助字に用いて「たがひに」とよむ時、更の字に近し。但し入れかわる意なり。虚字に用いて、「たがひなり」という時、錯の字と近し。但し「錯」は入れちがいたるまでなり、「互」は入りくみたる意あり。「盤互」⑤というは、人の兄弟親戚、縁に縁をくみて、朝廷の中に一面になりたる體を形容していう。又「回互」⑥を回護の義に用いたることあり。互と護と音同じき故にあやまれり。「回護」⑦は、詞をまげて人の惡事をかばいて善のようにいひなすことなり。

①左思『呉都賦』《文選》卷五「横塘查下、邑屋隆夸、長干延屬、飛甍舛互」。

②『京房易傳』震「陰陽交互、陽爲陰、陰爲陽、陰陽二氣、盪而爲象」。

③『周禮』天官・司會「以參互攷日成、以月要攷月成、以歲會攷歲成」。

④杜甫『有懷台州鄭十八司戶』「相望無所成、乾坤荏迴互」。

⑤『漢書』楚元王傳第六「兄弟據重、宗族盤互、歷上古至秦漢、外戚僭貴未

有如王氏者也。」

⑥『柳宗元』『夢歸賦』「紛若喜而怡儼兮、心回互以壅塞。」

⑦『宋史』列傳第一百四十七王希呂「天性剛勁、遇利害無回護意、惟是之從。」

【遞】「更遞」①などと用いる。もつぎ飛脚より出でたる字にて、ものをてぐり「手にて繰り取る」にする意ゆえ、「たがひに」と用いる。かわりてうけとる意あり。

①『易經』繫辭傳上「是故剛柔相摩、正義「陽剛而陰柔、故剛柔共相切摩、更遞變化也」。

【迭】更の字の義なり。かわり合う意なり。詩經に「日や月や、胡ぞ迭ひにして微なる」①、封禪書に「軼ひに廢れ軼ひに興る」②、十二諸侯の年表に「四國佚ひに興りて、更るがはる伯主爲り」③。軼・佚、みな通用す。

①『詩經』邶風・柏舟「日居月諸、胡迭而微、心之憂矣、如匪澣衣」。

②『史記』封禪書第六「自五帝以至秦、軼興軼衰、名山大川在諸侯、或在天子、其禮損益世殊、不可勝記」。

③『史記』十二諸侯年表第二「晉阻三河、齊負東海、楚介江淮、秦因雍州之固、四海迭興、更爲伯主」。

【舛】「あやまる」とよみ、「たがふ」とよむ。錯の義にして、誤の義を帯びる。篆文は舛、形容なり①。一つはうしろむき、一つは前へむきたる形の字なり。

①原文は「形容なり」であるが、他の例（たとえば「すずし」【凜】の項、「とほし」【渺】の項）から推すと「形容字なり」のあやまりではないだろうか。

【齟齬】「齟齬」①というのは、齒のくいちがいたる貌なり。それより物のくいちがう

ことに用いる。差の字の義に近し。又樂器の中敵の背の齟齬は、ささらの如くにぎざぎざをしたることをいう。

①『太玄經』親「初一、親非其膚、其志齟齬」。

2〇たゆ

斷 絶 剿 珍 裁 製 制 (三、四十二号表)

【斷】【絶】ともに通用す。されども「絶」はもと糸のきれることにて、たえるなり①。「斷」は木にても、人の身體にても、切りはなしたる處をいうなり。故に「緒を絶つ」②「糸を絶つ」③とは用いれども、「首を斷つ」④「肢を斷つ」⑤「樹を斷つ」⑥「金を斷つ」⑦などには絶の字は用いず。助語に用いる時、「絶」は「絶妙」⑧「絶奇」⑨「絶倫」⑩などと、すぐれたることに用いるは、普通にはなれたる義なり。「斷」の字は「斷として知る可きなり」⑪などと用いて疑いなきことに用いる。各別にふつと切りてはなしたる意あり。瀉を止むる薬を「斷下の方」⑫といい、産をさせぬ薬を「斷産の方」⑬という。しやきと切りてとる意あるなり。又斷の字、去聲に用いる時、決斷の義⑭。又「獄を斷ず」⑮「裁斷」⑯「判斷」⑰の義に用いる。これも是非善惡を二つに切りてはなす意なり。大抵「斷」は二つになすことにて、二つになるにも用いる。「絶」は糸のきれることにて、糸をきるにも用いる。「絶筆」⑱は筆をとめることなり。「絶句」を「斷句」ともいう⑲。「絶命詞」⑳は辭世なり。

①『說文解字』「絶、斷絲也」。

②『後漢書』張衡列傳第四十九「王肆修於漢庭兮、卒銜恤而絶緒」。

③楊維禎『繡床凝思』「絶憐小玉情緣重、到死春韞始絶絲」。

④『管子』侈靡第三十五「今周公斷指滿稽、斷首滿稽、斷足滿稽」。

⑤司馬遷『報任少卿書』《文選》卷四十一「其次、毀肌膚、斷支體、受辱」。

⑥『禮記』祭義「斷一樹、殺一獸、不以其時、非孝也」。

⑦『周易』繫辭傳上「二人同心、其利斷金、同心之言、其臭如蘭。」

⑧『北齊書』補列傳第二十一鄭述祖「述祖能鼓琴、自造龍吟十弄、云、嘗夢人彈琴、寤而寫得、當時以爲絕妙。」

⑨王十朋『題浄名院二絶』二「谷中有月露蛾眉、水織珠簾更絶奇、滿目峯巒觀未盡、有僧携紙覓題詩。」

⑩『漢書』匡張孔馬傳第五十一「平原文學匡衡、材智有餘、經學絶倫。」

⑪李德裕『宰相與盧鈞書』「尚書以子產、諸葛亮何如人也、尚不以寬而理、斷可知矣。」

⑫孫思邈『備急千金要方』卷七十四解毒雜治方千金要方「凡人忽患下血、以斷下方治、更增劇者、此是中壘也。」

⑬孫思邈『備急千金要方』卷五婦人方・治婦人斷產方「蠶子故紙方一尺燒爲末酒服之終身不產。」

⑭『禮記』樂記「明乎商之音者、臨事而屢斷、鄭注「斷猶決也。」

⑮『周禮』秋官司師「察獄訟之辭、以詔司寇斷獄弊訟、致邦令。」

⑯『晉書』列傳第三十二劉琨「性清慎、有裁斷、得士類歡心。」

⑰『北齊書』列傳第三十五許惇「惇清識敏速、達於從政、任司徒主簿、以能判斷見知、時人號爲入鐵主簿。」

⑱范寧『穀梁傳序』「先王之道既弘、麟感而來應、因事備而終篇、故絶筆於斯年。」

⑲『陔餘叢考』卷二十三絶句「今按南史宋晉熙王昶奔魏、在道慷慨爲斷句詩云、……、梁元帝降魏、在幽逼時製詩四絶、……、曰斷句、曰絶句、則宋、梁時已稱絶句也。」

⑳『明史』列傳第二十九方孝孺「孝孺慨然就死、作絶命詞曰、……。」

【剽】【殄】共に「たつ」なり。「殄」は滅盡の義なり①、「剽」は絶ちこらすことなり②。「剽説」③というのは、人の言を半ばよりたちとりて、我が語にすることな

り。故に「剽襲」④と連用す。

①『説文解字』「殄、盡也。」

②『正字通』子集下「剽、絶也、殺也。」

③『禮記』曲禮上「毋勦説、毋雷同、必則古昔、稱先王、鄭注「勦猶擊也、謂取人之説、以爲己説。」

④黄宗羲『高元發三稿類存序』「古人以辭之清濁爲健弱、意之深淺爲厚薄、剽襲陳言、可謂之健乎。」

【裁】【製】ともに衣服などをたつことなり。「裁」は長きをたち、あまるをたちて、宜しくする義なるゆえ、又「裁斷」①と連用す。「斷」は是非を分かち、「裁」はきりもりをして、理の中になうようにする義なり。「裁」は過ぎたるを抑える意になること多し。「交輸裁」②は、えりのたちちがえなり。「衣圭」②ともいう。「品裁」③は、人才にても、道具にても、目ききをする事となり。これも裁の字にきりもりする意あり。「風裁」④は風采なり、風神精彩をいう。音の通じるゆえなり。製の字は衣の全體をしたてる義ゆえ、製作の義になるなり。製・制、もと同字なれども、後に別用す。文章を作るを「製」という⑤。「美製」⑥はよき作なり。「御製」⑦「聖製」⑧は天子の作なり。「文章の體製」⑨という時、「體」は、序の、記の、論のなどいようなる大目なり、「製」はその中に文のしたてのいろいろをいう。又制の字、「禁制」⑩「制止」⑪は、制してとめる意なり。「法制」⑫は、法度なり。「制度」⑬は、器などの細かなるのりなり。秦始皇より天子の命を「制」という⑭。故に天子の仰せにて作る詩を「應制」⑮という、皇后太子の仰せにて作るは「應令」⑯なり、諸王の仰せにて作るは「應教」⑰なり。又「制中」⑱は、喪の内なり。「制生」⑲は、喪ある人の自稱なり。ことの序でに記す。「制と稱す」⑳とは、自立して天子となることなり。

①『晉書』列傳第三十二劉琨「性清慎、有裁斷、得士類歡心。」

②『漢書』蒯伍江息夫傳第十五「充衣紗縠禪衣、曲裾後垂交輸、冠翻之纓、

注「如淳曰、交輸割正幅使一頭、狹若燕尾垂之旁見于後禮深衣續衽鉤邊、賈逵謂之衣圭、蘇林曰、如今新婦袍之袪全幅繪角割名為交輸裁也。」

③『新唐書』列傳第六十七楊綰「俄遷吏部、品裁精允、人服其公。」

④『後漢書』黨錮列傳第五十七李膺「是時朝廷日亂、綱紀頽弛、膺獨持風裁、以聲名自高。」

⑤『正字通』申集下「俗稱撰述文辭曰製。」

⑥柳宗元『送獨孤申叔侍親往河東序』「溫情奉引之隙、必有美制。」

⑦『玉海』卷三十一「雍熙三年十月戊午、出御製新譯聖教序、賜宰臣李昉等。」

⑧庾信『進象經賦表』「伏讀聖製象經并觀象戲、私心踴躍、不勝忭舞。」

⑨汪由敦『甲子順天鄉試錄後序』「故文章體製之殊、其立法也、詳以密。」

⑩『後漢書』劉焉術呂布列傳第六十五「璋性柔寬無威略、東州人侵暴為民患、不能禁制、舊土頗有離怨。」

⑪『人物志』材理「凡人心有所思、則耳且不能聽、是故竝思俱說、競相制止。」

⑫『國語』周語中「田在草間、功成而不收、民罷於逸樂、是棄先王之法制也。」

⑬『周易』節「天地節而四時成、節以制度、不傷財、不害民。」

⑭『史記』秦始皇本紀第六「王曰、去泰、著皇、采上古帝位號、號曰皇帝、他如議、制曰可。」

⑮宋之問『送沙門弘景還俊玄裝荊州應制』「一乘歸淨域、萬騎餞通莊。」

⑯武陵王『和湘東王夜夢應令』「昨夜夢君歸、賤妾下鳴機。」

⑰王維『從岐王過楊氏別業應教』「楊子談經所、淮王載酒過」、趙殿成注「應教。魏晉以來人、臣於文字間、有屬和於天子曰應詔、於太子曰應令、於諸王曰應教。」

⑱『紅樓夢』王熙鳳歷幻返金陵 甄應嘉蒙恩還玉闕「那位甄老爺一見、便悲喜交集、因在制中、不使行禮。」

⑲鮑照『游思賦』「夫及遠者箭也、而定遠非箭之功、為生者我也、而制生非我之情、故自箭而為心、不可憑者弦。」

⑳『漢書』高后紀第三「惠帝崩、太子立為皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下」、注「師古曰、天子之言、一曰制書、二曰詔書。制書者、謂為制度之命也。」

3〇たけなは

關 酣 (三、五十号表)

【關】半ば散ずるところなり。「宴關」①「酒關」②など、是れなり。「興關」③といふも、おもしろげの少し怠りたることなり。

①子郊『嚴河南』「何必紅燭嬌、始言清宴關。」

②『史記』高祖本紀第八「酒關、呂公因目固留高」、集解「文穎曰、關、言希也、謂飲酒者半罷半在、謂之關。」

③王維『從岐王過楊氏別業應教』「興關啼鳥換、坐久落花多。」

【酣】酒に酔いたる真最中なり。「興酣」①とは面白きただ中なり、「戰酣」②は合戰最中なり。

①杜審言『贈崔融詩二十韻』「興酣鵠鶴舞、言洽鳳凰翔。」

②『淮南子』覽冥訓「魯陽公與韓構難、戰酣日暮、援戈而擣之、日為之反三舍。」

4〇たふる

仆倒 踣 斃 僵 債 (三、五十二号表)

【仆】は、たおれるなり。「倒」は、さかさまになることゆえ、たおれるなり。「踣」は、つまづきてたおれるなり。「斃」は、死してたおれるなり。故に「たをす」とよめども、ころすことなり。「僵」は、ふみそりかえることなり。「凍僵」①は、こ

「こえたるもののみみそり」「そりかえる」たることなり。「白僵蚕」②というは、蚕の煩いてそりたるを薬にするなり。「償」は、くつがえりやぶれる意なり。

①『南史』列傳第六十四孝義下・殷不害「遇見死人溝中、即投身捧視、舉體凍僵、水漿不入口者七日、始得母屍」。

②『神農本草經』蟲獸部中品「白僵蠶、味咸。主治小兒驚癇、去三蟲、滅黑黥」。

5〇たて

縦縮表 經 豎 起 作 興 立 建 樹 植 卓 (四、十二号裏)

【縦】【縮】【表】【經】「縦」は横と對す、「縮」は衡と對す。共に「たて」なり。「表」は延と對す。「延表」①は「よごまたてさま」とよめども、東西を「延」という、南北を「表」という。又廣・運の二字、東西を「廣」といい、南北を「運」という。②中華の地、東西短く、南北長きゆえ、南北をたてとするなり。「經」は緯と對す。「經」は、はたのたて、「緯」は、はたのぬき「横糸」なり③。布帛の上に用いる。

①『史記』蒙恬列傳第二十八「築長城、因地形、用制險塞、起臨洮、至遼東、延袤萬餘里」。

②『國語』越語上「句踐之地、……廣運百里」、韋注「東西爲廣、南北爲運」。

③『正字通』未集中「凡織、縦曰經、横曰緯」。

【豎】横と對して、「たて」とよむ。又「たつ」とも、「たつる」ともよむ。その時は立と同義なり。たてになすという義なり。

古書のことなり①。後世は皆「起」なり。俗語には「起身」②という。

①『易經』乾・文言「聖人作而萬物睹、本乎天者親上、本乎地者親下、則各從其類也」。

②『宣和遺事』後集「粘罕與帝竝起身、紫衣人望帳、下馬升階」。

【立】は、たちておることなり、坐をたつには非ず。「黑風、海を吹きて立つ」①というは、海水、風に吹かれて高くなりたるていいうなり。「某を立てて王と爲す」②「自ら立ちて王と爲る」③「南面して立つ」④「天下を三分して、鼎足にして立つ」⑤、皆位をふむを「立つ」という。「中立して倚らず」⑥「中道にして立つ」⑦「獨立」⑧「孤立」⑨、皆仆れるに對する詞にて、仆れぬ意あり。「三十にして立つ」⑩、獨りばたらきのことなり。「成立」⑪も、成人して獨りばたらきのことなり。「名立」⑫というも、仆れぬ意あり、名の成就したることなり。「本立ちて道生る」⑬など、本のきつとたしかにできたることなり。「四壁立」⑭というは、家内に何もなく、壁ばかりあるということなり。「立」とは壁の形なり。「壁立萬仞」⑮などは、壁の立ちたることとくということなり。

①蘇軾『有美堂暴雨』「天外黑風吹海立、浙東飛雨過江來」。

②『漢書』高帝紀第一下「詔王、相國擇可立爲淮南王者、羣臣請立子長爲王」。

③『史記』高祖本紀第八「陳涉之將周章軍西至戲而還。燕趙齊魏、皆自立爲王。項氏起兵」。

④『禮記』禮器「是故聖人南面而立、而天下大治」。

⑤『前漢紀』高祖皇帝紀三「爲足下計者、莫若兩存之、三分天下、鼎足而居、其勢莫敢先動」。

⑥『禮記』中庸「中立而不倚、強哉矯」。

⑦『孟子』盡心上「君子引而不發、躍如也、中道而立、能者從之」。

⑧『論語』季氏「嘗獨立、鯉趨而過庭、曰、學詩乎、對曰、未也」。

⑨『史記』秦始皇本紀第六「子嬰孤立無親、危弱無輔」。

⑩『論語』爲政「子曰、吾十有五而志于學、三十而立、四十而不惑。」

⑪李密『陳情表』（『文選』卷二十七）「臣少多疾病、九歲不行零丁孤苦至于成立、注「銑曰、成立、謂二十成人也。」

⑫『史記』范雎蔡澤列傳第十九「且昔者中山之國地方五百里、趙獨吞之、功成名立而利附焉、天下莫之能害也。」

⑬『論語』學而「君子務本、本立而道生、孝弟也者、其爲仁之本與。」

⑭『史記』司馬相如列傳第五十七「文君夜亡奔相如、相如乃與馳歸成都。家居徒四壁立。」

⑮『水經注』河水「其山惟石、壁立千仞、臨之目眩、欲進則投足無所。」

【建】「たつる」とよむ。「國を建つ」①とは、國家を開き始めることなり。「屋を建つ」②も屋を始めて作ることなり。皆立てるに始める意を兼ねる。「名建つ」③などは立の字の意なり。されども人の坐立の立には用いず。「瓠水を建つ」④、「こぼす」とよむ。こぼしする意に非ず、「上より下るなり」⑤と注して、こぼしかける意なり。

①『禮記』祭法「天下有王、分地建國、置都立邑、設廟祫壇墮而祭之。」

②『太平廣記』奢侈一・後漢靈帝「至魏咸熙中、于先帝投燭處、溟溟有光如星、後人以爲神光、于此地建屋、名曰餘光祠。」

③隋煬帝『隋秦孝王誄』「爰自聖章、天性誠愿、色養烝烝、孝立名建。」

④『史記』高祖本紀第八「地執便利、其以下兵於諸侯、譬猶居高屋之上建瓠水也。」

⑤『正字通』寅集下「建、銑韻、音蹇、從上下也。」

【樹】【植】皆「たつる」とよむ。木をうえるより轉用せり。「黨を樹る」①に用いるも、木をうえるには根をかためる意あるゆえなり。

①『史記』齊太公世家第二「桓公病、五公子各樹黨爭立、及桓公卒、遂相攻。」

【卓】立つ貌なり。「卓錫」①「卓錘」②、皆錘の字を「たつる」とよむと同じ。

①張伯淳『楞伽古木』「道林卓錫舊種此、彷彿于今八百年。」

②黃庭堅『次韻子瞻和子由觀韓幹馬因論伯畫大馬』「西河驄作蒲萄錦、雙瞳夾鏡耳卓錘。」

6〇たひら

平夷坦蕩扁匾片（四、廿四号表）

【平】たかびくなきをいう、かたづりならぬをいう。「山平らなり」①とは、山のくづれて平地となることなり。「潮平らなり」②とは、潮の一ぱいにさしたることなり。「水平らなり」③とは、水の性は平らなるものなり。故に地形をみるには、水をもりてみるなり。天下治むるには平らなるを道とするゆえ、世のよく治まりたることを、「昇平」④とも「太平」⑤とも「清平」⑥ともいう。「賊を平ぐ」⑦「削平」⑧などは、一揆を退治したることなり。「平を輸る」⑨とは、兩國の和談を申し込むことなり。「廷平」⑩は官名なり、訴訟を決する官なり。「廷尉の平」⑪とは、廷尉の官の獄訟を決断することの、天下の準繩たることを指していう。「常平」⑫は、倉の名なり。物價高下ありて、民の苦となるゆえ、價貴きものを買い入れて、賤く賣る官を設け、その賣物を入れ置く倉をいうなり。「東平」「北平」は、郡の名なり。「生平」⑬「平生」⑭は、「平常」⑮より轉用せるなり。「不平」⑯は、ふきげんなることなり。「四平」⑰は、拳法、棍法の手の名なり。又平原を「平」といふ⑱。華山の「青柯平」⑲、或いは坪に作る。

①張說『四月一日過江赴荊州』「水漫荊門出、山平郢路開。」

②劉希夷『江南曲』「潮平見楚甸、天際望維揚。」

③『管子』侈靡第三十五「甚富不可此、甚貧不知恥、水平而不流、無源則漱竭。」

- ④ 柳宗元『代裴中丞賀分淄青爲三道節度表』「伏惟皇帝陛下天付昌期、神開寶曆、復升平之土宇、拔妖孽之根源。」
- ⑤ 『漢書』食貨志第四「再登曰平、餘六年食、三登曰泰平、二十七歲、遺九年食。」
- ⑥ 『北史』列傳第二十八韓麒麟「古先哲王、經國立政、積貯九稔、謂之太平。」
- ⑦ 班固『兩都賦』序「臣窺見海內清平、朝廷無事、京師脩宮室浚城隍、而起苑囿以備制度。」
- ⑧ 『後漢書』志・百官五「皆掌治民、顯善勸義、禁姦罰惡、理訟平賊、洩民時務。」
- ⑨ 江淹『恨賦』（『文選』卷十六）「至如秦帝按劍、諸侯西馳、削平天下、同文共規。」
- ⑩ 『春秋公羊傳』隱公六年「春、鄭人來輸平。輸平者何。輸平、猶墮成也。」
- ⑪ 『漢書』刑法志第三「今遺廷史與郡鞠獄、任輕祿薄、其爲置廷平、秩六百石、員四人。」
- ⑫ 『漢書』蕭望之傳第四十八「是時大司農中丞耿壽昌、奏設常平倉、上善之、望之非壽昌。」
- ⑬ 『史記』秦始皇本紀第六「今上出、不因此時案郡縣守尉有罪者誅之、上以振威天下、下以除去上生平所不可者。」
- ⑭ 『論語』憲問「見利思義、見危授命、久要不忘平生之言、亦可以爲成人矣。」
- ⑮ 『後漢書』光武帝紀第一上「未嘗自伐昆陽之功、又不敢爲伯升服喪、飲食言笑如平常。」
- ⑯ 『史記』絳侯周勃世家第二十七「頃之、景帝居禁中、召條侯、賜食。獨置大胾、無切肉、又不置櫂、條侯心不平、顧謂尚席朱櫂。」
- ⑰ 戚繼光『紀效新書』卷十四 拳經捷要篇「第十五式、井攔四平、井攔四平直進、剪鎌踢膝當頭、滾穿劈靠抹一鉤、鐵樣將軍也走。」

⑱ 『爾雅』釋地「大野曰平。」

⑲ 韓愈『城南聯句』「窯煙竊疏島、沙篆印迴平」、注「洪慶善曰、華山有青柯平、種藥平地之平處也。」

【夷】平の字の義なり。多くは「險夷」①と對用す。平地のことなり。「醜夷」②「等夷」③は、同輩をいう。「陵夷」④は、山陵のくづれてかたかた平地となるその間の、たんたんさかりなることなり、人多く山陵の漸々平地となることをいうとは誤りなり。「陵夷」は又「陵遲」⑤ともいう。「夷遲」は「逶迤」⑥「逶迤」⑦と同じくて、次第さかりなることなり。「王道陵夷」⑧は、王道のだんだんに衰えることなり。

- ① 『歸潛志』卷十三「晡至林慮山、橫峙天西、如城壁相銜、爭雄角銳、濼黛凝青、而高下險夷不一。」
- ② 『禮記』曲禮上「凡爲人子之禮、冬溫而夏凜、昏定而晨省、在醜夷不爭。」
- ③ 『史記』留侯世家第二十五「今諸將陛下故等夷、乃令太子將此屬、無異使羊將狼、莫肯爲用。」
- ④ 『鹽鐵論』詔聖「故峻則樓季難二仞、陵夷則牧豎易山顛。」
- ⑤ 『正字通』丑集下「陵夷猶陵遲也、言凡華始盛終衰、其頽替如丘陵漸平也。」
- ⑥ 『淮南子』泰族訓「河以逶迤故能遠、山以陵遲故能高、陰陽無爲故能和、道以優游故能化。」
- ⑦ 潘岳『馬汧督誄』（『文選』卷五十七）「牧人逶迤、自公體食。」
- ⑧ 『集韻』「逶、通作移。」
- ⑨ 『楚辭』九嘆・離世「遵江曲之逶迤兮、觸石碣而衡遊」、王注「逶移、長貌。一云、遵曲江之逶迤。」
- ⑩ 『漢書』成帝紀第十「朕既無以率道、帝王之道、日以陵夷、意乃招賢選士之路、鬱滯而不通與。」
- ⑪ 曹植『丹霞蔽日行』「漢祚之興、秦階之衰、雖有南面、王道陵夷、炎光再幽、

殄滅無遺」。

【坦】平安の義なり。「坦路」①「地坦」②なり。「坦平」③「坦夷」④「坦易」⑤などと連用す。

①『朱子語類』論語一・學而篇上・學而時習之章「纔過得險處了、見一條平坦路、便自歡喜行將去矣」。

②『世說新語』言語「其地坦而平、其水淡而清、其人廉且貞」。

③劉兼『到郡後有寄』「蜀路新修盡坦平、交親深幸再逢迎」。

④韓愈『將歸贈孟東野房蜀客』「潁水清且寂、箕山坦而夷」。

⑤元稹『令孤楚等加階制』「守中書侍郎同中書門下平章賜紫金魚袋殷文員、坦易堅白、風雨有常、推賢舉能、如恐不及」。

【蕩】「王道蕩々」①など、廣平の義なり。

①『書經』洪範「王道蕩蕩、無黨無偏、王道平平、無反無側」。

【扁】【匾】二字通用す。もの形のひらぎと「ひらたいこと」なり。

【片】へげ「切ったりはがれたりしたもの」なり。「片薄」①「片段」②「片を成す」③「木片」④「竹片」⑤「二片」⑥など。前に見える⑦。

①袁枚『隨園食單』季魚「季魚少骨、炒片最佳。炒者以片薄爲貴」。

②方干『僧院小泉井』「片段似冰猶可把、澄清如鏡不曾昏」。

③陸龜蒙『開元寺樓看雨聯句』「遙瞻山露色、漸覺雲成片」。

④陶潛『搜神後記』卷一「長沙醴陵縣有小水、有一人乘船取樵、見岸下土穴中水逐流出、有新砍木片、逐流下、深山中有人跡、異之」。

⑤『世說新語』捷悟「魏武征袁本初、治裝、餘有數十斛竹片」。

⑥李白『子夜吳歌』「長安一片月、萬戶擣衣聲」。

⑦「ひとへ」(四、十八号表)の項、参照。

7〇たかし
高崇 喬亢 (四、廿六号表)

【高】訓の通りなり。義廣し。道德・形状ともに通用す。卑・下・低の反対なり。「高年」①「春秋高」②は、年老いたることなり。「高道」③は、道釋の徳高きをいう。俗語に藝術の進むことを「高起來」という。「高手」④は上手なり。

①『漢書』武帝紀第六「然則於鄉里先耆艾、奉高年、古之道也」。

②『戰國策』秦策五「呂不韋」乃說秦王后弟陽泉君曰、……王之春秋高、一日山陵崩、太子用事、韋注「言昭王年老也」。

③『紅樓夢』第二十八回「也是屈死鬼、任憑高僧高道、懺悔也不能超昇」。

④『抱朴子』「外篇」名實「弓廣棘矢而望高手於渠廣、策疲驚而求繼軌於周穆、放斧斤而欲雙巧於班墨、忽良才而欲彝倫之攸敘、不亦難乎」。

李嗣眞『書後品』「剛健有餘、便娟詳惟、諒少儔匹、畫寶與王庾相掎、是則高手」。

【崇】たかきなり、とうときなり。又「たつとぶ」というときも、尊の字の意に似たり。注下に見える①。高の字などの如く、廣く用いる字に非ず、極高の義なり。

①「並びに下に見える」の誤りか。

【喬】細く高きなり。故に「喬木」①などと用いる。「喬岳」②もその意にて用いるべし。

①『詩經』周南・漢廣「南有喬木、不可休息」。

②『詩經』周頌・清廟之什・時邁「懷柔百神、及河喬嶽、允王維后」。

曹植『七啓』(『文選』卷三十四)「河濱無洗耳之士、喬岳無巢居之民」。

【元】「たかぶる」とよむ。高きを極めるをいう。易の「元龍」①、これなり。「元早」②は極早なり。「元陽」①は陽の極甚なり。

①『易經』乾「上九、元龍有悔」、正義「上九、元陽之至、大而極盛、故曰元龍」。

②『後漢書』楊震列傳第四十四「夫女謁行則讒夫昌、讒夫昌則苞苴通、故殷湯以之自戒、終濟元早之災」。

8〇たつとし

尊貴 崇尚 上 (四、廿七号表)

【尊】「たつとし」、「たつとぶ」。卑の反対なり。「たつとし」の時、とうときなり。徳と齒と位を「三達尊」①とす。徳の至極は師なり、故に「尊師」②という語あり。位の至極を天子とす。故に天子を「至尊」③という。齒の至極を父祖とす、故に父を「家尊」④という。人の父を稱して「尊公」⑤という。「尊長」⑥とは、親類の内にて親方を「尊」という、年ましを「長」という。「尊卑」⑦というは親方・子方なり。官位の方にてても、「貴賤」とは別なり、「貴賤」は位の高下なり、「尊卑」は、とうときとげひ「下卑、下劣でいやしい」ききなり。「道尊」⑧とは、道のと うときなり。「今日乃ち獄吏の尊きを知る」⑨とは、獄卒の罪人を打ちさいなむゆえ、罪人となりて獄卒がとうとく見えるゆえいうなり。皆貴の字の義と各別なり。「たつとぶ」とよむ。尊敬し、うやまうことなり。

①『孟子』公孫丑下「天下有達尊三、爵一、齒一、徳一」。

②『呂氏春秋』尊師「此十聖人六賢者、未有不尊師者也」。

③賈誼『過秦論』《文選》卷五十一「振長策而御宇内、吞二周而亡諸侯、履至尊而制六合」。

④『世說新語』品藻「謝公問子敬、君書何如君家尊、答曰、固當不同」。

韓愈『送進士劉師服東歸』「攜持令名歸、自足貽家尊」。

⑤『晉書』帝紀第九簡文帝「帝謂之曰、致意尊公、家國之事、遂至於此」。

⑥『禮記』少儀「排闥說屨於内者、一人而已矣、有尊長在則否」。

⑦『禮記』曲禮上「右手執簾、左手承附、尊卑垂悅」。

⑧韋應物『寄黃劉二尊師』「道尊不可屈、符守豈暇餘」。

⑨文字は異なるが、『史記』絳侯周勃世家第二十七には「吾嘗將百萬軍、然知獄吏之貴乎」とある。

『牡丹亭』硬拷「只是眼下悽惶也。試喚皋陶鬼、方知獄吏尊」。

【貴】賤の反対にて、「たつとし」とよむとき、位の高きなり。「たつとぶ」とよむとき、上品とすることなり。「玉を貴びて、珉を賤す」①「金玉を貴びて、土石を賤す」、尊の字のごとく敬しうやまう意はなし、ただ上品となし、重んじることなり。

①『荀子』法行「君子之所以貴玉而賤珉者何也、爲夫玉之少而珉之多邪」。

【崇】「たつとし」とよむ。尊の字に似て、神とする意あり。「たつとぶ」の時も同じ。

【宗】「たつとし」とはよまず。「たつとぶ」というとき、正統とし根本とすることなり。「天下、周を宗とす」①「孔氏を宗とす」②「詩は唐を宗とす」③の類なり。もと嫡流を宗というゆえなり④。「宗門」⑤ということをも、日本にては諸宗にていへども、元來禪家にて自贊して、釈迦の嫡流なりという詞なり。

①『史記』伯夷列傳第一「武王已平殷亂、天下宗周、而伯夷叔齊恥之、義不食周粟、隱於首陽山」。

②朱熹『孟子序說』「然賴奇言、而今之學者尚知宗孔氏、崇仁義、貴王賤霸而已」。

③『天啓衢州府志』「字化輔開化人、風度灑落該覽古今、詩宗唐人、文尤典贍、追古作者」。

④『詩經』小雅・魚藻之什・白華序「故下國化之、以妾爲妻、以嬖代宗」、鄭注「嬖、支庶也、宗、適子也」。

⑤貫休『春送禪師歸閩中』「大化宗開闢、孤禪海樹涼」。

【尚】「たつとし」とはよまず。「たつとぶ」とよむとき、「風尚」①「俗尚」②「志尚」③などと連用す。元來「上」の字なり④。時の風俗にて、人皆おしなめて上品とするを「風尚」「俗尚」という。「志尚」は、人の心のこれを極上と思ひ入れたることをいうなり。

①『晉書』列傳第十七傳成「長虞剛簡、無虧風尚」。

②『淮南子』原道訓「雁門之北、北狄不穀食、賤長貴壯、俗尚氣力」。

③『抱朴子』金丹「聊書其心、示將來之同志尚者云」。

④『左傳』襄公二十七年「子木歸以語王、王曰、尚矣哉、杜注「尚、上也」。

【上】「たつとぶ」とよむ。尚と同じ①。

①『史記』平津侯主父列傳第五十二「貴仁義、賤權利、上篤厚、下智巧、索隱「上猶尚也、貴也」。

9〇たる

垂低 妥 帖 鞞 樂 (五、廿四号裏)

【垂】「たるる」。訓のごとし。別義なし。又「なんなんとす」とよむ。「日、暮に垂とす」①「死に垂とす」②、物の垂れてある者の、未だ地に墜ちざれども、やがて地に墜ちんとするが如し。

①『晉書』載記第十四苻堅下苻融傳「既擒劫者、劫者返誣行人爲盜。時日垂

暮、母及路人莫知孰是、乃俱送之」。

②元稹『聞白樂天左降江州司馬』「垂死病中驚坐起、暗風吹雨入寒窓」。

【低】ひくきなり。「たるる」とよむことあれども、垂の義に非ず。「首を低る」①など、「たるる」とよめば、和語にてはよくきこえるようなれども、やはりひくくするなり。

①『史記』平準書第八「而富商大賈或躡財役貧、轉輟百數廢居邑、封君皆低首仰給」。

【妥】ほたりとさがることなり。「花妥る」①「果妥る」などなり。

①杜甫『重過何氏五首』一「花妥鸞捎蝶、溪喧癩趁魚」。

【帖】「耳を帖る」①とよめども、耳をつけることなり。たるるに非ず、びつたりとすることなり。

①韓愈『應科目時與人書』「若俛首帖耳、搖尾而乞憐者、非我之志也」。

【鞞】垂下の貌①。唐詩にあり②。妥の字と同義同音なり、同字なるべし。

①『集韻』「鞞、垂下貌」。

②岑參『送郭又雜言』「朝歌城邊柳鞞、邯鄲道上花撲人」。

【樂】しぼみたれるなり①。「神樂」②など、精神の衰えしおれることなり。

①『集韻』「樂、垂也」。

②羅泌『路史』卷十四後紀五黃帝紀上「天下已治、百令具舉、猶且邴然、神樂形如」。

10〇たのし

樂 娛 嬉 熙 愷 悰 豫 （六、九号裏）

【樂】苦の反對なり。こころおもしろきなり。和語の「らく」は逸の字なり、勞の反對なり。混用すること勿れ。「行樂」①は、樂事をしてあそぶことなり。

①楊惲『報孫會宗書』《文選》卷四十二「人生行樂耳、須富貴何時」。

【娛】樂の字と別なり。和語のなぐさむなり、なぐさみなり。莊子に「鼓瑟以て自ら娛しむに足れり、孝道以て自ら樂しむに足れり」①「狗馬游獵の娛」②「琴書を以て娛と爲す」③「細娛を翫ぶ」④、皆是れなり。

①「莊子」讓王「郭内之田十畝、足以爲絲麻、鼓琴足以自娛、所學夫子之道者、足以自樂也」。

②王珪『撰制詞』「朕即位以來、非有歌鐘狗馬之娛、與夫外家女寵爵位賞賜之過也」。

③「宋書」列傳第三十八蕭思話「丈人頃何所作、事務之暇、故以琴書爲娛耳、所得不曰義邪」。

④「漢書」賈誼傳第十八「今不獵猛獸而獵田鼠、不搏反寇而畜兔、翫細娛而不圖大患、非所以爲安也」。

【嬉】あそびたわむれるなり。游の字、戲の字とは殊なり。游の字はあそびあるくなり、戲の字は義廣くて、おどけ座興のことにも用いる。「兒嬉」①は、こどものあそびなり。「水嬉」②は、水あそびなり、「羣戲」③は、むらがりあそぶなり。

①蘇軾『送安惲秀才失解西歸』「揭來東游慕人爵、棄去舊學從兒嬉」。

②『史記』司馬相如列傳第五十七「奄息總極汜濫水嬉、今、使靈媯鼓瑟而舞馮夷」。

③『搜神記』《三國志》吳書三・三嗣主傳第三引「皆問曰、爾誰家小兒、今日忽來、答曰、見爾羣戲樂、故來耳」。

【熙】和樂の義なり。又嬉の字と通用することあり。

【愷】樂なり。「愷悌」①は樂易「心たのしくやすらか」なり。君子の徳をいう。「元愷」②は八元八愷なり。「旅愷」③「秦愷」④は愷歌なり。軍に勝ちたるときの歌なり。「愷風」⑤は南風なり。凱、同字なり。

①『左傳』襄公十四年「宣子辭焉、使即事於會、成愷悌也」。

②『左傳』文公十八年「昔高陽氏有才子八人、蒼舒、隲斂、櫛戠、大臨、尫降、庭堅、仲容、叔達。齊聖廣淵、明允篤誠、天下之民、謂之八愷。高辛氏有才子八人、伯翳、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季狸。忠肅恭懿、宣慈惠和、天下之民、謂之八元。此十六族也、世濟其美、不隕其名」。

③未詳。ただ『左傳』僖公二十八年には「秋、七月丙申、振旅、愷以入于晉、獻俘、授餼、飲至、大賞、徵會討貳」とある。

④『周禮』春官・大司樂「王師大獻、則令奏愷樂」。

⑤『爾雅』釋天「南風謂之凱風」。

【悰】歡樂なり。「歡悰」①と連用す。

①何遜『與崔錄事別兼敍攜手詩』「道術既爲務、歡悰苦未并」。

【豫】上に見える①。

①「よろこぶ」（卷六、九号裏）の項、参照。

11〇たけし

武 猛 獷 犇 悍 驍 梟 勇 威 豪 俠 烈 剛 毅 强 暴 虐 兇 賊
慘 刻 （六、廿四号裏）

【武】文の反対なり。干戈を以て亂を平らげることを用いる。「たけし」という訓はあたらぬなり。されども史記に酷吏のことをいうとして、「武健」①ということあり、「將帥の材に似たるをいう。「武斷」②ということあり、あられなき「あらあらしい」決斷をいへり。經に「文武之道」③といえるは、文王・武王の道ということなり。「文武二道」④というは、和人のあやまり心得たるなり。「武人」⑤はたけき人に非ず、軍旅を業とする人なり。猛・猥などの字の如く見るべからず。

①『史記』酷吏列傳第六十二「當是之時、吏治若救火揚沸、非武健嚴酷、惡能勝其任而愉快乎」。

②『史記』平準書第八「當此之時、網疏而民富、役財矯溢、或至兼并豪黨之徒、以武斷於鄉曲」。

③『論語』子張「子貢曰、文武之道、未墜於地、在人」、集注「文武之道、謂文王武王之謨訓功烈」。

④『平家物語』七・四願書（壽永二年）「木曾殿の御前に畏まつて願書を書く。あつばれ、文武二道の達者かなと見えたりける」。

⑤『詩經』小雅・魚藻之什・漸漸之石「武人東征、不皇朝矣、鄭箋「武人、謂將率也」。

【猛】「たけし」と訓ず。「勇猛」①「猛悍」②「暴猛」③「威猛」④など連用す。あられなき威勢を振うをいう。性質の上にていう。

①『漢書』杜周傳第三十二「竊見朱博忠信勇猛、材略不世出、誠國家俊之寶臣也」。

②殷克己『乙巳清明遊青陽峽』「東山氣象太猛悍、萬馬駸駸來楚甸」。

③『漢書』元帝紀第九「暴猛之俗彌長、和睦之道日衰、百姓愁苦、靡所錯躬」。

④『三國志』蜀書六・關張馬黃趙傳第六「初、飛雄壯威猛、亞於關羽、魏謀臣程昱等咸稱羽、飛萬人敵也」。

【獷】【獯】共に「たけし」とよむ。猛惡なることなり。

【悍】「たけし」とよめども、獷・獯とは別なり。「勇悍」①「驍悍」②「武悍」③など連用す。又「人と爲り精悍」④などと連用す。「水激すれば則ち悍す、矢激すれば則ち遠し」⑤ということあり。「高水湍悍」⑥ということあり、急烈の義なり。性質のたぎりて、けわしきことなり。

①『史記』淮陰侯列傳第三十二「大王自料勇悍仁彊孰與項王」。

②『三國志』吳書六・宗室傳第六「孫翊字叔弼、權弟也、驍悍果烈、有兄策風」。

③蘇軾『上文侍中論強盜賞錢書』「軾備員扁州、民事甚簡、但風俗武悍、特好強劫」。

④『史記』游俠列傳第六十四「解爲人短小精悍、不飲酒」。

⑤賈誼『鵬鳥賦』(『文選』卷十三)「水激則悍兮、矢激則遠、萬物回薄兮、振盪相轉」。

⑥『史記』河渠書第七「於是禹以爲河所從來者高水湍悍、難以行平地、數爲敗、害中國也尤甚」。

【驍】【梟】同字なり。「たけし」とよむ。勇猛なるなり。

【勇】「いさむ」とよむ。「義に勇む」などには聞こえるようなれども誤りなり。怯の反対にて、心のひるまぬことなり。

【威】和語にもいう。注に及ばず。人の畏れる所あるをいうなり。

【豪】氣のがいなるをいう。

【俠】男だてなり。

【烈】「はげし」とよむ。元來火をつよくおこしたるを「烈火」①という。はげしくて近づかれぬようなる意なり。めりわりとはぎれのするようなる意あり。「猛烈」②「驍烈」③「悍烈」④「剛烈」⑤など連用す。人の死を潔くしたるなどを「烈丈夫」⑥とほめたることあり。貞女のけわしき死をしたるを「烈女」⑦という。「忠烈」⑧というも、死をかえりみざる忠に用いる。又「功烈」⑨は、功の盛んなるなり。「餘烈」⑩は、餘威なり。「禍烈」⑪は、禍のはげしきなり。「苦烈」⑫「酷烈」⑬は政道にても、又大旱のはげしくて、人皆死するをもう。「風烈」⑭は、遺風餘威なり。

①『漢書』揚雄傳第五十七上「舉烽烈火、轡者施披、方馳千駟、校騎萬師」。

②蘇軾『過木樨觀』「斬蛟聞猛烈、提劍想崎嶇」。

③『魏書』道武七王列傳第四「長子提、驍烈有父風、世祖時、襲爵、改封穎川王」。

④喻昌『寓意草』詳胡太封翁疴證治法並及運會之理剿寇之事「但悍烈之性、似非居恆所宜服、即舉發時服之、未免有口乾舌苦之過」。

⑤『後漢書』吳廷史盧趙列傳第五十四「夫剛烈表性、鮮能優寬、仁柔用情多乏貞直」。

⑥『史記』伍子胥列傳第六「故隱忍就功名、非烈丈夫孰能致此哉」。

⑦『史記』刺客列傳第二十六「非獨政能也、乃其姊亦烈女也」。

⑧『晉書』列傳第五十九忠義・麴允「聰嘉其忠烈、贈車騎將軍諡節愍侯」。

⑨『禮記』祭法「文王以文治、武王以武功、去民之菑、此皆有功烈於民者也」。

⑩『史記』東越列傳第五十四「由此知越世世爲公侯矣、蓋禹之餘烈也」。

⑪『漢書』爰盎鼂錯列傳第十九「今秦之發卒也、有萬死之害、而亡銖兩之報、死事之後不得一算之復、天下明知禍烈及己也」。

⑫『淮南子』兵略訓「天下敖然若焦熱、傾然若苦烈、上下不相寧、吏民不相

憐」。

⑬『史記』酷吏列傳第六十二「自郅都杜周十人者、此皆以酷烈爲聲」。

⑭『史記』司馬相如列傳第五十七「問楚地之有無者、願聞大國之風烈、先生之餘論也」。

【剛】「こはし」とよむ、「つよし」とよむ。柔の反對なり。性質のものに撓まぬをいう。性質に限らず。

【毅】「つよし」とよむ。性質の剛にして、ものにたえこらえるところあるをいう。しづとつよきなり。

【強】「つよし」とよむ。力のつよきなり。弱の反對なり。性質の上にては、ものを推しつけるところあるをいう。

【暴】「あらし」とよむ。卒暴の義なり。ものの序もなく、次第もなく、はげしくあらきをいう。「暴風」①「暴雨」②の暴なり。

①『史記』五帝本紀第一「堯使舜入山林川澤、暴風雷雨、舜行不迷」。

②『列子』湯問第五「伯牙游於泰山之陰、卒逢暴雨、止於巖下、心悲、乃援琴而鼓之」。

【虐】「しいたぐ」とよむ。性質の上にて、非道に下にあたるをいう。「其の下を虐使す」①などというの類なり。

①陳元晉『漁野類稿』卷一「乞換寧都武尉劄子「唯知恃寵豪、以虐使其下、肆掇擾、以求厭其欲」」。

【兇】惡人をいう。性質の上にて、殺を好むをいう。

【賊】「そこなふ」とよむ。性質の上にては、ひそかにものを害するをいう。

【慘】性質の上にては、むじきをいう。「慘忍」①「慘刻」②などと用いる。

①『無能子』「呂雉女子、性復慘忍、其子盈不立、必迫於厄」。

②『後漢書』孝和孝殤帝紀第四「今秋稼方穗而旱、雲雨不霽、疑吏行慘刻、不宣恩澤、妄拘無罪、幽閉良善所致」。

【刻】性質の上にては、せんぎつよきをいう。

12〇たくみ

巧工（六、四十一号表）

【巧】「たくみなり」と訓ず。細工の上手を「巧匠」①という。これよりして何にても切り合わせ、まづもりのよくて、よきあんばいにしたるを「巧」という。拙の反対にて、無調法なるを「拙」という。そのうらなる故、ものの上手を「巧」というなれども、その内にあんばいよくとり合わせる意あり。「巧言」②「巧宦」③には佞なる意を含めり。「巧笑」④には媚びる意を含む。詩文の評などにも、ただ上手という意にてはなく、言いかなえ「たくみにいいあらわす」とり合わせよきをいう。「湊巧」⑤とは、思わず知らず、よきぐあいなることをいう。

①『韓非子』有度第七「巧匠目意中繩、然必先以規矩爲度」。

②『詩經』小雅・節南山之什・巧言「巧言如簧、顔之厚矣」。

『論語』學而「子曰、巧言令色、鮮矣仁」。

③鮑照『觀圃人藝植』「善賈笑蠶漁、巧宦賤農牧」。

④『詩經』衛風・碩人「巧笑倩兮、美目盼兮」。

⑤『紅樓夢』秦可卿死討龍禁尉 王熙鳳協理寧國府「事到湊巧、正有個美缺、

如今三百員龍禁尉缺了兩員」。

【工】「たくみ」と訓ず①。番匠のことなり。それより諸職人を總していう。「詩に工なり」②。又詩の評に「精工なり」③「工緻なり」④などいうは、巧の字に似て差別あり。「詩に工なり」とは、上手というところ、「精工なり」「工緻なり」は、上細工の意にて、手のこみたることなり。巧の字のいいかなえしくはせたる「組み合わせる」意はなきなり。

①『詩經』小雅・谷風之什・楚茨「工祝致告、毛傳「善其事曰工」」。

②『新唐書』列傳第一百二十八文藝下・王昌齡「昌齡工詩、緒密而思清、時謂王江寧云」。

③『後漢書』宦者列傳第六十八「永元九年、監作祕劍及諸器械、莫不精工堅密、爲後世法」。

④『新唐書』列傳第八諸帝公主・安樂公主「主營第及安樂佛廬、皆畫寫宮省、而工緻過之」。

13〇たづぬ

原尋 繹 紬 踪 跡 討（後二、十四号裏）

【原】源と通ず。水泉の元本なり①。それより物の元根をおしたづねることに用いる。易經に「始を原ね終を要す」②、前漢に「心を原ね罪を定む」③などに用いる。

①『說文解字』「原、水泉本也」。

②『易經』繫辭傳下「易之爲書也、原始要終、以爲筮也」。

③『漢書』薛宣朱博傳第五十三「春秋之義、原心定罪」、注「師古曰、原謂尋其本也」。

【尋】ひきつづいて、そのすじよりたづねもとめる意なり。廣き字なり。前漢に「語次尋繹す」①、又「大山を侵尋す」②、又「追招幽尋」③などと連す。

①『漢書』循吏傳第五十九「吏民見者、語次尋繹、問它陰伏、以相參考」。

②『史記』孝武本紀第十二「是歲、天子始巡郡縣、侵尋於泰山矣」。

③宋之問『使過襄陽登鳳林寺閣』「信美雖南國、嚴程限北歸。幽尋不可再、留步惜芳菲」。

【繹】【紬】二字とも糸口を引き出すことなり。それより轉じて、たづねることに使う。

【跡】【跡】二字とも、「あと」とよむ。それより轉じて、あとのあるをしいたづねることに使う。

【討】さぐりたづねる意なり。尋の字より重き方なり。杜律に「脱身、幽討を事とす」①、三國志に「禍源を尋討す」②ともあり。

①杜甫『贈李白』「李侯金闈彦、脱身事幽討」。

②『漢楚春秋』(『三國志』魏書八・二公孫陶四張傳第八引)「袁紹與瓚書曰、

……、斯言猶在於耳、而足下不曾不尋討禍源、克心罪己、苟欲逞其無疆之怒、……」。

14〇たくはふ

蓄貯 儲 (後一、廿九号表)

【蓄】とりあつめて、おさめておくことなり。「蓄積」①と連す。つんだままにしておく意なり。詩經に「我、旨蓄有り」②、禮記に「子婦に私の蓄無し」③、又「國に九年の蓄無し、足らずと曰ふ」④、唐書に「屢蓄之しからず」⑤などなり。

①『戰國策』秦策一「大王之國、西有巴蜀官中之利、……、沃野千里、蓄積積饒多、地勢形便」。

②『詩經』邶風・谷風「我有旨蓄、亦以御冬」。

③『禮記』内則「子婦無私貨、無私器、無私器、不敢私假、不敢私與」。

④『禮記』王制「國無九年之蓄、曰不足、無六年之蓄、曰急、無三年之蓄、曰國非其國也」。

⑤『新唐書』列傳第一百三劉蕡「臣願斥遊惰之人以篤耕殖、省不急之費以贍黎元、則屢蓄不乏矣」。

【貯】いり用だけかこつておくことなり。「蓄」はつかわずにおくことなり、「貯」はつかいてきれぬようにしておく意なり。公羊傳に「貯粟無し」①、前漢に「夫れ積貯は天下の大命なり」②、又ものに入れてたくわえるに多くこの字を用いる。漢武故事に「若し阿嬌を得れば、當に金屋を以て之を貯ふべし」③、魏史に「我が囊貯を完す」④、隋志に「社に當て倉を造り、窖を以て之を貯ふ」⑤などなり。賭と同じ。

①『公羊傳』僖公三年「桓公曰、無障谷、無貯粟、無易樹子、無以妾爲妻」。

②『漢書』食貨志第四上「夫積貯者、天下之大命也、苟粟多而財有餘、何爲而不成」。

③『漢武故事』「於是乃笑對曰、好、若得阿嬌作婦、當作金屋貯之也」。

④『魏略』(『三國志』魏書九・諸夏侯曹傳第九注引)「我之有斐、辟如人家有溫狗而善捕鼠、盜雖小損、而完我囊貯」。

⑤『隋書』志第十九食貨「收穫之日、隨其所得、勸課出粟及麥、於當社造倉、窖貯之」。

【儲】かわりにたくわえておくことなり。前漢に「儋石の儲に乏し」①、又淮南子に「九

年の儲有り」②などなり。「東儲」③は太子のことなり。「國儲」④は國主の嫡子なり。「飲儲」⑤は酒のさかななり。「倉儲」⑥「軍儲」⑦「邊儲」⑧など連す。「積儲」⑨と連す。

①『漢書』揚雄傳第五十七上「家産不過十金、乏無儲石儲、晏如也。」

②『淮南子』主術訓「十八年而有六年之積、二十七年而有九年之儲、雖落旱災害之殃、民莫困窮流亡也。」

③『南史』列傳第二十四齊武帝諸子「及正位東儲、善立名尚、解聲律、工射、

飲酒至數斗、而未嘗舉杯。」

④『漢書』雋疏于薛平彭傳第四十一「太子國儲副君、師友必於天下英俊、不宜獨親外家許氏。」

⑤『類說』卷四十三「下酒物色、謂之飲儲飲器。」

⑥『宋書』列傳第七劉懷肅「及凶醜宵遁、闔境崩擾、建忠將軍呂訓衛倉儲以候王師。」

⑦『晉書』列傳第四十七殷浩「浩既受命、以中原爲己任、上疏北征、許洛：開江西田千餘頃、以爲軍儲。」

⑧『北史』列傳第四・道武七王「後頗行貨賄、散費邊儲、是以聲名有損。」

⑨『前漢紀』孝文皇帝紀上「是賣田宅鬻子孫以償債者衆也、而商賈大者積儲倍息、小者坐列販賣。」

15〇たたく

敲叩扣欸（後一、七号裏）

【敲】「たたく」とよむ。「石を敲く」①「門を敲く」②「砧を敲く」③「人を敲く」

④「鐘を敲く」⑤など、惣じて叩の字よりつよきなり。

①韋應物『送孫徵赴雲中』「敲石軍中傳夜火、斧冰河畔汲朝漿。」

②蘇軾『九月二十日微雪懷子由第二首』二「遙知讀易東窓下、車馬敲門定不

應。」

賈島『題李凝幽居』「鳥宿池邊樹、僧敲月下門。」

③徐士俊『踏沙行・秋夜和珂月韻』「采采蒼葭、茫茫白泚、荒村歷亂敲砧矣。」

④『無恥奴』江穎甫蠅頭回籍 端明寺納垢藏汚「寶太守的初意、原不是有心要和江念祖爲難、只爲著他到處敲人的竹槓、一班釐局委員、受害不淺。」

⑤『西遊記』觀音院僧謀寶貝 黑風山怪竊袈裟「那個野人在這裡亂敲鐘鼓。」

【叩】「齒を叩く」①「門を叩く」②「首を叩く」③などに用いる。かちかちとたたくことなり。

①白居易『晚起閑行』「起來無可作、閉目時叩齒。」

②『史記』袁盎鼂錯列傳第四十一「夫一旦有急叩門、不以親爲解、不以存亡爲辭、天下所望者、獨季心、劇孟耳。」

③『三國志』吳書諸葛藤二孫濮陽傳第十九「綝起離席、奉布目左右縛之。綝叩首曰、願徙交州。」

【扣】叩と同義なり。

【欸】「たたく」とよむ。「扉を欸く」①などなり。おとづれる意なり。上巻にくわし②。

①陸龜蒙『酬襲美夏首病癒見招次韻』「雨多青合是垣衣、一幅蠻箋夜欸扉。」

②「ねんころ」(六、十四号裏)の項、参照。

16〇たたかふ

戦闘格（後一、十号表）

【戦】「たたかふ」とよむ。兩方よりうちあうなり。孟子に「善く戦ふ者は上刑に

服す」①、又「地を争ひて以て戦ふ」②、史記に「漢王戦ひを挑む」③などなり。廣き字なり。「搏戦」④「輕戦」⑤「力戦」⑥「合戦」⑦「接戦」⑧「拒戦」⑨「轉戦」⑩「連戦」⑪など連す。「鶴戦」⑫「老戦」⑬「蟻戦」⑭などにも用いる。

①『孟子』離婁上「故善戦者服上刑、連諸侯者次之、辟草萊任土地者次之。」

②『孟子』離婁上「争地以戰、殺人盈野、争城以戰、殺人盈城。」

③『史記』項羽本紀第七「願與漢王挑戰決雌雄、毋徒苦天子之民父子爲也。」

④『史記』白起王翦列傳第十三「其將軍趙括出銳卒自搏戰、秦軍射殺趙括。」

⑤『史記』燕召公世家第四「二十八年、燕國殷富、士卒樂軼輕戰、於是遂樂毅爲上將軍、與秦楚三晉合謀以伐齊。」

⑥『史記』張釋之馮唐列傳第四十二「終日力戰、斬首捕虜、上功莫府、一言不相應、文史以法繩之。」

⑦『戰國策』趙策二「願以甲子之日合戰、以正殷紂之事。」

⑧『史記』李將軍列傳第四十九「大將軍與單于接戰、單于遁走、弗能得而還。」

⑨『三國志』蜀書六・關張馬黃趙傳第六「飛呵顔曰、大軍至、何以不降而敢拒戰。」

⑩『史記』衛將軍驃騎列傳第五十一「轉戰六日、過焉支山千有餘里、合短兵、殺折蘭王、斬盧胡王。」

⑪『漢書』高帝紀第一下「上從晉陽連戰、乘勝逐北、至樓煩、會大寒、士卒墮指者什二三。」

⑫『新序』義勇「君之所與祿位者鶴也、所富者宮人也、君使宮人與鶴戰、呈焉能戰。」

⑬『雲仙雜記』卷十「建人謂鬪茶爲茗戰。」

⑭陸游『睡起至園中』「更欲世間同省事、勾回蟻戰放蜂衙。」

鬪

【鬪】「たたかふ」とよむ。勝ちをあらそうなり。論語に「血氣方に剛なり、之を戒むることは鬪に在り」①、孟子に「今、同室の人の鬪ふ者有り」②、周語に「鬪

を佐くる者は傷つく」③などなり。「二水鬪ふ」④「兩虎鬪ふ」⑤「鼠鬪」⑥「牛鬪」⑦「雞鬪」⑧などにも用いる。「格鬪」⑨「争鬪」⑩「健鬪」⑪などと連す。鬪と同じ。

①『論語』季氏「及其壯也、血氣方剛、戒之在鬪。」

②『孟子』離婁下「今有同室之人鬪者、救之、雖被髮纓冠、而救之可也。」

③『國語』周語下「佐鬪者嘗焉、佐鬪者傷焉。」

④『國語』周語下「靈王二十二年、穀洛鬪、將毀王宮、韋注「穀洛、二水名也。……兩水激、有似於鬪也。」

⑤『史記』廉頗藺相如列傳第二十一「今兩虎共鬪、其勢不俱生。吾所以爲此者、以先國家之急而復私讎也。」

⑥『後唐史』《太平御覽》卷九三三・鱗介部五・蛇上引「清泰三年、有蛇與鼠鬪於獅子門外而鼠殺蛇。」

⑦『晉書』列傳第五十四殷仲堪「仲堪父嘗患耳聰、聞牀下蟻動、謂之牛鬪。」

⑧『唐開元占經』卷六・日斗斗而暈蝕「京氏曰、兩日鬥、天下争、三日鬥、法如雞鬥相搏、當視先滅、以決其事。」

⑨『三國志』蜀書十四・蔣琬費禕姜維傳第十四「蔣舒開城出陣、傅僉格鬪而死。」

⑩『後漢書』孝靈帝紀第八「是歲帝作列肆於後宮、使諸采女販賣、更相竊盜争鬪。」

⑪『後漢書』馮岑賈列傳第七「諸將非不健鬪、然好虜掠。」

⑫『格』「たたかふ」とよむ。兩方よりつき合うことなり。周語に「穀洛の二水鬪ふ」

⑬『國語』周語下「靈王二十二年、穀洛鬪、將毀王宮、韋注「穀洛、二水名也。……兩水激、有似於鬪也。」

⑭注に「二水格ふなり」①とあり。

⑮『國語』周語下「靈王二十二年、穀洛鬪、將毀王宮、韋注「穀洛、二水名也。……兩水激、有似於鬪也。」

⑯注に「二水格ふなり」①とあり。

⑰『國語』周語下「靈王二十二年、穀洛鬪、將毀王宮、韋注「穀洛、二水名也。……兩水激、有似於鬪也。」

⑱注に「二水格ふなり」①とあり。

⑲注に「二水格ふなり」①とあり。

⑳注に「二水格ふなり」①とあり。

㉑注に「二水格ふなり」①とあり。

㉒注に「二水格ふなり」①とあり。

㉓注に「二水格ふなり」①とあり。

㉔注に「二水格ふなり」①とあり。

㉕注に「二水格ふなり」①とあり。

㉖注に「二水格ふなり」①とあり。

㉗注に「二水格ふなり」①とあり。

17〇たすく

佐 佑 輔 翼 助 介 亮 資 毗 援 扶 贊 獎 (後二、十九号裏)

【佐】【佑】左・右と同じ。連用する時は、人邊をはぶく。單用する時は、多く人邊に従う。左右の手の如く、身にそえてたすけもつ意なり。周禮に「以て王の邦國を佐く」①、唐書に「王佐の才有り」②、前漢に「伊呂の佐」③、又は「天、王者を左け與す」④。○書經に「上天孚に下民を佑く」⑤。又は祐と同じ。詩に「天よりのを祐く」⑥、又「保右して之に命す」⑦、又「維れ天其れ之を右く」⑧。○書經に「予有民を左右せんと欲す」⑨、又「厥の辟を左右す」⑩。○「右」の字單用して、「たすく」と用いること多し、「左」の字は單用して「たすくる」と用いることまれなり。左の字ばかりにては、多くもとりたがうことに用いる。左傳に「天子右くる所、寡君も亦之を右く。左ふ「たすけざる」所は亦之に左ふ「たすけず」⑪、注に「助けざる者を左と爲すという」⑪とあり。さて二字同義なれども、そのうち「佐」はたがうところをたすけて、たがわぬようにする意なり、「佑」はゆるむところをたすけて、ゆるまさぬようにする意なり。「輔佐」⑫「良佐」⑬「賢佐」⑭「開右」⑮「精祐」⑯「神祐」⑰など連す。

- ① 『周禮』天官・冢宰「乃立天官冢宰、使帥其屬、而掌邦治、以佐王均邦國」。
- ② 『新唐書』列傳第二十一杜如晦「去者雖多、不足吝、如晦、王佐才也」。
- ③ 『漢書』董仲舒傳第二十六「劉向稱、董仲舒有王佐之材、雖伊呂亡以加、筭晏之屬、伯者之佐、殆不及也」。
- ④ 『漢書』匡張孔馬傳第五十一「臣聞師曰、天左與王者、故災異數見、以謹告之、欲其改更」。
- ⑤ 『書經』湯誥「上天孚佑下民、罪人黜伏」。
- ⑥ 『詩經』にはなし。『易經』大有に「上九、自天祐之、吉无不利」とある。
- ⑦ 『詩經』大雅・生民之什・假樂「保右命之、自天申之」。
- ⑧ 『詩經』周頌・清廟之什・我將「我將我享、維羊維牛、維天其右之」。

- ⑨ 『書經』益稷「帝曰、臣作朕股肱耳目、子欲左右有民、汝翼」。
- ⑩ 『書經』太甲上「惟尹躬、克左右厥辟、宅師、肆嗣王、丕承其緒」。
- ⑪ 『左傳』襄公十年「范宣子曰、天子所右、寡君亦右之、所左亦左之、使王叔氏與伯與合要、正義「人有左右、右便而左不便、故以所助者爲右、不助者爲左」。
- ⑫ 『左傳』襄公十四年「庶人工商阜隸牧圉、皆有親暱、以相輔佐也」。
- ⑬ 『後漢書』杜欒劉李劉謝列傳第十七「斯實中興之良佐、國家之柱臣也」。
- ⑭ 『說苑』政理「孔子曰、弟子記之、桓公、霸君也。管仲、賢佐也」。
- ⑮ 『漢書』谷永杜鄴傳第五十五「後宮女史令有直意者、廣求於微賤之間、以遇天以所開右、慰釋皇太后之憂愠」。
- ⑯ 牟巖「和無逸子敬獨姥山」「維址呀洞戸、雲氣一縷烟。老龍蓄精祐、萬石護其巔」。
- ⑰ 『論衡』禍虛「案古人君臣困窮、後得達連、未必初有惡、天禍其前、卒有善、神祐其後也」。

【輔】【弼】「たすく」とよむ。たすけてひかえをする意なり。「兩旁、車を夾む木なり」①と注す。車輻のこけぬように、兩旁にひかえ木をしておくことなり。故にこけぬひかえをして、向うをたすけおる意なり。「弼」は、たすけてゆがみをおすなり。元と「弓を正す器なり」②と注す。弓のゆがみをためる木なり。故に己を正しくして、向うの過失のなきように法をまもらす意なり。多く「輔弼」③と連用す。「輔」はこけぬように向うへすすませ、「弼」はわきへそれぬようにまもつておる意なり。易經に「天地の宜を輔相す」④、書經に「朝夕、誨を納れ、以て台徳を輔く」⑤、又「諫輔を賊虐す」⑥、書經に「五刑に明らかにして、以て五教を弼く」⑦、又「子に良弼を賚ふ」⑧、又「予、違へば汝弼けよ」⑨、越語に「輔を憎み弼を遠ざく」⑩などなり。考がえみるべし。「四輔」⑪は、左輔、右弼、前疑、後承なり。「輔佐承弼」⑫など連す。

① 『正韻』「輔、車輔、兩旁夾車木也」。

② 『正韻』「弼、正弓之器、以竹若木爲之」。

③ 『史記』李斯列傳第二十七「今陛下有海內、而子弟爲匹夫、卒有四常、六卿之患、臣無輔弼、何以相救哉」。

④ 『易經』泰「象曰、天地交、泰、后以財成天地之道、輔相天地之宜、以左右民」。

⑤ 『書經』說命上「命之曰、朝夕納誨、以輔台德」。

⑥ 『書經』泰誓中「惟受罪浮于桀、剝喪元良、賊虐諫輔」。

⑦ 『書經』大禹謨「汝作士、明于五刑、以弼五教、期于予治」。

⑧ 『書經』說命上「恭默思道、夢帝賚予良弼、其代予言」。

⑨ 『書經』益稷「予違汝弼、汝無面從、退有後言」。

⑩ 『國語』越語下「今吳王淫於樂而忘其百姓、亂民功、逆天時、信讒喜優、憎輔遠弼」。

⑪ 『禮記』文王世子「設四輔及三公、不必備、唯其人語使能也」、正義「其四輔者、案尚書大傳云、古者天子必有四鄰、前曰疑、後曰丞、左曰輔、右曰弼」。

⑫ 陳悅道『書義斷法』立政「又有綴衣虎賁以侍衛、皆有輔佐承弼之責」。

【翼】「たすく」とよむ。やはり鳥の羽翼の如く、身かこいとなつておる意なり。

又鳥の子をやしなうとき、つばさにてつつむものなり。ゆえにそだてあげる意をもふくむなり①。書經に「庶る明らかにして勵み翼けよ」②、又「予、有民を左右せんと欲す。汝翼けよ」③、孟子に「之を輔け翼けて之を自得せしむ」④、前漢に「李廣、其の騎長左右をして翼けしめ、身自ら彼の三人を射す」⑤などなり。みなそえたすける意なり。「輔翼」⑥「翼贊」⑦など連す。

① 『國語』魯語上「魚禁鯤鱒、獸長麋鹿、鳥翼鷩卵、蟲舌蜚蜚」、韋注「翼成也」。

② 『書經』皋陶謨「惇敘九族、庶明勳翼、邇可遠在茲」。

③ 『書經』益稷「帝曰、臣作朕股肱耳目、子欲左右有民、汝翼」。

④ 『孟子』滕文公上「放勳曰、勞之來之、匡之直之、輔之翼之、使自得之」。

⑤ 『漢書』李廣蘇建傳第二十四「廣令其騎張左右翼、而廣身自射彼三人者、殺其二人、生得一人、果匈奴射鵠者也」。

⑥ 『禮記』文王世子「保也者、慎其身、以輔翼之、而歸諸道者也」。

⑦ 『三國志』蜀書九・董劉馬陳董呂傳第九「允內侍歷年、翼贊王室、宜賜爵士以褒勳勞」。

【助】ちからをそえることなり。孟子に「道を得る者助け多く、道を失ふ者は助け寡し」①、左傳に「願はくは助けを借らん」②、史記に「亦外戚の助け有り」③、前漢に「此皆和を以て和を致し、天の助けを獲たり」④などなり。「神助」⑤「援助」⑥「福助」⑦など連す。

① 『孟子』公孫丑下「得道者多助、失道者寡助、寡助之至、親戚畔之」。

② 『左傳』襄公四年「寡君是以願借助焉、晉侯許之」。

③ 『史記』外戚世家第十九「自古受命帝王及繼體守文之君、非獨內德茂也、蓋亦有外戚之助焉」。

④ 『漢書』楚元王傳第六「此皆以和致和、獲天助也」。

⑤ 『論衡』命祿篇「故夫富貴若有神助、貧賤若有鬼禍」。

⑥ 『後漢書』耿弇列傳第九「永北還、而代令張曄據城反畔、乃招迎匈奴烏桓以爲援助」。

⑦ 『漢書』郊祀志第五下「楚懷王隆祭祀、事鬼神、欲以獲福助、卻秦師、而兵挫地削、身辱國危」。

【介】兩方よりはさみたすける意なり。「以て盾壽を介く」①、書經に「爾曷ぞ我が周王の天に享るの命を夾介けざる」②などなり。

①『詩經』幽風・七月「爲此春酒、以介眉壽」。

②『書經』多方「爾曷不忱裕之于爾多方、爾曷不來介乂我周王享天之命」。

【亮】 たすけてあかりへだすなり。

【資】 財寶をもつてたすけるなり、もつてをしてやることなり。

【毗】 たすけますなり。あるがうえにましかける意なり。詩經に「四方是れ維ち、天子是れ毗く」①、莊子に「人大いに喜び、陽を邪毗す」②などなり。

①『詩經』小雅・節南山之什・節南山「四方是維、天子是毗、俾民不迷」。

②『莊子』在宥「人大喜邪毗於陽、大怒邪毗於陰、陰陽並毗、四時不至、寒暑之和不成」。

【援】 たすけすくうなり。ひきあげたすける意なり。魯語に「四鄰の援を爲す」①、春秋胡傳に「以て聲援を爲す」②、前漢に「相攀援死して後に已めんと欲す」③などなり。「外援」④「後援」⑤「援兵」⑥などなり。

①『國語』魯語上「夫爲四鄰之援、結諸侯之信、重之以婚姻、申之以盟誓」。

②『周書』列傳第九若干惠「十二年、東魏將侯景侵襄州、惠率兵擊走之。明年景請内附、朝議欲收輯河南、令惠以本官鎮魯陽、以爲聲援」。

③『漢書』翟方進傳第五十四「交通厚善、相與爲腹心、有背公死黨之信、欲相攀援、死而後已」。

④『韓非子』亡徵第十五「大臣兩重、父兄衆強、内黨外援、以爭事勢者可亡也」。

⑤『周書』列傳第八獨孤信「然孤軍數千、後援未接、賊衆我寡、難以自固」。

⑥文瑩『玉壺清話』卷四「吾已飛檄帥帳、求援兵、不久必至」。

【扶】 手をそえてたすけるなり。論語に「顛へれども扶けず」①、前漢に「更に長者をして義を扶けて西するに如かず」②の類なり。

①『論語』季氏「危而不持、顛而不扶、則將焉用彼相矣」。

②『漢書』高帝紀第一上「且楚數進取、前陳王項梁皆敗、不如更遣長者扶義而西、告諭秦父兄」。

【贊】 ことはそえをして、たすけすすめるなり。又たすけなす意あり。書經に「益禹を贊けて曰く云云」①、易經に「神明を幽贊す」②、儀禮に「少く退きて命を贊く」③、家語に「游夏、一辭も贊する能はず」④などなり。

①『書經』大禹謨「益贊于禹曰、惟德動天、無遠弗届」。

②『易經』説卦「昔者聖人之作易也、幽贊於神明而生著」。

③『儀禮』士冠禮「宰自右、少退贊命、筮人許諾」。

④『孔子家語』にこの一文はみあたらない。ただ『史記』孔子世家第十七に「至於爲春秋、筆則筆、削則削、子夏之徒不能贊一辭」とある。

【獎】 たすけすすめるなり。「誘掖獎勸」①など使う。

①王陽明『南贛鄉約』「爾父老子弟所以訓誨戒於家庭者不早、薰陶漸染於里閭者無素、誘掖獎勸之不行、連屬叶和之無具」。

18〇たのむ

憑 頼 負 怙 恃 (後一、三十二号表)

【憑】 「たのむ」とよむ。向うへもたれかかることなり。「凡に憑る」①の憑の意なり。伯夷傳に「衆庶憑りて生ず」②、又杜詩に「聖儒常に眷有り、朝退きて憑る無きが若し」③、李詩に「體を屈して骨無きが若し、壯心憑る所有り」④など、皆「もたれる」と譯してよくきこえるなり。「人に憑りて書を上る」⑤は、書をぢきに上る

ることがならぬ故、今俗語にいう、人にもたれかかつてようよう書を上るなり。

- ①『書經』顧命「甲子、王乃洮頰水、相被冕服、憑玉几」。
 ②『史記』伯夷列傳第一「貪夫徇財、烈士徇名、夸者死權、衆庶滿生」。
 ③杜甫『贈特進汝陽王二十韻』「服禮求毫髮、推忠忘寢興、聖情常有眷、朝退若無憑」。
 ④李白『贈新平少年』「韓信在淮陰、少年相欺凌、屈體若無骨、壯心有所憑」。

【賴】「たのむ」とよむ。味方たよりにする意なり。書經に「萬世永く賴る」①、孟子に「富戚には子弟賴多し」②、又「聊賴」③「倚賴」④「仰賴托」⑤など連す。「無賴」⑥は「たのもしげなし」とよむ、味方にならぬことなり。「無賴子」⑦は、放埒ものことなり。

- ①『書經』大禹謨「地平天成、六府三事允治、萬世永賴、時乃功」。
 ②『孟子』告子上「富歲子弟多賴、凶歲子弟多暴、非天之降才爾殊也」。
 ③『後漢書』列傳第七十四蔡琰「爲復疆視息、雖生何聊賴」。
 ④『顏氏家訓』誠兵「吾見今世士大夫、纔有氣幹、便倚賴之、不能被甲執兵、以衛社稷」。
 ⑤『魏書』列傳第四十七劉昶「萬里奔波、投蔭皇闕、仰賴天慈、以存首領」。
 ⑥『史記』高祖本紀第八「始大人常以臣無賴、不能治產業、不如仲力」。
 ⑦劉基『北嶺將軍廟碑』「無賴子競起爲劫、且應賊」。

【負】「たのむ」とよむ。元來「をふ」とよむ字なり。故にうしろたよりにすること。史記に「武安、貴に負んで權を好む」①など會すべし。

- ①『史記』魏其武安列傳第四十七「武安負貴好權、杯酒責望、陷彼兩賢、嗚呼哀哉」。

【怙】「たのむ」とよむ。悃と同じ。固に従う字ゆえ、我が身の堅固要害の如くた

よりにする意なり。詩經に「父母何をか怙まん」①、又「父無くんば何をか怙まん」②、書經に「怙終は賊刑す」③、又「侈を怙み義を滅す」④などなり。

- ①『詩經』唐風・鴛羽「王事靡盬、不能蓺稷黍、父母何怙」。
 ②『詩經』小雅・谷風之什・蓼莪「無父何怙、無母何恃」。
 ③『書經』舜典「眚災肆赦、怙終賊刑、欽哉欽哉、惟刑之恤哉」。
 ④『書經』畢命「茲殷庶子、席寵惟舊、怙侈滅義、服美于人」。

【恃】「たのむ」とよむ。持の省に従う字なり。故に手にものもちたる如く、心たよりにすることなり。詩經に「母無し何をか恃まん」①、又唐の柳玼、子を戒しめて曰く、「門地高きは恃むに足らず」②など、會すべし。「負恃」③「憑恃」④「倚恃」⑤など連す。賴・負より恃・怙は甚だおもき字なり、恃よりは怙はまたおもし、憑の字がどれよりもかるき字なり。

- ①『詩經』小雅・谷風之什・蓼莪「無父何怙、無母何恃」。
 ②『舊唐書』列傳第一百五十五柳玼「玼嘗著書誡其子弟曰、夫門地高者、可畏不可恃、可畏者、立身行己、一事有隆先訓、則罪大於他人」。
 ③『左傳』襄公十四年「昔秦人負恃其衆、貪于土地、逐我諸戎」。
 ④潘勗『冊魏公九錫文』《文選》卷三十五「袁紹逆亂天常、謀危社稷、憑恃其衆、稱兵內侮」。
 ⑤『後漢書』盧傳蓋臧列傳第四十八「時武威太守倚恃權執、恣行貪橫、從事武都蘇正和案致其罪」。

19〇たまふ

錫 賜 貺 釐 賚 (後二、廿九号表)

【錫】褒賞してたまふなり。易經に「王三たび命を錫ふ」①、詩經に「永く爾に類を錫ふ」②、又「陳て錫ひて周を誅む」③、又「申ね錫ひて疆り無し」④などな

り。

①『易經』師「九二、在師中、吉无咎、王三錫命」。

②『詩經』大雅・生民之什・既醉「孝子不匱、永錫爾類」。

③『詩經』大雅・文王之什・文王「亶亶文王、令聞不已、陳錫哉周」。

④『詩經』商頌・那・烈祖「嗟嗟烈祖、有秩斯祜、申錫無疆、及爾斯所」。

【賜】錫と同義なり。禮記に「三賜は車馬に及ばず」①、孟子に「尊者之を賜ふ者は義なるか」②、左傳に「將に君の賜を拜せんとす」③、又昭公に「若し野にして之を賜はば、是れ君の賜を草莽に委ぬ」④などなり。

①『禮記』曲禮上「夫爲人子者、三賜不及車馬」。

②『孟子』萬章下「曰、尊者賜之、曰、其所取之者、義乎不義乎、而後受之」。

③『左傳』僖公三十三年「若從君惠而免之、三年將拜君賜」。

④『左傳』昭公元年「圍布几筵、告於莊共之廟而來、若野賜之、是委君賜於草莽也、是寡大夫不得列於諸卿也」。

【覲】たまりものにするなり。後漢光武に「靈貺既にあきしか甄なり」①、唐書に「公事に當りて私覲を受く」②などなり。

①『後漢書』光武紀第一下「光武誕命、靈貺自甄、沈機先物、深略緯文」。

②『新唐書』列傳第六十七路隋「每除制出、以金幣來謝者、隋卻之曰、公事而當私覲邪」。

【釐】すじみちをたててたまるなり。詩經に「爾に圭瓚を釐ふ」①の類なり。

①『詩經』大雅・蕩之什・江漢「釐爾圭瓚、秬鬯一卣、告于文人」。

チの部

1〇ちかし

近 邇 親 (二、三十九号裏)

【近】【邇】義同じ。遠・遐の反対なり。遠・近は常用の字なり、遐・邇は少僻なり。近體の詩に入れがたし。

【親】「ちかし」とはよまず、「ちかづく」とよむ。されども本義の如く、その人にしたしみ近よることなり。

2〇ちる

散 渙 (三、廿五号表)

【散】聚の反対なり。義廣し。又はなれものを「散」という。「散木」①は、何の用にたため木なり。用に立つ木の數に入らぬ意なり。「散人」②は、支配のなく、何くの下へ屬するということのなき人なり。「樛散」③は、散木の故事よりして、何の用にたため無知無能の人をいう。「散官」④というは、何も掌る職分のなき官なり。「散位」⑤というは、位ばかり有りて官なきをいう。「文散」⑥は職掌のなき文官、「武散」⑦は職掌のなき武官なり。「黄散」⑧は黄門侍郎をいう。これも散官なればなり。「閑散」⑨「冗散」⑩、何れもはのきかぬ「羽振りがよくない」ひまな役をいう。又「嬾散」⑪「疎散」⑫などは、性質の上にて、人がらのしまりなき意なり。又「風神散朗」⑬「神氣蕭散」⑭などは、拘わらぬ氣象をほめたる詞なり。又「散薬」⑮なり。魏晉の間、「服散」⑯というは、散を服すという義なり。この散はひろく散薬をいうに非ず、魏の王肅より「八石散」という補陽の薬を服すること世間にはやり、散といえは八石散のことなり。「散發」⑰というは、八石散を服すれば、石毒時時發して煩うことあり、これをその時分の人、「貴症とす」といえ

り。貴人ならでは八石散を服せず、服すれば時時發すれども、時過ぎれば痊えゆるえ、時の人かまわず彼の散を服し、さように煩うを貴人のようだいの一つにしたるなり。又「一服清涼散」⑮といは、名利心を止どめ、煩惱を除くに用いる。青涼傘に通じる故事あり⑯。嵇康が琴の名曲を「廣陵散」⑰という。この時音珊、平聲に用い來る名曲なるゆえ「名散」⑱、その音哀しきゆえ「哀散」⑳などとも使うなり。

①『莊子』人間世「曰、已矣、勿言之矣、散木也、以爲舟則沈、以爲棺槨則速腐、以爲器則速毀、注「不在可用之數、故曰散木」。

②『莊子』人間世「且也若與予也、皆物也、奈何哉其相物也、而幾死之散人、又惡知散木」。

③杜甫『夔府書懷四十韻』「萍流仍汲引、樗散尚恩慈」。

④『唐律疏議』卷第一八議「六曰議貴、謂職事官三品以上、散官二品以上及爵一品者、疏、議曰、依令、有執掌者爲職事官、無執掌者爲散官」。

『通典』職官・文散官「開府儀同三司、隋文帝竝以爲散官、大唐以開府同三司爲文散官」。

⑤『左傳』文公十二年「宣子曰、秦獲穿也、獲一卿矣」、杜注「然則晉自有散位從卿者也」。

⑥『通典』職官十六・文散官「貞觀以後、唯日光錄大夫、金紫光錄、銀青光錄、竝爲文散官」。

⑦『通典』職官十一大將軍「後周建德四年、增置上大將軍。隋竝以爲武散官、不理事」。

⑧『晉書』列傳第五十二「陳壽「杜預將之鎮、復薦之於帝、宜補黃散」。

⑨高適『淇上別劉少府子英』「又非耕種時、閒散多自任」。

⑩『晉書』列傳第十七傳玄「王人賜官、冗散無事者、不督使學、則當使耕、無緣放之使坐食百姓也」。

⑪丁鶴年『山居呈諸道侶』一首「一、嬾散形骸不自持、黃冠聊束鬢邊絲、頻來

猿鶴渾相識、久混龍蛇竟不知」。

⑫李白『東武吟』「賓友日疏散、玉尊亦已空」。

⑬王士源『孟浩然集序』「孟浩然、字浩然、襄陽人也。骨貌淑清、風神散朗」。

⑭『續高僧傳』唐京師勝光寺釋慧業傳四「而身歷三朝、政移六帝、頻昇中殿、面對天顏、神氣蕭散、映徹牆仞、自見英德、莫不推焉」。

⑮『正字通』卯集下「散、藥石屑曰散、華佗傳授藥何以黍青黏散」。

⑯魏の王肅が「八石散」という補陽の藥を服したという故事は未詳。『世說新語』言語には「何平叔云、服五石散、非唯治病、亦覺神明開朗」とある。

⑰『太平廣記』詠諧三・魏市人「後魏孝文帝時、諸王及貴臣多服石藥、皆稱石發、乃有熱者、非富貴者、亦云服石發熱、時人多嫌其詐作富貴體」。

⑱趙合時『侯鯖錄』卷第三「劉子儀三入翰林、頗不憚。……虛熱上攻、石中立滑稽、在坐云、只消一服清涼散、意謂兩府始得用清涼散也」。

⑲青涼傘に関する故事は未詳。

⑳『晉書』列傳第十九嵇康「素琴彈之曰、昔袁孝尼嘗從吾學廣陵散、吾每靳固之、廣陵散於今絶矣」。

㉑潘岳『笙賦』《文選》卷十八「輟張女之哀彈、流廣陵之名散」。

㉒王世貞『竹林七賢圖賦』「孤鳳噉以蘇音、奏廣陵之哀散兮」。

【渙】も「ちる」なり。萃の反對なり。流散の義なり①。

①『說文解字』「渙、流散也」。

3 ○ちいさし

小 少 微 么 些 瑣 鮮 寡 尠 僅 纒 劣 (四、十六号表)

【小】「ちいさし」。大の反對なり。「小人」は、君子に對する小人あり①、細民を指していえる小人もあり②。又自稱の詞なり③。この時も王侯の前にてのことなり。

俗語に「小的」④「小可」⑤という。「非同小可」⑥というは、軽小なることにて、なきという意なり。「小子」⑦は先生の前にての自稱なり。「小君」⑧は我が君の妻をいう。「家小」⑨は己が妻をいう。

①『論語』里仁「君子懷德、小人懷土、君子懷刑、小人懷惠」。

②『孟子』滕文公下「其小人簞食壺漿、以迎其小人、救民於水火之中、取其殘而已矣」、集注「小人、謂細民也」。

③『左傳』隱公元年「對曰、小人有母、皆嘗小人之食矣、未嘗君之羹、請以遺之」。

④『京本通俗小説』錯斬雀寧「小的們見他丈夫殺死、一面着人去趕」。

⑤『水滸傳』梁山泊林冲落草「汴京城楊志賣刀」「小可數年前到東京應舉時、便聞制使大名」。

⑥『長生殿』驛備「哎呀、了不得、這是上用欽工、非同小可」。

⑦『書經』湯誓「非台小子、敢行稱亂、有夏多罪、天命殛之」。

⑧『春秋』文公十七年「夏四月癸亥、葬我小君聲姜」。

⑨『仙傳拾遺』《太平廣記》神仙三十引「八兄曰、此人萬里矣。德祖悄然。忽念未別家小。白獸屹然不行」。

【少】すこしなり。多の反對なり。去聲の時は「老少」と對し、「太少」と對す。「わかし」とよむ。「少師」①「少傅」①「少保」①「少尹」②「少尉」③の類、太に對して去聲なり。但し古書には小の字を去聲に點發して、少の字に用いる。又「少之」④「少焉」⑤、「しばらくありて」とよむ。「之を少とす」⑥とは輕んじることなり。「之を多とす」⑦「君を多とす」⑧などはたつとび、よしとすることなり。

①『書經』周官「少師、少傅、少保、曰三孤、貳公弘化、寅亮天地、弼予一人」。

②『資治通鑑』唐紀五十二「順宗、永貞元年、己丑、以倉部郎中、判度支案陳諫爲河中少尹」。

③『大越史記全書』「又以太師、太尉、太傅、太保、少師、少尉、少傅、少保爲大臣重職」。

④『金史』列傳第五十完顏合達傳「北騎退走、追奔之際、忽大霧四塞、兩省命收軍。少之、霧散乃前」。

⑤蘇軾『前赤壁賦』「少焉、月出於東山之上、徘徊於斗牛之間、白露橫江、水光接天」。

⑥『史記』蘇秦列傳第九「顯王左右素習知蘇秦、皆少之、索隱「劉氏云、少、謂輕之也」。

⑦『漢書』匡張孔馬傳第五十一「如君言至誠可聽、惟君之惡在洒心前、不敢文過、朕甚多之」、注「師古曰、多猶重也」。

⑧白居易『過駱山人野居小池』「何乃獨多君、丘園居者少」。

【微】細小の甚しきなり。脈に「微脈」①あり。「細脈」②は糸の如く細きをいい、「微脈」はあるかなきかのようなるをいう。これらにて字義明らかなり。又「微禽」③「微蟲」④ということはあるけれども、獸又人などには用いず、草には用いれども、木に用いず。これらにて思ふべし。「式微」⑤は詩經に出づ。衰微したる意に用いる。

①『幼科心法要訣』切脈「脈者、中取无力。微脈者、按之微細、若有若无」。

②『外科精義』卷上論脈證名狀二十六種所主病證「細脈之診、按之則繁繁如蜘蛛之絲而欲絶、舉之如無而似有細而微、其主亡陽衰也」。

③張華『鷓鴣賦』《文選》卷十三「惟鷓鴣之微禽兮、亦攝生而受氣」。

④『文心雕龍』物色「蓋陽氣萌而玄駒歩、陰律凝而丹鳥羞、微蟲猶或入感、四時之動物深矣」。

李鏡遠『蝶蝶行』「青春已布澤、微蟲應節歡」。

⑤『詩經』邶風・式微「式微式微、胡不歸、微君之故、胡爲乎中露」。

【公】「公麼」又「公靡」に作る。小なることなり。公の一字にては、「公鳳」「公荷」など、皆すこしきことなり。單に一字用いることまれなり。

【些】「すこし」とよむ。俗語なり。些少の義なり。又俗語に一種無義の「些」あり。和語に「ちと」という詞を助語の如く使うことあるが如し。

【瑣】細の義なり。「瑣民」①「瑣物」②、又「瑣細」③と連用す。「瑣屑」④は事のくだくだしきなり。

①『粤西文載』卷六十四名宦「彭克韶 洪武間、以人材舉任博白主簿、政寛無瑣民、蒙其惠」。

②司馬光『甘菊』「野菊細瑣物、籬間私自全、徒因氣味殊、不爲庖人捐」。

③杜甫『北征』「山果多瑣細、羅生雜橡栗」。

④鄭嵎『津陽門詩』「青錢瑣屑安足數、白醪軟美甘如飴」。

【鮮】【寡】【尠】皆「すくなし」とよむ。尠は鮮と同字なり、寡は衆の反對にて、人數の上にていう。「寡君」①は諸侯の自稱なり。「寡德」②も謙稱にて、「無德」といわんが如し。

①『左傳』僖公四年「貢之不入、寡君之罪也、敢不供給」。

②『三國志』魏書四・三少帝紀第四「朕以寡德、不能式遏寇虐、乃令蜀賊陸梁邊陲」。

【僅】【纒】皆「わづか」とよむゆえ、同じように用いれども、少し異なり。「僅はすくなき詞なり。なるほど少の義なれども、多に對する字に非ず、辭の上に用いる。「僅かに三寸」①「僅々たる晨星」②などの類なり。「纒」はもと「初めて入るなり」と注せる字なり。染物を一入さつとそめたることなり③。それより轉用せる字ゆえ、ゆき至ることの淺き意あるなり。「纒かに三寸」④は「僅かに三寸」と

同じ。たとえば「僅かに可なり」⑤というは、少し可なるなり、「纒かに可なり」とは上の語をうけていう。かくの如くして、そこでようよう可なりという意なり。「尋常一樣、窓前の月、纒かに梅花有れば便ち同じからず」⑥、梅花が少しあればということにはなし、梅花のあるころにようようなれば、はや各別なりということなり。「鄰翁我に問ふ、歸り來るや不や。纒かに茅廬有らば、我便ち歸らん」⑦、これも茅廬がすこしあらばということにはなし、茅廬のようようあるほどならばという意なり。「方纒」⑧は、ようようそこでなり。又俗語に「方纒」「適纒」、皆適來の義に用いる。「いま」と譯す。古今の「いま」に非ず、平話にさきほどを指していう「いま」なり。纒の字又「才」に作る。音通じるゆえなり。

①『閩微草堂筆記』卷三灤陽消夏錄三「額魯特女子不纏足、何以得作弓彎樣、僅三寸許。此必有其故、今不得知矣」。

②王世貞『本草綱目序』「厥後博物稱華、辨字稱康、析寶玉稱倚頓、亦僅僅星耳」。

③『古今韻會舉要』卷四「纒、繪色一入曰纒」。

④洪皓『次種野花韻詩』「強移野卉對殘春、深恐焦枯向日薰。種止一行非貴少、高纒三寸豈超羣」。

⑤褚伯秀『南華真經義海纂微』卷七十八徐无鬼第四「若皆聞見則事鍾於己、而羣下無所措手足遺之、未能盡遺、故僅可也」。

⑥杜耒『寒夜』「寒夜客來茶當酒、竹爐湯沸火初紅。尋常一樣窓前月、纒有梅花便不同」。

⑦未詳。

⑧『三國演義』焚金闕董卓行兇、匿玉璽孫堅背約「布引鐵騎掩殺、操軍大敗、回望滎陽而走。走至一荒山腳下、時約二更、月明如晝。方纒聚集殘兵」。

【劣】僅の義なり。後魏書に見える①。

①『魏書』の例は未詳。『宋書』列傳第五劉懷慎に「德願善御車、嘗立兩柱、

使其中劣通車軸、乃於百步餘步上振轡長驅」とある。

4〇ちかふ

盟誓 矢契 (後三、十一号裏)

【盟】神にいのつてちかうなり。書經に「以て盟を覆す」①、詩經に「君子屢しば盟ふ」②、左傳に「周の宗盟、異姓を後と爲す」③、又「幽に同盟す」④、又「背盟は不祥」⑤、又「土正、盟を乞ふ」⑥、又「呉、太宰嚭をして盟を尋めんと請はしむ、子貢曰く、今吾子、必ず盟を尋めんと曰ふ、若し尋む可くは、亦寒す可きなり」⑦などなり。「詩盟」⑧「會盟」⑨「主盟」⑩「要盟」⑪「敵盟」⑫「舊盟」⑬などを使う。

- ① 『書經』 呂刑「民興胥漸、泯泯焚焚、罔中于信、以覆盟」。
- ② 『詩經』 節南山之什・巧言「君子屢盟、亂是用長」。
- ③ 『左傳』 隱公十二年「賓有禮、主則擇之、周之宗盟、異姓爲後」。
- ④ 『春秋』 莊公十六年「冬、十有一月、會齊侯宋侯陳侯衛侯鄭伯許男滑伯滕子、同盟于幽」。
- ⑤ 『左傳』 成公元年「背盟而欺大國、此必敗、背盟、不祥、欺大國不義」。
- ⑥ 『左傳』 には「土正乞盟」という一文のみあたらぬ。ただ「乞盟」の例としては、僖公八年に「鄭伯乞盟」、襄公三年に「使匄乞盟」とある。
- ⑦ 『左傳』 哀公十二年「吳子使大宰嚭請尋盟、公不欲、使子貢對曰、……、今吾子曰必尋盟、若可尋也、亦可寒也」。
- ⑧ 牟融『贈韓翃』「細雨孤鴻遠、西風一櫂輕。暫時分手去、應不負詩盟」。
- ⑨ 『史記』 秦本紀「秦僻在雍州、不與中國諸侯之會盟、夷翟遇之」。
- ⑩ 『左傳』 襄公九年「非禮何以主盟、姑盟而退、脩德息師而來、終必獲鄭」。
- ⑪ 『左傳』 襄公九年「盟誓之言、敢背之、且要盟無質、神弗臨也」。
- ⑫ 『戰國策』 魏策三「今趙不求魏、魏敵盟於秦、是趙與強秦爲界也」。

⑬ 『左傳』 昭公十九年「平丘之會、君尋舊盟、曰、無或失職」。

【誓】詞にてちかうなり。書經に「禹乃ち群后に會し、師に誓ふ」①、左傳に「軍旅に誓ふ」②、詩經に「信誓且且」③、禮記に「商人誓を作りて、民始めて畔く」④、前漢に「符を剖りて誓と作す」⑤などなり。「明誓」⑥と連す。

- ① 『書經』 大禹謨「禹乃會羣后、誓于師曰、濟濟有衆、咸聽朕命」。
- ② 『左傳』 閔公二年「夫帥師專行謀、誓軍旅、君與國政之所圖也」。
- ③ 『詩經』 衛風・氓「總角之晏、言笑晏晏、信誓旦旦」。
- ④ 『禮記』 檀弓下「殷人作誓、而民始畔、周人作會、而民始疑」。
- ⑤ 『漢書』 高祖紀第一下「又與功臣剖符作誓、丹書鐵契、金匱石室、藏之宗廟」。
- ⑥ 『左傳』 昭公十六年「世有盟誓、以相信也」。

【矢】心にてちかうなり。矢のまつすぐに向うへゆく如く、いつまでもかわらぬ義にとれり。書經に「矢言を出す」①、詩經に「永く矢ひて諉れず」②、論語に「夫子、之に矢ふ」③などなり。

- ① 『書經』 盤庚上「盤庚遷于般、民不適有居、率籲衆慙、出矢言」。
- ② 『詩經』 衛風・考槃「獨寐寤言、永矢弗諉」。
- ③ 『論語』 雍也「夫子矢之曰、予所否者、天厭之、天厭之」。

【契】證據をとつてちかうなり。

ツの部
1〇つまる

密 緻 績 稠 緊 嚴 (二、三十七号表)

【密】疎の反對なり。「疎」は間のまばらにすきたるなり、「密」は間のつき合いたるなり。「密にして風を通さず」①「密にして水を漏らさず」。「密室」②は、風の入らぬ屋なり。「密雲」③は、厚き雲なり、まばらになく天の見えぬ意なり。「機事密ならざれば則ち害生ず」④は、はかりごと漏れば害生じるなり。「兵事は神密を尚ぶ」⑤というも、軍略は人にもらさず、人の思いがけぬをよしとするなり。「麗密」⑥は、衣服の美麗にて、風の通らぬをいう。「綿密」⑦という詞も、綿をば風の通さぬに比して、もののぬけめなきをいう。「禁網密なり」⑧とは、法度のしげきを網のめの細かなるに喩えたり。「清密」⑨「禁密」⑩「嚴密」⑪「華密」⑫、皆禁中の御側ぢかき官省は、ものごとを外人に知らせぬゆえいなり。又「稠密」⑬「周密」⑭などと連用す。「密を窺はず」⑮とは、ひとのかくす内しやうを見るなどということなり。又「宥密」⑯「遏密」⑰の「密」は靜なる意なり。「堂密」⑱とは山の形の堂室の如くなるをいう。これらは別義なり。

①『趙氏孤兒』第二折「但要訪的孤兒有影踪、必然把太平莊上兵圍擁、鐵桶般密不通風」。

②『晉書』列傳第六十五藝術・鳩摩羅什「乃飲以醇酒、同閉密室」。

③『易經』小畜「密雲不雨、自我西郊」。

④『漢書』王莽傳第六十九中「漏泄省中及尚書事者、機事不密則害成也」。

⑤『漢書』張陳王周傳第十「且兵事上神密、將軍何不從此右去、走藍田、出武關、抵雒陽」。

⑥『漢書』嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈傳第三十四下「夫荷旃被毳者、雖與道純綿之麗密」。

⑦沈約『愍袁草賦』《藝文類聚》卷八十二「布綿密於寒皋、吐纖疏於危石」。

⑧『通典』選舉一・歷代制上「遂復有三五法、禁網益密、選用彌艱」。

⑨康駢『劇談錄』田膨郎偷玉枕「置於寢殿帳中、一旦忽失所在、然而禁衛清

密、非恩渥嬪御莫能至者」。

⑩『三國志』魏書二十五・辛毗楊阜傳高堂隆傳第二十五「吏守舊令、對曰、禁密、不得宣露」。

⑪『後漢書』郎顛襄楷列傳第二十二下「尚書職在機衡、宮禁嚴密、私曲之意、羌不得通」。

⑫『新唐書』列傳第五十六宗室宰相李程「程爲人辯給多智、然簡倪無儀檢、雖在華密、而無重望、最爲帝所遇」。

⑬荀伯子『臨川記』《太平御覽》地部十三南楚諸山引「麻山、或有登之者、望廬岳、彭蠡皆在其下、有黃連、厚樸恒生焉。……其山竹木稠密如麻、因名麻山」。

『孟子』公孫丑章句上「雞鳴狗吠相聞而達乎四境」、集注「雞犬之聲相聞、自國都以至於四境、言氏居稠密也」。

⑭『韓非子』八經「明主、其務在周密、是以喜見則德償、怒見則威分」。

⑮『禮記』少儀「不窺密、不旁狎、不道舊故、不戲色」、鄭注「嫌何人之私也、密隱曲處也」。

⑯『詩經』周頌・清廟之什・昊天有成命「成王不敢康、夙夜基命宥密」。

⑰江淹『齊太祖高皇帝誄』「宋主陵遐、紫殿遏密、話言之詔、貽在英粹」。

⑱『尸子』綽子「松柏之鼠不知堂密之有美樞」。

【緻】きぬの目のつまりたることをいう。密の義に近し。

【績】も同義なり。

【稠】稀の反對にて、草などの間のつまりこみて生えたるをいう。「稠人」①とは、人こみなり。又膏藥や粥のゆるきを「稀」といい、かたきを「稠」という。

①蘇軾『范增論』「識卿子冠軍於稠人之中、而擢以爲上將、不賢而能如是乎」。

【緊】緩・慢の反対なり。糸や繩のよりのかかりたることをいう。ものつつまるゆるきというつまるなり。「緊急」①と連用す。「風物自ら凄緊」②「日夕風色緊」③「林氣夕凄緊」④、皆寒き時分、風氣のはげしきことなり。又俗語に「不要緊」^{ホヤツツ}というは、さまで入用にもなきこと、せんもなきことなり。「要緊」⑤は、せんに入用なることなり。「好得緊」はきつくよきこと、「冷得緊」はきつくさむきこと、畢竟「得緊」の二字、助語の如し。

- ① 傳毅『舞賦』《文選》卷十七「弛緊急之絃張兮、慢末事之委曲」。
- ② 殷仲文『南州桓公九井作』《文選》卷二十一「景氣多明遠、風物自凄緊」。
- ③ 李夢陽『廬山秋夕詩』「山壑寒氣早、日夕風色緊」。
- ④ 李白『北山獨酌寄韋六』「川光書昏凝、林氣夕凄緊」。
- ⑤ 『水滸傳』第七十四回「大哥休怪、正是要緊的日子、先說得明白最好」。

【嚴】「きびし」とも、「をいそか」ともよむ。ものきつとして、じだらくなきことなり。「法律嚴し」①「詩律嚴し」②、少しのことをゆるさぬことなり。「威嚴」③「謹嚴」④「端嚴」⑤「尊嚴」⑥と連用す。「風嚴し」⑦「霜雪嚴し」⑧とは、寒威の強きことなり。「家嚴」⑨は父のことなり。「家に嚴君有るは、父母の謂なり」⑩として、家に父母あるは、威のつよき君の如しということあるより起これり。又日暮に城樓にて大鼓を打つを「夜嚴」⑪という。一番大鼓を「一嚴」といい、二番を「二嚴」、三番を「三嚴」という。又敵の攻め来るべきとて、用心するを「戒嚴」⑫という。敵退きて用心をやめるを「解嚴」⑬という。旅立ちの支度するを「嚴駕」⑭とも、「嚴裝」⑮とも、「辨嚴」⑯ともいう。

- ① 鄭潛『陪斬利安檢校游了山靈巖寺留題』「露寒仙肘聲容見、雲護禪衣法律嚴」。
- ② 黃庭堅『再次韻兼簡履中南玉』「李侯詩律嚴日清、諸生廣載筆縱橫」。
- ③ 『禮記』曲禮上「班朝治軍、涖官行法、非禮威嚴不行」。
- ④ 韓愈『進學解』「春秋謹嚴、左氏浮誇、易奇而法、詩正而葩」。

⑤ 『風俗通』十反「舊俗常以衣冠子孫、容止端嚴、學問通覽、任顧問者以爲御史」。

- ⑥ 『荀子』致仕「師術有四、而博習不與焉、尊嚴而憚、可以爲師」。
- ⑦ 李白『酬裴侍御對雨感時見贈』「雨色秋來寒、風嚴清江爽」。
- ⑧ 嚴君平『老子指歸』卷二「故陰之至也、地列衣而冰凝、清風颼列、霜雪嚴嚴、魚鱉蟄伏、萬物宛奉」。
- ⑨ 曹端『夜行燭』教子孫「成家之計、莫先于教子孫爲善。此我家嚴之常言也」。
- ⑩ 『易經』家人「男女正、天地之大義也、家人有嚴君焉、父母之謂也」。
- ⑪ 『正字通』丑集上「昏鼓曰夜嚴、搥一鼓爲一嚴、二鼓爲二嚴、三鼓爲三嚴」。
- ⑫ 『正字通』丑集上「凡彊敵將至設備曰戒嚴、敵退稍弛備曰解嚴」。
- ⑬ 曹植『雜詩六首』五《文選》卷二十九「僕夫早嚴駕、吾將遠行游」。
- ⑭ 『後漢書』章帝八王傳第四十五清河孝王慶傳「每朝謁陵廟、常夜分嚴裝、衣冠待明」。
- ⑮ 『後漢書』荀韓鍾陳列傳第五十二「時議欲以爲司徒、紀見禍亂方作、不復辨嚴、即時之郡」。

2〇つね

常 恒 庸 彝 夷 經 嘗 雅 每 (三、十七号裏)

【常】【恒】【庸】大抵同意なり。變に對する常あり、恠に對する常あり、奇に對する常あり。變に對する常は、「常格」①「常法」②なり。和語にいえる「定まりたる」という意なり。奇に對する常は、なにのめづらしきこともなき意にて、つねて「常體、平生の状、尋常の姿」のろく「陸、物事の正しきこと、まじめ」なる意なり。恠に對する常は、なにのあやしきこともなき、平生でいなることなり。「天命常靡」^ミ③とは、定まりなきなり。「常を襲」^ク④「故常」⑤「常を變ず」⑥「常を棄つ」⑦「常を改めず」⑧、皆定法定例のことなり。「天常」⑨「常道」⑩「五

常⑪などは、道を指している。平生に不易の意を帯びる。「居常」⑫「居恒」⑬、よのつねなり。但し尋常の義にあらず、平居無事の日をいう。「常典」⑭「恒典」⑮「彝典」⑯、皆國の定法をいう。「常語」⑰「恒言」⑱は、つねつね人のいう語ということなり。「常式」⑲「恒式」⑳、定まりたる格式なり。これ常・恒の二字、大抵通用す。その内、「常」に平常の義あり、「恒」にその意なし。「恒」に恒久の義ありて、「常」も「常久」㉑と連用す。「常調官」㉒は、立身にてもなき定格の役替なり。「家常飯」㉓は、ふだん食する出来合いのめしなり。この類、恒の字を用いず。常の字は俗語に用いて、恒の字は俗語に用いざるゆえなり。庸の字に至りては、「中庸の道」㉔の庸の字、平常に不易の義を兼ねたる外は、皆凡庸の義なり。「常人」㉕は常の人ということにて、「庸人」㉖は同意の内に、凡庸の義を兼ねる。「中庸」の二字、中人庸才の義に用いたること有り㉗。庸の字、亦凡庸の外ほかには俗語に少まれなり。

① 歐陽脩『内制集序』「其屑屑應用、拘牽常格、卑弱不振、宜可羞也。」

② 『國語』周語下「夫子而棄常法、以從其私欲、用巧變以崇天災、勤百姓以爲己名、其殃大矣。」

③ 『詩經』大雅・文王之什・文王「侯服于周、天命靡常、殷士膚敏、裸將于京。」

④ 『老子』第五十二章「用其光、復歸其明、無遺身殃、是爲習常。」

⑤ 韓愈『平淮西碑』「淮蔡不順、自以爲強、提兵叫譟、欲事故常。」

⑥ 『後漢書』郎顛襄楷列傳第二十下「是知變常而善、可以除災、變常而惡、必致於異。」

⑦ 『左傳』莊公十四年「人之所忌、其氣燄以取之、妖由人興也、人無孽焉、妖不自作、人棄常、則妖興。」

⑧ 『金瓶梅』來旺偷拐孫雪娥 雪娥受辱守備府「吳大妗子道、他倒也不改常忘舊。」

⑨ 『左傳』文公十八年「告之則頑、舍之則鬪、傲很明德、以亂天常、天下之

民、謂之構杌。」

⑩ 『詩經』周頌・清廟之什・思文「無此疆爾界、陳常于時夏、集傳「是以無有遠近彼此之殊、而得以陳其君臣父子之常道於中國也。」

⑪ 『書經』舜典「慎微五典、五典克從」、傳「五典五常之教、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝。」

⑫ 陸機『豪士賦』《文選》卷四十六「心玩居常之安、耳飽從諛之說。」

⑬ 『福惠全書』卷之九編審部總論「須素履清操、居恆政尚仁恕。」

⑭ 蔡邕『宗廟送毀議』「正厥世之所闕、爲無窮之常典。」

⑮ 『晉書』列傳第二十九人王傳「有晉鬱興、載崇藩翰、分茅錫瑞、道光恒典。」

⑯ 『北史』列傳第五十一蘇綽「勿愆勿忘、一乎三代之彝典、歸於道德仁義、用保我祖宗之不命。」

⑰ 『新唐書』列傳第二十二魏徵「老儒常語耳、徵不謝去。」

⑱ 『孟子』離婁上「人有恒言、皆曰天下國家。」

⑲ 『管子』君臣下「國有常式、故法不隱、則無怨心。」

⑳ 『舊唐書』志第二十五輿服「皇太子手令付外宣公、仍編入令、以爲恒式。」

㉑ 『白虎通』《太平御覽》地部四恒山引「北方爲常山者何、陰終陽始、其道常久、故曰常。」

㉒ 『明史』志第四十六選舉二「三年學成、優者留翰林爲編修檢討、次者出爲給事御史、謂之散館、與常調官待選者、體格殊異。」

㉓ 『金瓶梅』捉姦情郵哥定計 飲鴆藥武大遭殃「山妻稚子家常飯、不害相思不損錢。」

㉔ 『禮記』中庸「仲尼曰、君子中庸、小人反中庸、鄭注「庸、常也、用中爲常道也」、章句「中者、不偏不倚、無過不及之名、庸、平常也。」

㉕ 『戰國策』齊策六「太史敗女、奇法章之狀貌、以爲非常人、憐而常竊衣食之、與私焉。」

㉖ 『荀子』榮辱「夫詩書禮樂之分、固非庸人之所知也。」

②『史記』禮書第一「而況中庸以下、漸漬於失教、被服於成俗乎」。

【彝】常法をいう。或いは「典彝」①「彝典」②は國家の定法をいい、「民の秉彝」

③は天命の性をいい、何れにしても、尊貴の意ある字なり。

①任昉『王文憲集序』(『文選』卷四十六)「百朝章國紀、典彝備物、奏議符策、
文辭表記」。

②『隋書』帝紀第二高祖下「克定禍亂、先運武功、刪正彝典、日不暇給」。

③『詩經』大雅・蕩之什・烝民「天生烝民、有物有則、民之秉彝、好是懿德」。

【夷】「つね」とよむ時、平常の義①。これ又古書の字面なり。

①『孟子』告子上「民之秉夷」、注「夷、常也」。

【經】「つね」①とよむ時、常法・常道、皆用いる。常久不易の義なり。又「經に見へず」「經に見る所」など、訓點の誤りなり。「見ることを經す」「見ることを經る所」という義なり。經歷の字義に原つきて、少し轉じて助語のように用いたり。大抵嘗の字と同義なり。故に茂卿二十史を譯する時、「經」を「かつて」と點せり②。

①『左傳』宣公十二年「今茲入鄭、民不罷勞、君無怨讟、政有經矣、荊尸而舉、杜注「經、常也」。

②「茂卿」は荻生徂徠の字。徂徠が仕えていた川越藩主であった柳澤吉保は二十史翻刻事業を計画し、徂徠は志村植幹とともにその事業を分担した。そのうちのひとつである『梁書』列傳第二十五袁昂「儉時爲京尹、經於後室堂、獨引見昂、指北堂謂昂曰、……」の「經」に「カツテ」という訓を振っている。

【嘗】「かつて」とよむ時、曾と少しく別なり。「曾」はむかしなり、「嘗」はこ

ろむるという字にて、經の字の意なり。故に嘗は下に連屬なければ用いられぬ字なり。曾の字は「不會」「未曾」「曾否」などつづべて文字「一字一字はなして書いた文字」に使うなり。さてこの嘗の字を「つねに」とよむ時は常の字なり。常・嘗、音同じ、畫似たるゆえ通用す。

【雅】【素】、みな「つねに」とよむ①。平生の義なり。

①『論語』述而「子所雅言、詩書執禮、皆雅言也」、集注「雅、常也」。

【毎】「つねに」とよむ訓あれども、的訓に非ず。「日毎に」「人毎に」、かくの如く「なにごとくに」という訓を守るべし。

3〇つくす

盡 竭 殫 罄 既 悉 殫 (三、三十一号)

【盡】【竭】【殫】【罄】【既】いづれも「つくる」「つくす」。訓の如し。その内、盡の字、「つくる」、上聲、濁音なり。「ことごとく」「つくす」「まま」、清音なり。「ま」の時、儘にも作る。まかせる意なり。「儘佳」①「儘好」②は、きわめてよきなり。唐人の詩に「君に盡す、花下醉青の春」③、これは任じる意なり。「縱令なり」④とも注せり。ほしいままにせしむるという意なり。罄の字、「ことごとく」ともよむ⑤。殫の字、單にも作る⑥。又「行盡す」⑦「看盡す」⑧などと活字の下へ付け字にすること、盡の字にかぎる。

①『朱子語類』中庸三・第二十七章「雖上面疊說將來不好、只轉此句、意思儘佳」。

②『朱子語類』性理一・人物之性氣質之性「才又在氣質之下、如退之說三品等、皆是論氣質之性、說得儘好」。

③白居易『病中答招飲者』「顧我鏡中悲白髮、儘君花下醉青春」。

④『字彙』午集「盡、任也、極也、縱令也」。

⑤『史記』春申君列傳第十八「天下五合六聚而不敢救、王之威亦單矣」、集解「徐廣曰、單、亦作殫」。

⑥『詩經』小雅・鹿鳴之什・天保「天保定爾、俾爾戩穀、罄無不宜、受天百祿、毛傳「罄、盡也」。

⑦『荀子』大略「夫盡小者大、積微者著、德至者色澤洽、行盡而聲聞遠、小人不誠於内而求之於外」。

⑧『五郊』『登科後』「春風得意馬蹄疾、一日看盡長安花」。

【悉】「いとく」とも、「つくす」ともよむ。「つくる」とはよまず。一一のこさぬ意なり。「つくす」とよむ時も、物をなくしつくすことに非ず、一一のこさず知ることなり。

【殫】「つくす」とよむ。人をのこさず殺すことなり①。

①『說文解字』「殫、微盡也、……春秋傳曰、齊人殫于遂」。

4〇つらなる

連聯 綿 列 陳 行 羅 (二、四十号表)

【連】つづくなり。列・陳・行・羅などの字と大いに異なり、續の字と似たり。但し連は廣き字なり。續の字は斷ちたるをつぐなり。「つぐ」と用いても、斷つるに對するなり。「連蹇」①は困頓の貌、「顛連」②は流離の貌、「留連」③は遊覽すること、「鈎連」④は、目かくのごとくつづくことなり。「連有り」⑤とは、罪の連累することなり。

①『漢書』揚雄傳第五十七下「是故駟衍以頡亢而取世資、孟軻雖連蹇、猶爲萬乘師」。

②張載『西銘』「凡天下瘦癯殘疾、惇獨鰥寡、皆吾兄弟之顛連而無告者也」。

③『淮南子』本經訓「愚夫蠢婦、皆有留連之心、悽愴之志」。

④李白『蜀道難』「地崩山摧壯士死、然後天梯石棧相鈎連」。

⑤『韓非子』制分第五十五「禁尙有連於己者、理不得相闕、惟恐不得免」。

【聯】連と通用す。「聯比」①「聯合」②など、連の字を用いず。連の上にはなれぬ意あるなり。詩の「一聯」③も連の字を用いず。「蟬聯」④もつづきて絶えぬ貌なり。

①『宋史』志第一百四十兵一禁軍上「神宗奮然更制、於是聯比其民以爲保甲、部分諸路以隸將兵」。

②諸葛亮『將苑』南蠻「南蠻多種、性不能教、連合朋黨、失意則相攻」。

③『宋史』列傳第一百九十儒林一聶崇義傳「崇義對曰、僕不能爲詩、聊以一聯奉答」。

④『梁書』列傳第二十七王筠「自開關已來、未有爵位蟬聯、文才相繼、如王氏之盛者也」。

【綿】ながくつづくことなり。「連綿」①「綿綿」②など。

①謝靈運『過始寧墅詩』『文選』卷二十六「巖峭嶺稠疊、洲繁渚連綿」。

②『詩經』大雅・文王之什・緜「緜緜瓜瓞、民之初生、自土沮漆、毛傳「緜、不絶貌」。

【列】「つらなる」とよめども、連の義に非ず、ならぶことなり。排に似たり。「排」は排比の義にて、つらをそろえてならべる意なり、「列」は位列にて、次第を立ててならべることなり。又陣伍をも行列をもいふ。「口列」は、くちがきなり。「列狀」①は、事のしなじなをいたてる狀なり。

①『宋史』列傳第二十陳若拙「知澶州、蝗旱之餘、勤於政治、郡民列狀乞留」。

【陳】列と同義なり。「自陳の表」①「陳情の表」②など、皆列狀の列と同じ。軍のそなえの時は去聲なり。今は陣に作る。

①王承宗に『自陳表』、『全唐文』卷六百九十四あり。

②李密に『陳情表』、『文選』卷二十七あり。

【行】行列なり。陳・列と同じ①。「つらなる」「つらぬる」とよむことはまれなり。陣・列との差別は、ひとすぢひとすぢになみを立てる意あり。故に「雁行」②といひ、「二行白鷺」③という。皆長くつらなることなり。かきものひとくだりを「一行」④というも同意なり。又「輩行」⑤ということあり、年輩のことなり。「丈人行」⑥というのは、舅位の年輩なり。又「行第」⑦というのは、李三・黄九・魏三十六の類なり。史館茗話にあるは誤りなり⑧、一族の次第にて立てることなり。兄弟より従兄弟・再従兄弟・三従兄弟の間に、齒を以て一二三を次第するなり。父の列子姪はあづからぬなり。又問屋のことを「行頭」⑨という。「牙行」⑩は、すはへ「仲買業者」なり。「段匹行」は、たんものどんや、「果子行」⑪は、果子とんや、「金汁行」は、糞こいどんやなり。又俗語に、もの才覺なることを「在行」⑫といひ、不才覺なるを「不才行」⑬という。以上皆杭の音にて、陽韻に入る。

①『詩經』周南・卷耳「嗟我懷人、寘彼周行」、毛傳「行、列也」。

②『詩經』鄭風・大叔于田「兩服上襄、兩驂廌行」。

③杜甫『絕句四首』三「兩箇黃鸝鳴翠柳、一行白鷺上青天」。

④李白『寄遠』三「本作一行書、殷勤道相憶、一行復一行、滿紙情何極」。

⑤韓愈『唐故江南西道觀察使中大夫洪州刺史兼御史中丞上柱國賜紫金魚袋贈左散騎常侍太原王公神道碑銘』「讀書著文、其覺諷鬱、當時名公、皆折官位輩行願爲交」。

⑥『漢書』李廣蘇建傳第二十四「天漢元年、且鞮侯單于初立、恐漢襲之、乃曰、漢天子我丈人行也」、注「師古曰、丈人、尊老之稱」。

⑦陸游『老學庵筆記』卷五「今吳人子弟稍長、便不欲人呼其小名、雖尊者亦以行第呼之矣」。

⑧林愨『史館茗話』「江以言遇唐人問曰、古集、氏下用數字、或曰某二某三、或曰某十一某十二、其義如何。唐人答曰、是一家子孫列次之行也。譬有一人、其人有三子、則自嫡次之曰某一某二某三、其嫡子有子五人、則曰某四五六七八、其次男有子四人、則曰某九十一十二、其三男有子三人、則曰十三十四十五、其嫡孫有子二人、則曰十六十七。如此嫡庶世以次第稱之、限以四十九、而及五十、則又稱一二三云云。今按、此言不知其據、然以言直聞唐人之面諭則可爲證乎。就想、蘇二黄九魏十六韓二十八魏三十六劉四十之類、以此解之、則不勞工夫而其義可通（江以言、唐人に遇ひて問ひて曰く、「古集、氏の下に數字を用ひ、或ひは某二・某三と曰ひ、或ひは某十一・某十二と曰ふ、其の義如何」と。唐人答へて曰く、「是れ一家の子孫の列次の行なり。譬へば一人有り、其の人、三子有れば、則ち嫡より之を次して某一・某二・某三と曰ひ、其の嫡子に子五人有るときは、則ち某四五六七八と曰ひ、其の次男に子四人有るときは、則ち某九十一十二と曰ひ、其の三男に子三人有るときは、則ち十三十四十五と曰ひ、其の嫡孫に子二人有るときは、則ち十六十七と曰ふ。此の如く嫡庶世次第を以て之を稱し、限るに四十九を以てして、五十に及べば、則ち又一二三云々と稱す」と。今按するに、此の言、其の據を知らず、然れども以言直ちに唐人の面諭を聞くときは則ち證と爲す可きか。就て想ふ、蘇二・黄九・魏十六・韓二十八・劉四十の類、此を以て之を解するときは、則ち工夫を勞せずして其の義通ず可し。「以言」は大江以言（おおえのもちとき）のこと。平安時代一条朝の文人。江以言ともいう。

⑨『金瓶梅』招宣府初調林太太「麗春院驚走王三官」至晚、打聽王三官衆人都在李桂姐家吃酒踢行頭、都埋伏在房門首」。

⑩『正字通』已集中「牙、市中計物直者、爲牙儉、俗謂之牙行」。

⑪『東京夢華錄』卷二天曉諸人入市「其殺猪羊作坊、每人擔猪羊及車子上市、動即百數。如果木亦集於朱雀門外及州橋之西、謂之果子行」。

⑫『紅樓夢』第十六回「難道大爺比咱們還不會用人、偏你又怕他不在行了、誰都是在行的」。

⑬『儒林外史』第三十六回「門生並不會作八股文章、……門生覺得自己時文到底不在行的」。

【羅】もの多く列することなり。「羅列」①「駢羅」②「陳羅」③など用いる。「森羅」④はびつしとならぶことなり。

①杜甫『北征』「粉黛亦解包、衾綯稍羅列」。

②『後漢書』文苑列傳第七上杜篤傳「千乘方轂、萬騎駢羅、衍陳於岐梁、東橫乎大河」。

③韓愈『送惠師』「光芒相照燭、南北爭羅陳」。

④陶弘景『茅山長沙館碑』「夫萬象森羅、不離兩儀所育、百法紛湊、無越三教之境」。

5〇〇〇〇〇

續 繼 紹 接 嗣 續 賡 次 亞 (三、四十一号裏)

【續】「つづく」なり。斷の反對なり。連の字との差別は、いとをはえたるようにつづくは「連」なり、別別なるものつづくに「續」の字を用いる。又つづくことにも用いる。「鳧頸、短と雖も、之を續けば則ち悲しむ」①「絃を續く」②などなり。「録續」③「陸續」④、ものつづく貌なり。

①『莊子』駢拇「長者不爲有餘、短者不爲不足、是故鳧脰雖短、續之則憂、鶴脰雖長、斷之則悲」。

②杜甫『病後過王倚飲贈歌』「麟角鳳觜世莫識、前膠續絃奇自見」。

③元稹『連昌宮詞』「逡巡大遍涼州徹、色色龜茲轟續續」。

④陸游『喜小兒輩到行在』「截竹作馬走不休、小車駕羊聲陸續」。

【繼】「つぐ」なり。絶えたるをつぎ、あとをつぐなり。「繼母」①はままはは、「繼室」②は後妻なり。「繼子」③は養子なり。ままこというは誤りなり。「後繼」④は軍の後勢なり。器物の類をつぐには用いず。

①『儀禮』喪服「父卒則爲母、繼母如母」。

②『左傳』昭公三年「齊侯使晏嬰請繼至于晉」。

③『淮南子』繆稱訓「男子樹蘭美而不芳、繼子得食肥而不澤、情不相與往來也」。

④『晉書』帝紀第二「景帝」帝乃敕欽督銳卒趨合榆、要其歸路、儉帥諸將以爲後繼」。

【紹】家をつぎ、徳をつぎ、業をつぐ類ならでは用いず。

【接】續の字に似たり。「花を接ぐ」①「樹を接ぐ」②「紙を接ぐ」③などのつぐなり、たえたるをつぐに非ず。又ものを結びつけてつぐにも非ず、つきあうところなり。「舳艫接す」④というも、舟のへともつきあうことなり。「接手」⑤というは、手と手をととり合うことなり。「位相接す」⑥というも、坐のつきあうところにて、坐の近きことなり。「接鄰」⑦というも、「鄰」は地つづきなり。凡そつきあうことをも「つづく」という。この時、接の字なり、續の字に非ず。「接骨」⑧「續筋」⑨の字にて味わうべし。

①歐陽脩『洛陽牡丹記』風土記第三「花之本去地五七寸許截之、……此接花之法也」。

②庾肩吾『侍宴餞東陽太守蕭子雲詩』「新枝漸接樹、故凍欲含流」。

③桑世昌『蘭亭考』卷七審定下「按古蘭亭本二十八行至十四行間、特闕者蓋

接紙處與不知字適在此行之末 梁吉人徐僧權於其旁着名謂之押縫。

- ④『隋書』煬帝楊廣上紀第三「大業元年八月壬寅、上御龍舟、幸江都。以左武衛大將軍郭衍爲前軍、右武衛大將軍李暹爲後軍。文武官五品已上給樓船、九品已上給黃蔑、舳艫相接、二百餘里。」

- ⑤『漢書』西域傳第六十五上「烏托國……民接手飲、出小步馬、有驢無牛、注「師古曰、自高山下谿澗中飲水、故接連其手、如媛之爲。」

『戰國策』趙策四「馮忌請見趙王、行人見之、馮忌接手俛首、欲言而不敢。」

- ⑥陳淳『原書』「位相接爲圓圖、則虛中者爲太極。」

- ⑦『太玄經』守「次六、車案軻、圭璧塵、測日、車案軻、不接鄰也。」

- ⑧『本草綱目』續斷「時珍曰、續斷、屬折、接骨、皆以功命名也。」

- ⑨『本草經』續斷「主治傷寒、補不足、金瘡、癰傷、折跌、續筋骨。」

【嗣】よつぎなり、あととりなり①。故に傳記に「子無し」②ということ、「嗣無し」というと、別なり。

- ①『書經』大禹謨「罰弗及嗣、賞延于世」、孔傳「嗣亦世、俱謂子。」

- ②『左傳』哀公二年「初、衛侯遊于郊、子南僕、公曰、余無子、將立女。」

- ③『漢書』王莽傳第六十九上「策曰、漢危無嗣、而公定之、四輔之職、三公之任、而公幹之。」

【續】紹の字と同義

【廣】續の義なり。「廣歌」①「廣和」②「廣韻」③。

- ①『書經』益稷「乃廣載歌曰、元首明哉、股肱良哉、庶事康哉。」

- ②段成己『題容安堂』「有酒相獻酬、有詩互廣和。」

- ③『宋史』列傳第五十五楊徽之「獻雍熙詞、上廣其韻以賜。」

【次】さしつづくことなり。前の諸字と大いに異なり。

【亞】次と同じ。又一義。「枝亞」①「花亞」②は、付きあうことなり。

- ①杜審言『都尉山亭』「葉疏荷已晚、枝亞果新肥。」

- ②杜甫『入宅三首』一「花亞欲移竹、鳥窺新捲簾。」

6〇つぶる

塾 刃 秃 智 (三、四十八号表)

【塾】「巾の一角塾たり」①、「ひしげたり」とよむ。

- ①『後漢書』郭符許列傳第五十八「嘗於陳梁間行遇雨、巾一角塾、時人乃故折巾一角、以爲林宗巾。」

【刃】「つぶる」とよむ。かどのつぶれることなり。「刃たり」①など。又「字畫刃缺」②は、印文碑文の畫のはしはしのつぶれることなり。「刃然」③は、圭角なき貌なり。「刃刃」④は、まるばになりたることなり。

- ①『史記』淮陰侯列傳第三十二「至使人有功當封爵者、印刃敝、忍不能予、此所謂婦人之仁也。」

- ②『六藝之一錄』石刻文字七十二「宋碑詩刻「先丞相天聖間嘗留詩、寺壁後主僧刻石、速今歲久、字畫刃缺。」

- ③『竹雲題跋』卷一「唯華亭儼齋司農所藏趙子固落水本、雖亦不免少刃然、五字俱全、且拓法較善爲定武本第一。」

- ④元稹『箭鏃』「君王責良帥、此禍誰爲端。帥言發劓罪、不使刃稍刃。」

【秃】「ちびたり」とよむ。「秃筆」①「秃箒」②、皆さきのまれたること。「秃」はもと髪のはげたること故なり③。

① 杜甫『題壁上韋僊畫馬歌』「戲拈秃筆掃驂駒、歛見麒麟出東壁」。

② 王灼『遊樊氏阡分韻得事字』「冊獨以醉爲事不然、持秃帚淨掃清涼寺」。

③ 『説文解字』「秃、無髮也」。

【智】「智井」①、「つぶれたる井」とよむ。井の水なきを、目のつぶれたるに喩える②。

① 『左傳』宣公十二年「河魚腹疾奈何、曰、目於智井而拯之」、杜注「無社意解欲入井、故使叔展視虛廢井、而求拯己」。

② 『説文解字』「智、目無明也」。

7〇つひゆ

潰爛 糜費 (二、四十八号裏)

【潰】「つひゆる」とよむ。隄つみのふききること、腫物の膿うみのふききること、軍兵の陣城をはなれて散走することなり。それより「潰爛」①と連用す。

① 『呉録』(『三國志』呉書一・孫破虜封逆傳第一注引)「策表曰、火放上風、兵激煙下、弓弩竝發、流矢雨集、日加辰時、祖乃潰爛」。

【爛】「ただるる」。明らかかり。路のぬかることをもいう。

【糜】「糜爛」①というは、かゆの如くにただれることなり。又財を費やし、民を費やすことに用いる②は、これも粥を煮くさらかしたる如く疲敝することなり。

① 『釋名』釋飲食第十三「糜煮米使糜爛也」。

② 『孟子』盡心下「梁惠王以土地之故、糜爛其民、而戰之、大敗」。

【費】財をついやし、力をついやし、言をついやす、皆多く用いることなり。「用

費」①「支費」②という時は、ただ用度のことなり。

① 『唐書』列傳第二十四崔仁師「遷度支郎中、嘗口陳移用費數千名、太宗怪之」。

② 『舊唐書』本紀第十七上敬宗文宗上「臣嘗道唯有留使錢五萬貫、每事節儉支費、猶欠十三萬貫不足」。

8〇〇つまる

促約 縮肅 蹙 (四、廿一号裏)

【促】「つづまる」。延の反對。つまることなり。窮の字とは別なり。「窮」はゆきつまることなり。「絃柱促」①とは、瑟柱の間のつまるなり。「寒早くして歳の促を悲しむ」②、歳のつまるなり。「壽促」③、いのちのつまるなり。「短促」④「煩促」⑤など連用す。

① 『古詩十九首』(『文選』卷二十九)「音響一何悲、絃急知柱促」。

② 李白『古風二十三』「我行忽見之、寒早悲歲促」。

③ 王維『哭祖六自虛』「才雄望羔雁、壽促背貂蟬」。

④ 杜甫『送高司直尋封閩州』「良會苦短促、溪行水奔注」。

⑤ 杜甫『課伐木』「爾曹輕執熟、爲我忍煩促」。

【約】「つづまやか」とよむ。博の反對。「要なり」①と注す。但し「要」はくくり、

「約」はくくるなり。故に「束なり」②とも注せり。諸義皆これより轉用せり。瓢の中のくびれたることを「約」という。「腰を約す」③とは、帯にて腰をくくるなり。ものを約束するも、言語を以てきつとくくる意ゆえ、「約信」④「戒約」⑤「禁約」⑥などと連用す。「約劑」⑦とは、てがたのことなり。又「豐約」⑧と對用するときは、「豐」はふくれるなり、富泰をいう、「約」はくくるなり、貧窮をいう。

「儉約」⑨「困約」⑩「窮約」⑪などと連用す。「約に處る」⑫というも是れなり。

「大約」⑬は大要と同じ。

- ① 『漢書』高帝紀第一上「初、懷王與諸將約、先入定關中者王之」、注「師古曰、約、要也」。
- ② 『詩經』小雅・鴻鴈之什・斯干「約之閣閣、椽之橐橐」、毛傳「約、束也」。
- ③ 溫庭筠『江南曲』「連娟眉繞山、依約腰如杵」。
- ④ 『禮記』曲禮下「諸侯使大夫問於諸侯曰聘、約信曰誓、涖牲曰盟」。
- ⑤ 『宋史』列傳第二十五蘇易簡「上嘗、戒約深切、且草書勸酒二章以賜、令對其母讀之」。

⑥ 『通典』食貨九・錢幣下「是時見用錢、皆須和以錫鑠、錫鑠既賤、求利者多、私鑄之錢、不可禁約」。

⑦ 『周禮』春官・大史「凡邦國都鄙、及萬民之有約劑者藏焉」。

⑧ 『國語』楚語下「天事君者、不我外內行、不爲豐約舉、苟君之、尊卑一也」。

⑨ 『荀子』非十二子「上切用、大儉約而優差等、曾不足以容辨異縣君臣」。

⑩ 『史記』晉世家第九「晉文公、古所謂明君也、亡居外十九年、至困約」。

⑪ 『晏子春秋』諫上「民饑餓窮約而無告、使上淫湫失本而不卹、嬰之罪大矣」。

⑫ 『論語』里仁「不仁者不可以久約處、不可以長處樂」。

⑬ 『新書』匈奴「若夫大變之應、大約以權決塞、因官而行、不可豫形」。

【縮】「ちぢまる」とよむ。舒の反対なり、贏の反対なり。「贏縮」①は、日月の行度にのびちぢみのあるをいう、又財用の調度にのびちぢみのあるにも用いる②。又「伸縮」③とも反対す。「龜縮」④は、龜の首足をちぢめることなり。「蝟縮」⑤は、牛馬の凍えずくめば毛豎つをいう。毛豎つときは蝟に似たればなり。「退縮」⑥「畏縮」⑦「局縮」⑧。

- ① 『漢書』律曆志第一下「五星之贏縮不是過也」。
- ② 『國語』楚語上「若于目觀則美、縮于財用則賤、是聚民利以自封而瘠民也」。
- ③ 『宋史』列傳第一百九十五儒林六陳亮「況其東通吳會、西連巴蜀、南極湖

湘、北控關洛、左右伸縮、皆足以爲進取之機」。

④ 方岳『送琴逵還楚東』「一生坐與蛇添足、萬事不如龜縮頭」。

⑤ 皮日休『吳中苦雨因書一百韻寄魯望』「如何鄉里輩、見之乃蝟縮」。

⑥ 『金史』列傳第四十七陳規「平居則意氣自高、遇敵則首尾退縮、將帥既自畏法、士卒夫誰肯前」。

⑦ 范成大『河豚歎』「異味古所珍、無事苦畏縮」。

⑧ 韓愈『送諸葛覺往隨州讀書』「我雖官在朝、氣勢日局縮」。

【肅】「つつまる」とよむ。恭・肅の字なり。形のつつしめるを「恭」という、「肅」は氣象の放縱ならず、收斂せることなり。故に秋の氣を形容して「嚴肅」①という。呼吸氣息はあらくなきを貴ぶことを「氣の容は肅」②という。これ等にて想像すべし。

① 『南史』宋本紀上第一武帝「以騎爲遊軍、軍令嚴肅」。

② 『禮記』玉藻「聲容靜、頭容直、氣容肅、立容德」。

【蹙】「つつまる」「つつむる」。縮の字に似たり。「蹙頞」①とは、「頞」は鼻目の間なり、「頞をつつむる」とは憂える状なり。「邊境蹙る」②「州境日蹙る」などは、地を敵にとられて、我が分内のつまることに用いる。縮の字に似て、促の義を兼ねたり。

① 『孟子』梁惠王下「百姓聞王鍾鼓之聲、管籥之音、舉疾首蹙頞、而相告」、趙注「蹙頞、愁貌」。

② 『讀史方輿紀要』雲南方輿紀要序「望敵氣沮、使敵勢日張而吾境日蹙、以至於亡也」。

9〇〇つかる

羸疲憊罷 (五、三十三号裏)

【羸】やせてつかれたるなり。「清羸」①「羸弱」②「羸細」③などと連用す。

①『陳書』列傳第二十四顧野王傳「野王體素清羸、裁長六尺、又居喪過毀、殆不勝衣。」

②『史記』匈奴列傳第五十「漢兵逐擊冒頓、冒頓匿其精兵、見其羸弱、於是漢悉兵、多步兵、三十二萬、北逐之。」

③『太平廣記』獸部一、猛獸「世贇記曰、漢武帝時、月支國獻猛什筵頭、形如犬子、似狸而色黃。帝可怪其羸細秃悴、問使者何謂猛獸。」

【疲】【德】精神氣力のつかれたるなり、草臥たるなり、くたびれ久・蹙共に用いる。

【罷】上と同義なり。

10〇つとむ

勤務 孜 臺 努力 勉 勗 懋 勵 策 怒 激 (六、三十号表)

【勤】「つとむ」とよむ。せいを出すことなり。義廣し。「勤苦」①「勤厲」②「恪勤」③「勤學」④「勤政」⑤。

①『禮記』學記「發然後禁、則扞格而不勝、時過然後學、則勤苦而難成。」

②『荀子』《羣書治要》引「誅而不賞、則勤厲之民不勸。」

③『國語』周語上「時序其德、纂修其緒、修其訓典、朝夕恪勤、守以敦篤、奉以忠信。」

④『魏書』儒林列傳第七十二董徽「因誠三子弟曰、此之富貴、匪自天降、乃勤學所致耳。」

⑤成公綏『賢明頌』「王用勤政、萬國以虔。」

【務】「つとむ」ともよめども、「つとめとす」「つとめ」と見るべし。「專力なり」

①と注す。精力を一途にその事に用いる義なり。日夜朝暮のわざとするの意なり。故に轉用して「つとめ」とよむとき、「家務」②「政務」③「生務」④など、事の字の代りになりて、不斷のわざの意なり。

①『字彙』子集「務、專力於事也。」

②『南史』列傳第二十一張率「率嗜酒不事、於家務尤忘懷。」

③『後漢書』班彪列傳第三十上「京兆督郵郭基、孝行著於州里、經學稱於師門、政務之績、有絕異之效。」

④『中論』謹交「凡民出入行止、會聚飲食、皆有其節、不得怠荒、以妨生務、以麗罪罰。」

【孜】【臺】「孜々」①「臺々」②、皆勸勵の兒さまなり。

①『書經』益稷「禹拜曰、都、帝予何言、予思日孜孜。」

②『詩經』大雅・文王之什・文王「臺々文王、令聞不已、陳錫哉周、侯文王孫子。」

【努】「つとむ」「はげむ」と訓ず。いきむことなり。故にはげむ意になるなり。

【力】ちからという字なるゆえ、精力を出だすことをいう。「力政」①「力行」②などの類なり。

①『墨子』天志上「順天意者、義政也、反天意者、力政也。」

②『禮記』儒行「夙夜強學以待問、懷忠信以待舉、力行以待取。」

【勉】【勗】共に人を異見して、精力を出ださせることなり。故に「自勉」①「自勗」②というも、退屈し怠らんとするを自身おもいなおして精を出だすことなり。

①『莊子』天運「夫孝悌仁義、忠信貞廉、此皆自勉以役其德者也。」

②張協『雜詩』「川上之嘆逝、前修以自勵」。

【懋】勉の字と同義なり。華音、勉は「メン」、懋は「メウ」、一音の轉じたるものなり。

【勵】「はげむ」「はげます」。厲・礪と同音なり。「厲」ははげし、「礪」はといしなり。はげしき意、又ときみがく意あるゆえ、勉の字などより又一きわ力を用いる意あり。

【策】「はげむ」と訓ず。「策勵」①と連用す。「むち」という字なり②。疲れたる馬に策をうつ意なり③。

①齊竟陵王子良『與孔中丞稚珪書』「孜孜策勵、良在於斯、雖未有奉遵、亦意不忘之」。

②『說文解字』「策、馬箠也」。

③『左傳』哀公十二年「孟之側後人以爲殿、抽矢策其馬曰、馬不進也」。

【怒】「はげむ」とよむことあり。「いかる」という字なるゆえ、うんといいて奮發する所をいう。策・勵の義と別なり。

【激】「激勵」①などと連用す。人に腹をたたせ、せかせて精を出ださせる意なり。一字にてはげます意にはならぬなり。

①『史記』范雎蔡澤列傳第十九「欲以激勵應侯、應侯懼、不知所出」。

11〇つまつく

蹶 跌 蹉 跎 躓 躓 (後一、廿一号表)

【蹶】「つまつく」とよむ。足をくじきてはねかえることなり。いそぐときは必ず足をくじきつまつくものなり。故に荀子に「竭蹶して之に趨く」①とあり。

①『荀子』儒效「故近者歌謳而樂之、遠者竭蹶而趨之」。

【跌】「つまつく」とよむ。失足に従う字ゆえ、自分にうつかりしてふみはず意なり。前漢に「跌して振るはず」①、解嘲に「知らず、一跌せば將に吾が族を赤くせんとす」②などなり。「蹉跎」③と連す。

①『漢書』爰盎鼂錯傳第十九「夫以人之死爭勝、跌而不振、則悔之亡及也」。

②揚雄『解嘲』『文選』卷四十五「楊子笑而應之曰、客徒欲朱丹吾轂、不知一跌將赤吾之族也」。

③『漢書』薛宣朱博傳第五十二「功曹後常戰栗、不敢蹉跌、博遂成就之」。

【蹉】足のよじれることなり。故に「つまつく」とよむなり。

【跎】ふみつけのさだまらぬなり。故に「つまつく」ともよむなり。「蹉跎」①と連用す。「蹉跎」は、元來「蹉」は差錯の差に従う字ゆえ、足をふみちがえよじらすことなり。「跎」は宅に従う字ゆえ、足がわきの方へそれて、ふみつけのさだまらぬことなり。故に二字にて足のじだもだとして、向うへすすまれぬ兒なり。故に時を失い、志のとげられぬことに使うなり②。

①韓愈『石鼓歌』「石鼓之歌止於此、嗚呼吾意其蹉跎」。

②『晉書』列傳第一十八周處「見雲、具以情告、曰、欲自修而年已蹉跎、恐將無及」。

【躓】躓の省字に従う字なり。つまつきたおれることなり。淮南子に「足躓く」①とあり。

①『淮南子』原道訓「凡人之志各有所在而神有所繫者、其行也、足躓趨培」

頭抵植木、而不自知也。」

【躓】足のものにさわつてつまづくなり。廣く用いる字なり。「顛躓」①「淪躓」

②「困躓」③などと連す。

①『易林』坎之「旅、水行出門、履蹈躓顛、踣足據塗、汚我襦袴」。

②謝靈運『富春渚』《文選》卷二十六「平生協幽期、淪躓困微弱」。

③『新唐書』列傳第九十一杜牧「從兄傑更歷將相、而牧困躓不自振、頗怏怏不平」。

12〇〇〇

撞擣 杵 春 突 衝 築 (後二、八号表)

【撞】うちあてることなり。又「鐘を撞く」①にも用いる。

①『左傳』昭公二十年「高臺深池、撞鐘舞女、斬刈民力、輪掠其聚」。

『禮記』學記「善待問者、如撞鐘、叩之以小者則小鳴、叩之以大者則大鳴」。

【擣】上卷にくわし①。

①「うづ」(後二、五号裏)の項、参照。

【杵】きねにてつくなり。「きね」という字なる故なり。

【春】うすにてつくなり。からうすにてつくにも用いる。「胸春」①というは、「胸」はおおむることなり、つくづく「力が抜けたようす」といづくもいづくもつくづく意なり。

①『焦氏易林』卷二「晉、飛之日南、還歸遼東、雌雄相從、和鳴雍雍、解我胸春」。

【突】ひよいとつきあたることなり。「突來」①「突入」②。「鎗突」③は、やりにてつくことなり。

①『太平御覽』兵部五十六・救援「唐書曰、言未畢、賊以突來、嗥呼爭進、城震壞者十餘板、注弩挺刃、勢將及度」。

②『後漢書』朱馮虞鄭周列傳第二十五「時王莽貴人魏氏賓客放從、延率吏卒突入其家捕之、以此見怨、故位不升」。

③趙鼎『建炎筆錄』「正月初二日遂至城下、俊大開城門、遣精兵用長鎗突、出血戰殺近千人、得帶鏢首領二級」。

【衝】つきあたることなり。突の字よりよわし。まむかいのことを「衝」という、ゆきあたりの意なり。「宅は大路の衝に在り」、「ゆきあたり」と譯してよし。「太歳の衝」、「太歳」は星の名にて、ここにては方角のことになるなり。

【築】たたきつけ、つきつけることなり。「胸築す」①とは、おどりがりてたたきつけることなり。

①『大明高僧傳』習禪三「次問能、亦豎拳、瑋曰、也是菜刀子。能便近前擣胸築曰、殺得人即休」。

13〇〇〇

粘 麗 付 着 就 卽 (後二、八号裏)

【粘】糊にてつけるなり。ねばりつくなり。

【麗】間にはさまり、ついておるなり。「日月、天に麗く」①の類なり。

①『易經』離・彖「離、麗也。日月麗乎天、百穀草木麗乎土」。

【付】そえつけることなり。

【着】ひつつくことなり。「執着」①にて思い合わすべし。俗語にて閑こころなまし字「閑文字、意味のない文字」の様に用いるなり。

①梁武帝蕭衍『會二教詩』「分別根難一、執著性易驚」。

【就】そこへゆくなり、近づくとしようなるものなり。「此に就て知る可し」などは、即の字と同じ。

【即】「こについで」という意なり。「直ちにこいで」という義なり。

14〇つぐ

告 訊 諱 語 誥 詔 命 報 諭 (後二、三十三号表)

【告】「つぐる」とよむ。訓の通りなり。ひろき字なり。但し下より上へつげるは「コク」の音なり、上より下へつげるは「コウ」の音なり。

【訊】【諱】「つぐる」とよむ①。二字とも告と同義なり。そのうち少しおもし。「訊」は訊誥の字ゆえ、奉公ぶりにつげる意をふくめり。「諱」の字は、賦の終りにあるは、おわりのことばということなり②。

①『廣雅』《經典釋文》「莊子音義下引」「諱、問也」。

②『漢書』賈誼傳第十八「誼追傷之、因以自諭、其辭曰、……、諱曰、已矣、國其莫吾知兮、子獨壹鬱其誰語」。

【語】「つぐる」とよむ。倭語に、人に物をつげしらせることを「かたる」という

程のことなり。

【誥】「つぐる」とよむ。告を「コウ」と唱えると同じ。但し大勢を聚めて上よりいきかせることなり。天子よりきつとしたる儀式にて、群臣群民へつげるばかりをいう。又「誥身」①というは、官途状のことなり。「告身」②とも書く。

①『宋會要輯稿』職官一「帝以問、白等不能對、但乞改正、更不降制、只帖麻用印、重寫誥身。許之」。

②『正字通』丑集上「告、唐制、授官之符曰告身、即今謂告命」。

【詔】勅詔なり。古書には天子に限らず、父の子に告げるをもいうなり。

【命】俗に御意という程のこと、目上より目下にもをいいつけるをいう。「君命」

①「師命」②「父命」③の類なり。又詩題に「應命」④「應教」⑤「應令」⑥の差別、下にくわし⑦。

①『左傳』桓公六年「今以君命、奔齊之急、而受室以歸、是以師婚也」。

②『孟子』公孫丑下「繼而有師命、不可以請、久於齊非我志也」。

③『晉書』列傳第四十下壺「時召南陽樂讓爲郡中正、潁川庾怡爲廷尉評、讓怡各稱父命不就」。

④胡祇通『伏老堂』「四圍書籍千憂散、滿眼兒孫五福全。應命題詩還自笑、衰年纔讀呂刑篇」。

⑤王維『從岐王過楊氏別業應教』「楊子談經所、淮王載酒過」。

⑥武陵王『和湘東王夜夢應令』「昨夜夢君期、賤妾下鳴機」。

⑦「たゆ」(三、四十二号表)の【裁】【製】の項、参照。

【報】「つぐる」とよめども、いいつけることに非ず、たよりをするという程のことなり。「ホウずる」と音にてよむときは、つげしらせることなり。

【諗】告の字と大抵同じ。そのうちわすれぬように、こころづき「思いついたこと」をつけるをいう意なり。

15〇つみ

罪 辜 坐 (後二、三十四号表)

【罪】「つみ」とよむ。とがのさだまりたるなり。書經に「天、有罪を討つ」①、左傳に「匹夫、罪無し、璧を懷くは其の罪」②、論語に「罪を天に獲」③、孟子に「四罪にして天下咸な服す」④などなり。

①『書經』 皋陶謨「天命有德、五服五章哉、天討有罪、五刑五用哉。」

②『左傳』 桓公十年「周諺有之、匹夫無罪、懷璧其罪。」

③『論語』 八佾「子曰、不然、獲罪於天、無所禱也。」

④『孟子』 萬章上「舜流共工于幽州、放驩兜于崇山、殺三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服、誅不仁也。」

『書經』 舜典「流共工于幽州、放驩兜于崇山、竄三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服。」

【辜】とが人に名の付けたるなり。罪の字よりかるし。書經に「獄貨、實に非ず、惟だ辜功を府む」①、又「惟だ民自ら辜を速く」②、詩經に「罪無し辜無し、亂、此の如く憚いなり」③、前漢に「百姓辜を蒙る」④、五行志に「皇后昭儀皆辜に伏す」⑤などなり。「謳辜」⑥は、「謳」は牲の胷をひらくをいう、罪人を刑するにいたるゆえ、「謳辜」というなり。周禮に「謳辜を以て四方を祭る」⑥とあり。

①『書經』 呂刑「家于獄之兩辭、獄貨非實、惟府辜功、報以庶尤。」

②『書經』 酒誥「故天降喪于殷、罔愛于殷惟逸、天非虐、惟民自速辜。」

③『詩經』 小雅・節南山之什・巧言「悠悠昊天、曰父母且、無罪無辜、亂如

此憚。

④『漢書』 成帝紀第十「是以陰陽錯謬、寒暑失序、日月不光、百姓蒙辜、朕甚閔焉。」

⑤『漢書』 五行志第七「後許皇后坐巫蠱廢、趙飛燕爲皇后、妹爲昭儀、賊害皇子、成帝遂亡嗣、皇后昭儀皆伏辜。」

⑥『周禮』 春官・大司馬「以狸沈祭山林川澤、以謳辜祭四方百物」、鄭玄注「謳、犠牲胷也。謳而磔之、謂磔攘及蜡祭」、疏「云謳謳牲胷也者、無正文。蓋據當時謳磔牲體者、皆從胷臆解析之、故以胷言之。」

【坐】かかりあいになりて、つみするなり①。

①『史記』 黥布列傳第三十一「少年、有客相之曰、當刑而王、及壯、坐法黥。」

16〇つしむ

祗 愿 虔 竦 (後二、三十七号裏)

【祗】肅敬の義なり①。氏に従う字なり。「氏」はいたすなり、己が敬意をさきへいたす意なり。書經に「祗て帝に承く」②、又「六徳を祗て敬す」③の類なり。多く書經にあり。「神祗」の祗と混用すべからず。

①『詩經』 商頌・那・長發「帝命式于九圍、上帝是祗、鄭箋「祗、敬」。

②『書經』 大禹謨「文命敷于四海、祗承于帝。」

③『書經』 皋陶謨「日宣三徳、夙夜浚明、有家、日嚴祗敬六徳、亮采有邦。」

【愿】謹慎の義なり。「謹」はうちばにする意なり、「慎」はしおちをせぬようにする意なり。書經に「愿にして恭」①、周禮に「國刑、愿を上ひ暴を糾す」②、管子に「士廉農愿ならば則ち上下體す」③などなり。「郷原」④の原、相通す。

トの部

1〇とほし

遠遐 遙 遠 邈 迢 遞 賒 悠 緬 綿 杳 渺 迥 懸 逖 (一、三十
九号裏)

【遠】 近の反對なり。廣き字なり。

【遐】 邇の反對なり。少し僻なり。

【遙】 「はるかなり」とよむ。遠なり。されども「はるかなり」と訓じる字は、皆遠き貌を形容したる意あり、直ちに遠の字の意に非ず。故に「遠遠たる」とは使わず、「遙遙」①「遼遼」②「邈邈」③「迢迢」④「悠悠」⑤「緬緬」⑥「綿綿」⑦「杳杳」⑧「渺渺」⑨「遙邈たり」⑩「迢遞たり」⑪「悠邈たり」⑫「杳邈たり」⑬「遠邈たり」⑭などとは用いる。この味を知りて、古人の訓をつけかえたるなるべし。「逍遙」⑮又「逍搖」⑯に作る。「あそぶ」とよむ。ふらふらと閑行ひたひたすることなり。首を用いたる字なり、遙かなりという義にかまわぬことなり。

①『左傳』昭公二十五年「鸚鵡來巢、遠哉遙遙、稠父、喪勞、宋父以驕。」

②『楚辭』九歎・憂苦「山修遠其遼遼兮、塗漫漫其無時。」

③『楚辭』離騷「抑志而弭節兮、神高馳之邈邈。」

④『古詩十九首』「迢迢牽牛星、皎皎河漢女、注「濟曰、迢迢、遠見。」

⑤『詩經』鄘風・載馳「驅馬悠悠、言至於漕」、毛傳「悠悠、遠貌。」

⑥『三國志』魏書九・諸夏侯曹傳第九「緬緬紛紛、未聞整齊、豈非分敍參錯各失其要之所由哉。」

⑦『詩經』王風・葛藟「縣縣葛藟、在河之漘」、毛傳「縣縣、長不絕之貌。」

⑧『楚辭』九歎・遠逝「日杳杳以西頽兮、路長遠而窘迫。」

⑨『管子』內業第四十九「將不得、折折乎如在於側、忽忽乎如渺渺乎如窮無極、此稽不遠、日用其德。」

⑩『宋會要輯稿』職官六二攝官高宗紹興五年「五年五月四日、前充瓊州州學教授鄔大昕言、二廣地理遙邈、利人不足以資正官、故有攝職。」

⑪左思『吳都賦』《文選》卷五「曠瞻迢遞、迴眺冥蒙。」

⑫陶淵明『停雲』「靜寄東軒、春醪獨撫、良朋悠邈、搔首延行。」

⑬胡傳美『武康碧落觀』「幢節不歸天杳邈、煙霞空鎖日幽虛。」

⑭『抱朴子』外篇交際「悲夫、生民用心之不鈞、何其遼邈之不肖也哉。」

⑮『說文解字新附』「逍遙、猶翱翔也。」

『詩經』鄭風・清人「二矛重喬、河上乎逍遙。」

⑯黃庭堅『黃幾復墓誌銘』「子嘗問名消搖游、幾復曰、消者如陽動而冰消、雖耗也而不竭其本、搖者如舟行而水搖、雖動也而不傷其內、游於世若是。」

【遼】 遙の字と同じ。「遼廓」①「遼絕」②と用いる。太だ遠き意なり。

①『淮南子』俶眞訓「達人之學也、欲以通性於遼廓、而覺於寂寞也。」

②司馬相如『難蜀父老』《文選》卷四十四「而夷狄殊俗之國、遼絕異黨之域、舟車不通、人跡罕至、政教未加、流風猶微。」

【邈】 遼の字と同じ。太だ遠き意あり。又「藐貌」①を宮室の深き貌さかに用いたることあり。深き遠き意あるゆえなり。又忽略の貌②、輕視の貌とて、人を輕しめて「かろんじて」重んぜぬ意に用いたることあり。目の下に遠く視る意なり。又貌の字と通用す。左傳に「藐たる諸孤」③というは、わかき幼きことをいう。西銘に「我が斯の貌焉たる、乃ち混然として中に處る」④というも、至少の貌なり。

①『詩經』大雅・蕩之什・高高「寢廟既成、既成藐貌」、集傳「藐貌、深貌。」

②『詩經』大雅・蕩之什・抑「誨爾諄諄、聽我藐貌」、鄭箋「藐貌然、忽略。」

③『左傳』僖公九年「以是藐諸孤、辱在大夫、其若之何。」

④張載『西銘』「乾稱父、坤稱母、子茲藐焉、乃混然中處」。

【迢】「はるかなり」とよむ。長き意あり。「若若」①「迢迢」②、通用す。高き貌にも用いる③。「若若竹竿」などと用いる。「亭亭若若」④と連用することもあり。

①謝靈運『述祖德詩二首』一『文選』卷十九「若若歷千載、遙遙播清塵」、注「良曰、若若、遙遙、皆遠也」。

②『古詩十九首』「迢迢牽牛星、皎皎河漢女」、注「濟曰、迢迢、遠兒」。

③司馬彪『贈山濤』『文選』卷二十四「若若椅桐樹、寄生於南岳」。

④張衡『西京賦』『文選』卷二「千雲霧而上達、狀亭亭以若若」。

【遞】「迢遞」①と連用す。又「たがひに」とよむ。又「驛遞」②は、つぎ飛脚なり。「急遞」③は、はや飛脚なり。「家書、遞に附す」④「私書、遞に入る」④は、臣下の内證の書狀を、公義の飛脚にとつづけることなり。又人に物をわたすことを「遞與す」⑤「遞過す」⑥という。俗語なり。

①左思『吳都賦』『文選』卷五「曠瞻迢遞、迴眺冥蒙」。

②『隋唐嘉話』卷中「太宗征高麗、高宗留居定州、請驛遞表起居。飛奏事自此始也」。

③王灼『碧雞漫志』卷四「臆說云、太眞妃好食荔枝、每歲忠州置急遞上進、五日至都」。

④王栒『燕翼貽謀錄』「景祐二年、詔中外臣僚許以家書附遞、蓋臣子遠宦孰無墳墓宗族之念、此制一頒則小官下位受賜者多、今所在士大夫私書多入遞者循舊例也」。

⑤『紅樓夢』薄命女偏逢薄命郎、胡蘆僧判斷胡蘆案「一面說、一面從順袋中取出一張抄的護官皇來、遞與雨村」。

⑥『舊唐書』列傳第十四隱太子建成「高祖曰、昔陸賈漢臣、尚有遞過之事、況吾四方之主、天下爲家」。

【睽】遙・遠の義に用いる。又「をぎのる」の條①に見える。

①「をぎのる」の條、本文にみえず。

【悠】「はるかなり」とも、「悠悠」①とも、「悠遠」②とも用いる。長く遠き意に用いる。「心悠悠」③とは、遠きを思ふ貌なり。又「悠悠たる行路の心」④というは、親しからぬ路行人の心なり。「悠悠として日を度る」⑤とは、ふらふらとしてくらすことなり。

①『詩經』邶風・載馳「驅馬悠悠、言至於漕」、毛傳「悠悠、遠貌」。

②『詩經』小雅・魚藻之什・漸漸之石「漸漸之石、維其高矣、山川悠遠、維其勞矣」。

③『詩經』邶風・泉水「思須與漕、我心悠悠、駕言出遊、以寫我憂」。

④張謂『題長安主人壁』「縱令然諾暫相許、終是悠悠行路心」。

⑤朱熹『朱子語類』十八「每日只是悠悠度日、說暇話逐物而已」。

【緬】長く連ねる意の字なるゆえ、「はるかなり」とよむ。「緬然」①とも用いる。「緬かに思ふ」②「緬邈」③。

①陸機『赴洛二首』一『文選』卷二十六「肆目眇不及、緬然若雙潛」。

②杜甫『北征』「緬思桃源內、益歎身世拙」。

③韓愈『納涼聯句』「嘉願苟未從、前心空緬邈」。

【綿】これも連綿の意あるゆえ、長く連なる意なり。「綿邈」①「綿綿」②などと用いる。一字はなしては用いず。

①左思『吳都賦』『文選』卷五「島嶼綿邈、洲渚憑隆」、注「翰曰、綿邈、遠也」。

②『詩經』大雅・文王之什・緜「緜緜瓜瓞、民之初生、自土沮漆」。

『詩經』周頌・閔予小子之什・載芟「厭厭其苗，緜緜其庶」。

【查】「はるかなり」とよむ。遠くてかすかなる意なり。くらき意ある字なり。ふかき意もあり。前の「くらし」の條に見える①。

①「くらし」(二、十四号表)の項、参照。

【渺】淼と通用す。水の面の廣くはてしなきより出でたる字なり。形容字なり。

【迥】「寥遠なり」①と注せる字ゆえ、氣象の打ちひらき、からりとしたる意ある字なり。「高迥」②「清迥」③「虚迥」④などと連用す。

①「字彙」西集「迥、寥遠也」。

②魏澹「鷹賦」(『初學記』卷二十)「察之爲易，調之實難。格必高迥，屋必華寬」。

③張九齡「秋夕望月」「清迥江城月，流光萬里同」。

④白居易「秦中吟」「高堂虚且迥，坐臥見南山」。

【懸】かけはなれて遠きなり。「懸隔」①「懸絶」②と連用す。

①任昉「奏彈曹景宗」(『文選』卷四十)「而司部懸隔，斜臨寇境」。

②李陵「答蘇武書」(『文選』卷四十一)「步馬之勢，又甚懸絶」。

【逖】邊、同字なり。間の遠きことなり。「疎逖」①と連用す。

①「漢書」司馬相如傳第二十七下「將博恩廣施，遠撫長駕，使疏逖不閉，習爽聞味得燿乎光明」。

2〇〇ととのふ

調劑 勻 齊 整 勅 飭 諧 (二、五十号裏)

【調】平聲の時、「調和」①と連用して、大抵和の字の意なり。「和順」②「調順」

③「和諧」④「調諧」⑤など、大抵同じことなり。分けていえば、「和」は兩方より思ひ合う意あり、「調」はかたがりなるものをねり合わせる意あり。音律などの「和する」というのは、元來合うべき調子の合うをいう、「調」というのは、多くの調子を合わせることなり、元來あわぬ物をこの方より加減してよきあんばいにするなり。但し「しらべ」の時は、調の字も去聲になり、和の字も去聲になれども、皆本義の意より轉じたるゆえ、これを引いて本義を明らかにするなり。周禮に「調人」⑥という官あり。人の中惡く公事などするを、中を直す役なり。「調停」⑦ということなり。「五味を調ふ」⑧「羹を調ふ」⑨、皆安ばいをすることなり。これには和の字をも用いる。「陰陽を調ふ」⑩「陰陽を和す」⑪、皆陰陽のめぐりをあんばいよくすることなり。「風雨調ふ」⑫とは風雨の偏りになきことなり。皆かたつりなき意なり。「六轡調ふ」⑬とは、古へ車に四馬をかけてのるには、轡を一つは轡たづなに付け、六すぢを御者の手にもつ。その六すぢのたづなのゆるみつまりなきを「調ふ」という。「弓調ふ」⑭というも、弓は角と筋を合して作るゆえ、かたかた強弱あれば、或いはそこよく、或いはそこよわく、あんばいあしきなり。にべのかけん、角筋のつよきよわき、よくねれ合いたるを「調ふ」という。又散藥などを「水にて調ふ」⑮とは、水にてとくことなり。これもかたすぎず、ゆるすぎず、或いはこすぎず、うすぎず、ままこ「繼粉、粉を水でこねたときにこなれずにかたまりになったもの、だま」などのできぬようにねりあわせる意よりいうなり。故に「調勻」⑯などと連用す。又去聲の時、音樂のしらべなり。曲と調と差別あり。「調」というのは、今三線の、これは二あがり、これは三あがりなどというようなることなり。「曲」というのは、これはよしののやま、これはらうさいなどというようなることなり。詩文の格調もこれより出づ。横に家家の風のひとふうづつあるを「調」といい、豎にその位だけを次第して「格」という。聯珠詩格などの「格」は例のこ

となり。これと別なり。又「同調」⑰とは、われと風の合いたる人をいう。又「えらぶ」とよみて、官に任じることなり⑱。官人の才能の輕重をはかりて、それぞれの役に任じるより出でたる字なり。又年貢のことを「調」という⑲。家のまぐちに付けたる年貢なり。又てまわりの道具を「調度」⑳という。又人をなぶることを「調す」という㉑。「排調」㉒「調笑」㉓などと連用す。以上皆去聲なり。詩經に「調飢」㉔とあるを、「をもくうえたり」とよむ。朝の音の轉じたるなりという説あり。然るべし。又和語に物を買うことを「調ゆる」といい、事を辦することを「調ゆる」という、當らぬことなり。

- ①『荀子』修身「治氣養心之術、血氣剛強、則柔之以調和」。
- ②『易經』説卦「和順於道德而理於義、窮理盡性以至於命」。
- ③道宣『續高僧傳』義解三・陳攝山棲霞寺釋慧布傳七「後于大品善達章中悟改大乘、煩惱調順、攝心奉律、威儀無玷」。
- ④『晉書』列傳第二十一摯虞「施之金石、則音韻和諧、措之規矩、則器用合宜」。
- ⑤『史記』禮書第一「耳樂鐘磬、爲之調諧八音以蕩其心」。
- ⑥『周禮』地官・序官・調人「調人掌司萬民之難、而諧和之」。
- ⑦『宋史』列傳第九十八蘇轍「元祐秉政、力斥章蔡、不主調停」。
- ⑧『說苑』雜言「伊尹、有莘氏媵臣也、負鼎俎調五味而佐天子、則其過成湯也」。
- ⑨『新唐書』列傳第一百二十七文藝中・李白「帝賜食、親爲調羹、有詔供奉翰林」。
- ⑩『史記』歷書第四「明時正度、則陰陽調、風雨節、茂氣至、民無天疫」。
- ⑪『禮記』郊特牲「樂由陽來者也、禮由陰作者也、陰陽和、而萬物得」。
- ⑫『太平廣記』異僧五・永那跋摩「然後辨鍾律、正時令、鍾律辨則風雨調、號令時則寒暑節」。
- ⑬蘇轍『謝賜對衣金帶鞍馬狀二首』一「旣盡藩飾之美、六轡調適、復均緩急

之宜」。

- ⑭『詩經』小雅・南有嘉魚之什・車攻「決拾既俟、弓矢既調」。
 - ⑮『本草綱目』卷十七上「小兒丹癩、蓖麻子五個、去皮研、入麪一匙、水調塗之、甚效」。
 - ⑯『淮南子』覽冥訓「上車轡馬爲整齊而斂諧、投足調均、勞逸若一」。
 - ⑰謝靈運『七里瀨』《文選》卷二十六「誰謂古今殊、異代可同調」。
 - ⑱『史記』袁盎鼂錯傳第四十一「然袁盎亦以數直諫、不得久居中、調爲隴西都尉、集解「如淳曰、調選」。
 - ⑲『正字通』西集上「調、民賦曰調」。
 - ⑳『漢書』佞幸傳第六十三董賢「後數月、哀帝崩、太皇太后召大司馬賢、引見東廂、問以喪事調度」。
 - ㉑『正字通』西集上「調、嘲笑也」。
 - ㉒『世說新語』排調「康僧淵目深而鼻高、王丞相每調之」。
 - ㉓顧起元『容座贅語』嚴賓「身長、面大、口潤、語多排調」。
 - ㉔謝靈運『擬魏太子鄴中集八首・應瑒』《文選》卷三十「調笑輒酬答、嘲諠無慙沮」。
 - ㉕『詩經』周南・汝墳「未見君子、惄如調飢」、毛傳「調、朝也」。
- 【劑】「劑する」というは、薬を合わせることなり。「劑和」①「調劑」②など。外のことにも用いる、薬はかりに限らず、何の上^{いづれ}にても、あちらをとり、こちらをとり、よきかげんにませあわせることをいうなり。「藥劑」③「良劑」④は、藥方良方ということなり。「一劑」⑤「半劑」⑥は、本方の兩目ひとあわせなり。「火劑」⑦は、火かげんなり。「水火の劑」⑧ともいう。禮記に「食劑」「羹劑」「醬劑」「飲劑」⑨というは、冷暖のかげん、物によりてかわることをいう。「酒の五劑」⑩というは、酒のなるる時、清濁のかげんを五つにわけてたり。又周禮に、てがたのことを「質劑」⑪という。古はてがたを一枚の札にかきて、二つに切り分けて、兩方に

持つなり。その長きを「質」といい、短きを「劑」という。後世には「契券」という。

①『漢書』藝文志第十「而用度箴石湯火所施、調百藥劑和之所宜」、注「與劑同」。

②『淮南子』本形訓「煎熬焚炙、調劑和之適、以窮荆吳甘酸之變」。

③『新唐書』列傳第四十三張韋宋辛二季裴「若乃藥劑者、所以禦疾、豈常進之餌哉」

④『金瓶梅』字給事効倒楊提督 李瓶兒許嫁蔣竹山「有累先生、俯賜良劑、奴好了、重加酬謝」。

⑤『新唐書』列傳第二十九高馮「數上書言得失、辭誠切至、帝賜鐘乳劑」。

⑥『神仙傳』卷五・馬鳴生「乃受太清神丹經三卷、歸、入山合藥、服之、不樂升天、但服半劑、爲地仙矣」。

⑦『宋書』列傳第五十四恩倖「一時珍羞、莫不畢備、凡諸火劑、竝皆始熟、如此者數十種」。

⑧江灌『名醫類案』卷十「扁鵲曰、陰石以治陰病、陽石以治陽病、夫藥石者、有陰陽水火之劑、故中熱即爲陰石柔劑治之、中寒即爲陽石剛劑治之」。

⑨『禮記』內則「凡食齊視春時、羹齊視夏時、醬齊視秋時、飲齊視冬時」。

⑩『周禮』天官冢宰・酒正「酒正掌酒之政令、以式灋授酒材、凡爲公酒者、亦如之。辨五齊之名。一曰泛齊、二曰醴齊、三曰盎齊、四曰緹齊、五曰沈齊」。

⑪『周禮』地官・司市「以質劑結信而止訟」、鄭注「質劑謂兩書一札同而別之也」。

【勻】ものまんべんにむらのなきことなり。「調勻」①「和勻」②、皆どこにもむらもなく、まんべんにまなり合うことなり。「楊柳勻」「鵝黃勻」③、皆むらのなきことなり。「骨肉勻」④、骨肉のなれあいたることなり。「粉末勻」⑤、おしろいの

あらのあることなり。又均の字と通ず。又韻の字と通ず。「にほふ」とよむことはなきことなり。

①『長生殿』製譜「安插、一字字要調停如法、一段段須融和入化、這幾聲欠調勻」。

②『風俗通』正失「昔者、舜以夔爲樂正、始治六律、和均五聲、以通八風、而天下服」。

③馮延登『春雨』「已見鷺黃勻柳麥、更看檀紫上榆椒」。

④杜甫『麗人行』「態濃意遠淑且眞、肌理細膩骨肉勻」。

⑤蘇軾『和曹輔寄壑源試焙新茶詩』「仙山靈雨濕行雲、洗遍香肌粉末勻。明月來投玉川子、清風吹破武陵春」。

【齊】「ひとし」「ととのふ」とよむ。ものの長短なく、そろいたることなり。參差の反對なり。「綠樹齊し」①「春草齊し」②「物我齊し」③「古人と齊し」④「山と與に齊し」⑤「齊整」⑥などと連用す。それよりゆるく用いて、均の字、同の字などの意にもかようなり。又重く用いて、ものりつばにきつとしたることにも用いる。「齊莊」⑦などと連用す。又「のぼる」とよむ。躋・躋と通用す。又「もす」とよむ。齋と通用す。喪服の「齊祭」⑧も齋の義なり。されども齊の字を用いること流例なり。又齋と通ず。くぎづけのことなり。又「ほぞ」とよむ。躋と通ず。又「髻を齊る」⑨とよむ時、剪の字と通ず。又「ものいみ」とよむ時、齋の字と通ず⑩。「さとし」とよんで、「齊聖」⑪などと用いる時も、「サイ」の音なり。

①皇甫冉『河南鄭少尹城南亭送鄭判官還河東』「故絳青山在、新田綠樹齊」。

②張喬『尋桃源』「武林春草齊、花影隔澄溪」。

③劉泊『安德山池宴集』「已均朝野致、還欣物我齊」。

④李白『口號贈徵君鴻』「我尋高士傳、君與古人齊」。

⑤寇雋『詠華山』「只有天在上、更無山與齊、舉頭紅日近、回首白雲低」。

⑥『顏氏家訓』治家「南閭貧素、皆事外飾、東乘衣服、必貴齊整」。

⑦『禮記』祭義「孝子將祭祀、必有齊莊之心、以慮事、以具服物、以脩宮、以治百事」。

⑧『正字通』亥集下「齊、禮喪服有齊衰、裳下緝曰齊、與齋同」とあり、「祭」は「衰」の誤りか。「齊衰」は「シサイ」と読むので混同したか。

⑨『儀禮』既夕禮「御以蒲敢、犬服、木棺、約綏約纒、木鑣、馬不齊髦」、鄭注「齊、翦也」。

⑩『論語』鄉黨「齊必有明衣布也、齊必變食、居必遷坐」。

⑪『詩經』小雅・節南山之什・小宛「人之齊聖、飲酒溫克」。

『左傳』文公二年「子雖齊聖、不先父食久矣」。

【整】「ととのゆる」「ととのふ」とよむ。ものをりつばにすること、りつばなることに用いる。「嚴整」①「齊整」②「秀整」③「修整」④「訓整」⑤「整飭」⑥と連用す。

①『三國志』呉書九・周瑜魯肅呂蒙傳第九「建衡中、假節、遷夏口督、所在嚴整、有方幹」。

②『六韜』龍韜・兵徵「三軍齊整、陳勢已固、深溝高壘、又有大風甚雨之利」。

③『世說新語』德行「李元禮風格秀整、高目標持、欲以天下名教是非爲己任」。

④『漢書』元后傳第六十八「王氏爵位日盛、唯音爲修整、數諫正、有忠節、輔政八年、薨」。

⑤白居易『除薛平鄭滑節度使制』「右衛將軍薛平、自司禁旅、爲我爪牙、訓整警巡、能宣其力」。

⑥『新唐書』列傳第六十五呂誼「少力於學、志行整飭」。

【飭】「ととのふる」とよむ。「整を致すなり」①「牢密なり」②と注して、器物などを作る上にて、念を入れてどこからどこまでぬけめなく、堅くこしらえることなり。それより轉用して、すみずみまで吟味して、きつとなすことに用いる。又勅の

字と通用す。「戒勅」③「謹勅」④などというは、人にものをいいつけることなり。

①『說文解字』「飭、堅致也」。

②『廣韻』職韻「飭、牢密」。

③『三國志』魏書二十・武文世王公傳第二十「亮憂懼、戒勅官屬愈謹。帝嘉其意、二年、復所削縣」。

④『漢書』王莽傳第六十九上「遷騎都尉光祿大夫侍中、宿衛謹勅、爵位益尊、節操愈謙」。

【諧】「ととのふ」とよむ時、思いあうことなり。「和諧」①「調諧」②などと連用す。てきくちを「詼諧」③「俳諧」④「口諧」⑤というも、いかなる意あればなり。「諧價」⑥とは、もののねうちをすることなり。

①『晉書』列傳第二十一摯虞「施之金石、則音韻和諧、措之規矩、則器用合宜」。

②『史記』禮書第一「耳樂鐘磬、爲之調諧、人音以蕩其心」。

③『漢書』敘傳第七十下「東方瞻辭、詼諧倡優、譏苑扞偃、正諫舉郵、懷肉汗殿、弛張沈浮」。

④『北史』列傳第七十一文苑・李文博「通悅不持威儀、好爲俳諧雜說、人多愛狎之」。

⑤『漢書』東方朔傳第三十五「皆曰、朔口諧倡辯、不能持論、喜爲庸人誦說、故令後世多傳聞者」。

⑥『後漢書』列傳第六十八宦者・張讓「當之官者、皆先至西園諧價、然後得去」、注「諧謂平論定其價也」。

3〇とぐ

果遂敢決 (三、三十五号表)

【果】「はたす」という訓、合うようにて合わぬなり。和歌の果てしなき身のはてなど、終盡の義なり。「人と爲り剛果」①などは、物をしとげる性をいう。「果敢」②「果決」③などは、きれはなれよき意なり。「行必ず果す」④は事を行う上にて、是非共にしとげるなり。「果さず」「果して行かず」などは、しとげぬなり。「果然」として「というは、案の如く思うにちがわぬ、兼ねていいたるにちがわぬなり。「果して知るなになに」というは、かねて知る意なり。又一種俗語に「果然是好山」などというは、疑いもなくというほどの意なり。又「結果」というは落著の處をいう。「結果了他」というは、しまうというほどの詞にて、殺すことなり。佛書の「因果」は、善惡によらず、その行業の成就して、驗の見たるところをいうなり。

①『後漢書』儒林列傳第六十九上「會陰就至、責數武、令爲交友。其剛果任情、皆如此也。」

②『國語』晉語九「巧文辯惠則賢、彊毅果敢則賢、如是而甚不仁。」

③潘岳『西征賦』《文選》卷十「建子嬰之果決、敢討賊以紓禍。」

④『論語』子路「言必信、行必果、硜硜然小人哉、抑亦可以爲次矣。」

【遂】「とぐる」とよむ。果の字に似たり。差別の處は、「遂」の字はとげゆく上にいい、「果」の字は末のしるしのたがわぬところをいう。「遂」の字は事をするものの上にていい、「果」の字はわきよりいう詞なり。衛風の「言れ既に遂し」をば「成なり」「志に従ふなり」と注し①、曲禮の「戸開けば亦開く、戸闔れば亦闔す。後に入る者有れば、闔るとも遂ること勿し」を「盡なり」と注し②、相如傳の「久しく宦遊して遂げずして困しむ」を「稱なり」と注し③、易の「家人遂ぐる攸無し」、公羊傳の「大夫、事を遂ぐる無し」を「擅に事を成すなり」と注し④、義色色替るようなるは、華語にて注しがたきゆえなり。一意なりと知るべし。總じて字義を明らかに會得したる人は、今新たに古書を注せんに、字訓話をばいかようにも手前よりこしらえて注すべきことなり。しかるに世人多く訓話の異にまどうは、畢竟和訓は着頭が時よりあると思うなるべし、悲しきことなり。又助語に用いる時、遂の

字は「なんなく」という意なり。これもしかけたることをとげおおせる意なり。果の字を助語に用いたると替りある處にて、本義もかわる味を知るべし。

①以下④から④までの例の原文にはかならずしも該当する注がみあたらない。ここはおそらく『正字通』の「遂」字の項の説明を引用したものでないだろうか。

『正字通』西集下「遂、成也、從志也。衛風、言既遂矣。」「衛風」は『詩經』衛風・氓。

②『正字通』西集下「遂、盡也。曲禮、戸開亦開、戸闔亦闔。有後入者、闔而勿遂、註、開闔皆如前、不違主人之意也、嫌于拒後來者、故勿遂。」「曲禮」は上、「註」は陳澧の『集說』

③『正字通』西集下「遂、稱也。相如傳、久宦遊不遂而困。」「相如傳」は『史記』司馬相如列傳。

④『正字通』西集下「遂、擅成事也。易、家人无攸遂、公羊傳、大夫無遂事。」「易」は『易經』家人、「公羊傳」は襄公十二年。

【敢】「はたす」とよむ。これ又果の字と別なり。「忍爲なり」①とも注し、「進取なり」②とも注し、「勇なり」③「犯なり」④とも注す。畢竟犯辭なりと見て明らかなり。「勇敢」⑤「果敢」⑥など、皆よく難きを犯すところの徳をいう。日本記に「え」と訓ず⑦。「不敢」にはよく合す。「不敢來」「不敢言」などなり。敢の一字には「え」の訓合わず。又和東の文言に「得申聞敷候」などは、「聞敷」に不の意あれども、「不敢」に非ず、「不能」なり。これらのまがいものをよく味わうべし。論語の「敢て死せん」⑧、孟子の「彼烏ぞ敢て我に當らんや」⑨など、皆犯辭とみるべし。敢の字に勇なる意なり。「不敢」「豈敢」には怯なる意あるなり。「三欺の事、民欺くに忍びず」⑩というは、仁恵に懷きて、民が心づよく欺くことをせぬなり、「民、敢て欺かず」⑩は、法令に畏れて民がえ欺かぬなり、「民欺く能はず」⑩は、明らかなるゆえ、欺くことのならぬなり。又一種「敢て辭す」「敢て言

す「敢て請ふ」などは、「冒昧の辭」⑩と注せり。卑者の尊者に對していう詞なり。「卑を以て尊に觸るる」⑩とて、犯す意あるより轉用せり。和語の「はばかりながら」なり。又「敢不」と使う時、多くは「敢て不んや」なり。又俗語に「不敢」「豈敢」「不敢當」など、下に何もつづけず、つづて文字に用いる時は、謙退の辭なり。和語の「いやはや」などと同じ。

- ① 『字彙』卯集「敢、増韻、忍爲也」。
 - ② 『說文解字』「敢、進取也」。
 - ③ 『廣雅』釋詁二「敢、勇也」。
 - ④ 『廣雅』釋詁四「敢、犯也」。
 - ⑤ 『禮記』聘義「有行之謂有義、有義之謂勇敢、故所貴於勇敢者、貴其能以立義也」。
 - ⑥ 『國語』晉語九「巧文辯惠則賢、彊毅果敢則賢、如是而甚不仁」。
 - ⑦ 『日本書紀』神代上「時伊弉諾尊、乃投其杖曰、自此以還、雷不敢來。是謂岐神、此本號曰來名戸之神焉」。
 - ⑧ 『論語』先進「子畏於匡。顔淵後。子曰、吾以女爲死矣。曰、子在、回何敢死」。
 - ⑨ 『孟子』梁惠王下「曰、彼惡敢當我哉、此匹夫之勇、敵一人者也」。
 - ⑩ 『史記』滑稽列傳第六十六「子産治鄭、民不能欺、子賤治單父、民不忍欺、西門豹治鄴、民不敢欺」。
 - ⑪ 『儀禮』士虞禮記「敢用絜牲剛鬣」、鄭注「敢、味冒之辭」、疏「敢味冒之辭者、凡言敢者、皆是以卑觸尊、不自明之意、故云味冒之辭」。
- 【決】「勇決」①「果決」②など、皆きれはなれよく、はきれのすることなり。
- ① 『新唐書』列傳第一百二十五藩鎮魏・田悅「冀王勇決權略、一世之勇也」。
 - ② 潘岳『西征賦』《文選》卷十「建子嬰之果決、敢討賊以紓禍」。

4〇とほる
通 達 透 徹 洞 融 浹 亨 (五、十六号表)

【通】「つうする」という語、人皆常に用いる。大抵は誤りなし。塞の反對なり。ぬけとおりにて塞りつかえなきことなり。「貫通」①「旁通」②「會通」③「開通」④「疏通」⑤の類なり。又ゆきぬけることなり。「千里通ず」⑥「四面通ず」⑦「二道通ず」⑧。又佛書の「通力」⑨「神通」⑩もゆきぬける意より用いる。又通路往來のあることなり。「地天の通を絶つ」⑪とは、通路をたつなり。「天と通ず」⑫「神と通ず」⑬「舟楫通ず」⑭「道通ず」⑮「夢通ず」⑯「音書通ず」⑰の類なり。又門番奏者番の客の姓名をとりつくことなり。「姓名を通ず」⑱「爲に通ぜず」⑲「刺を通ず」⑳の類なり。又旁姪を「通」㉑という。旁姪とは姪すまじき人に姪するなり、他人の妻女と奸することなり。これも往來あることをいうより轉用せり。「密通」㉒「某の人の妻に通ず」㉓の類なり。又「窮通」㉔というとき、窮の反對にて、貴顯になることなり。宦路のふさがりなき意より用いる。「通顯」㉕とも連用す。「道既に通ず」㉖とは、聖人の道のらちのあきたることなり。「一經に通ず」㉗とは、經書一部、らちのあきたることなり。「難を通ず」㉘とは、不審問難をらちあけることなり。「二字不通」㉙とは、一字もらちあかぬことなり。「一竅不通」㉚とは、愚昧至極をいう。心に七竅あり、聖人は七竅皆通ず㉛、愚人は一竅僅かに通ずというより出でたる語なり。「通儒」㉜とは、政務に通達し、へんくつになき儒者をいう。「通人」㉝とは、世にいうとおりのものなり。又おしとおし、おしわたる意に用いることあり。「通計」㉞は、數々をおしとおして算用するなり。禮記に「三十年の通」㉟とは、三十年のならしなり。「通鑑」㊱「通曆」㊲、皆おしとおす意なり。「通身」㊳は、そうみなり。「通夜」㊴は、よもすがらなり。「面通紅」㊵は、つらうちがあかくなりたるなり。又書的首末全きを「通」という。「文一通」㊶「論一通」㊷などなり。又城上或いは軍中の太鼓の聲三百三十三を「一通」㊸とていう。又古書に男女交接することを「小通」㊹とていう。又「人道」㊺とも「小使」

④ともいなり。又馬糞を「通」といふ④、牛糞を「洞」といふ、猪糞を「零」といふ。「芥」ともかく。王荊公が詩に「人間の榮願、芥通に付す」④といえり。

- ①朱熹『中庸章句序』「此書之旨、支分節解、脈絡貫通」。
 ②郭璞『江賦』《文選》卷十二「潛達旁通、幽岫窈窕」。
 ③『易經』繫辭傳上「聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮」。
 ④『漢書』循吏傳第五十九召信臣「行視郡中水泉、開通溝瀆、起水門提閘凡數十處、以廣灌溉」。

⑤『史記』五帝本紀第一「靜淵以有謀、疏通而知事、養材以任地、載時以象天」。

⑥王應麟『馬鳴閣道』「蔡澤謂應侯曰、君相秦棧道千里通於蜀漢」。

⑦王建『林居』「荒林四面通、門在野田中」。

⑧王昌齡『蕭駙馬宅花燭』「可憐今夜千門裏、銀漢星回一道通」。

⑨『佛說信佛功德經』「所有三世諸佛、如來、應供、正等正覺、具清淨戒、智慧解脫、神通妙行、我以通力皆悉了知」。

⑩『顏氏家訓』歸心「人力所爲、尚能如此、何況神通感應、不可思量」。

⑪『尚書』呂刑「乃命重黎、絕地天通、罔有降格」。

⑫『論衡』吉驗篇「貴氣與天通、長大仕宦、位至司徒公」。

⑬『史記』封禪書第六「上即欲與神通、宮室被服非象神、神物不至」。

⑭杜甫『柴門』「風煙渺吳蜀、舟楫通鹽麻」。

⑮『申鑒』雜言下「故君子本神爲貴、神和德平而道通、是爲保真」。

⑯白居易『夢裴相公』「五年生死隔、一夕魂夢通」。

⑰王維『送祕書晁監還日本國』「別離方異域、音信若爲通」。

⑱『三國演義』宴桃園豪傑三結義 斬黃巾英雄首立功「鄒靖引見太守劉淵三人參見畢、各通姓名」。

⑲『三國志』魏書十二・崔毛徐何邢鮑司馬傳第十二「會內官欲以事託芝、不敢發言、因芝妻伯父董昭、昭猶憚之、不爲通」。

⑳『幽明錄』「士人姓王、坐齋中、有一人通刺詣之、題刺雲舒甄仲」。

㉑『詩經』邶風・雄雉・正義「左傳曰、文姜如齊、齊侯通焉、服虔云、傍淫曰通、言傍者、非其妻妾、傍與之淫、上下通名也」。

㉒『峒谿織志』上卷「男女貴者寢不同席、至夜半密通之」。

㉓『公羊傳』莊公二十七年「公子慶父公子牙通平夫人、以脅公」。

㉔『莊子』讓王「古之得道者、窮亦樂、通亦樂、所樂非窮通也」。

㉕『後漢書』楊李翟應霍爰徐列傳第三十八「自是諸子官學、竝有才名、至瑒七世通顯」。

㉖『史記』孟子荀卿列傳第十四「孟軻、騶人也、受業子思之門人、道既通、游事齊宣王、宣王不能用」。

㉗『漢書』儒林傳第五十八「元帝好儒、能通一經者皆復」。

㉘『後漢書』儒林列傳第六十九下「曾稽顧泰等數百人當居門下、著書百餘篇、皆五經通難、又作孟子章句」。

㉙『儒林外史』三山賢人餞別 五河縣勢利薰心「二哥、你這位令姪、還虧他中個舉、竟是一字不通的人」。

㉚『初刻拍案驚奇』卷三十九「所以聰明正直之人、再不被那一千人所惑、只好吐愚夫愚婦、一竅不通的」。

㉛『史記』殷本紀第三「紂怒曰、吾聞聖人心有七竅、剖比干、觀其心」。

㉜『後漢書』鄭范陳賈張列傳第二十六「學者宗之、後世稱爲通儒」。

㉝『史記』田敬仲完世家第十六「易之爲術、幽明遠矣、非通人達才、孰能注意焉」。

㉞白居易『春晚詠懷贈皇甫朗之』「二歲平分春日少、百年通計老時多」。

㉟『禮記』王制「用地小大、視年之豐耗、以三十年之通制國用、量入以爲出」。

㊱『史通』雜說下「史臣美澹而譏邵者、豈所謂通鑿乎」。

㊲『史記』梁孝王世家第二十八「梁王自初王通歷已十一年矣、素隱、謂自文帝二年初封代、後徙淮陽、又徙梁、通數文帝二年至十二年徙梁爲十一年也」。

③⑧ 『藝文類聚』卷六・地部岡「鄧德明南康記曰、陳蕃慕有青龍岡、士人傳云、昔見一物、龍形而通身純青、數出岡頂、故因以爲名青龍也」。

③⑨ 魏文帝『與吳質書』(『文選』卷四十二)「年行已長大、所懷萬端、時有所慮、至乃通夜不暝」。

④⑩ 『封神演義』渭水文王聘子牙「啓曰、果是武吉、文王聞言、滿面通紅、見吉大聲喝曰、……」。

④① 『後漢書』崔駰列傳第四十二「凡爲人主、宜寫一通、置之坐側」。

④② 李靖『衛公兵法』(『通典』一百四十九、『太平御覽』三百三十八引)「夫軍城及野營、行軍在外、日出日沒時、搥鼓一千搥、三百三十三搥爲一通」。

④③ 『說苑』辨物「故男八月而生齒、八歲而毀齒、二八十六而精小通」。

④④ 『詩經』大雅・生民之什・生民「以弗無子、履帝武敏歆、鄭注「心體歆歆然、其左右所止住、如有人道感己者也」、正義「心體歆歆然意動之狀也。左右所止住、如有人道感己者、謂如人夫妻交接之道」。

④⑤ 『水經注』沔水「或曰、人有生得者、摘其臍厭、可以小使、名爲水虎者也」。

④⑥ 『韻會』馬矢曰通。

『後漢書』獨行列傳第七十一「王者窮竭酷慘、無復餘方、乃臥就覆船下、以馬通黨之、注「本草經曰、馬通、馬矢也」。

④⑦ 王安石『登小茅山』「物外真遊來几席、人間榮願付蒼通」。

【達】窮の反對、塞の反對。通の字と似たり。「窮通」①「窮達」②「榮達」③「榮通」④「通顯」⑤「顯達」⑥などなり。「達官」⑦は顯官なり。「宦達す」⑧とは、みやつかえして、貴くなりたるなり。「聞達」⑨は、名の聞こえることなり。論語に聞達の別あり⑩。名の聞こえるを「聞」という、あまねく人の信じるを「達」という。「達」にとどく意あり、通の字と異なる處なり。吾が徳行のあまねくとどきたる意なり。「禮達して分定まる」⑪というも、禮が天下にあまねくゆきとどけば、人々上下の分を知るゆえ、分を犯すものなくして、名分の亂れることの出來ぬをい

う。「達孝」⑫は、天下にゆきわたる孝なり。「達徳」⑬は、天下の人にゆきわたりてある徳なり。「達尊」⑭は、天下にゆきわたりて、何くにもとうときものをいう。「專達」⑮「特達」⑯は、外のてつだいを借らず、ひとりだちて君前に達するなり。書東のとどくをも「達す」という、旅人のゆきつくをも「達す」という。「泉始めて達す」⑰とは、出水の土石の隔を穿ちぬきて流れ出でたるところを「達す」という。これもとどく意なり。これらの外はほかは通の字の意に用いる。又「通人」⑱の通の字に用いたるあり。「任達」⑲「曠達」⑳、又は晉の「八達」㉑、又は「本土を戀はざるは、達なり」㉒の類、皆滞らず泥まぬことをいう。

① 『莊子』讓王「古之得道者、窮亦樂、通亦樂、所樂非窮通也」。

② 『墨子』非儒下「窮達賞罰、幸否有極、人之知力、不能爲焉」。

③ 『九倉子』賢道篇第六「窮厄則以命自寬、榮達則以道自正」。

④ 『論衡』別通篇「世人慕富不榮通、羞貧不賤不賢、不推類以況之也」。

⑤ 『後漢書』楊李翟應霍爰徐列傳第三十八「自是諸子宦學、並有才名、至瑒七世通顯」。

⑥ 『論衡』自紀篇「士貴雅材而慎興、不因高據以顯達」。

⑦ 『禮記』檀弓下「公之喪、諸達官之長、杖、疏「達官、謂國之卿大夫士被君命者也。既被君命、故稱達官也」。

⑧ 李密『陳情表』(『文選』卷三十七)「且臣少仕僞朝、歷職郎署、本圖宦達、不矜名節」。

⑨ 諸葛亮『出師表』(『文選』卷三十七)「臣本布衣、躬耕於南陽、苟全姓名於亂世、不求聞達於諸侯」。

⑩ 『論語』顔淵「子張問、士何如斯可謂之達矣。子曰、何哉、爾所謂達者、子張對曰、在邦必聞、在家必聞。子曰、是聞也。非達也。夫達也者、質直而好義、察言而觀色。慮以下人、在邦必達、在家必達。夫聞也者、色取仁而行違、居之不疑。在邦必聞、在家必聞」。

⑪ 『禮記』禮運「故禮達而分定、故人皆愛其死而患其生」。

⑫『禮記』中庸「武王周公、其達孝矣乎、夫孝者、善繼人之志、善述人之事者也。」

⑬『禮記』中庸「知仁勇三者、天下之達德也、所以行之者一也。」

⑭『孟子』公孫丑下「天下有達尊三、爵一、齒一、德一、朝廷莫如爵、卿黨莫如齒、輔世長民莫如德、惡得有其一、以慢其一哉。」

⑮『周禮』天官・小宰「二曰、天官、其屬六十掌邦治、大事則從其事、小事則專達。」

⑯『晉書』列傳第二十六江統「伏惟陛下天授逸才、聰鑿特達。」

⑰『朱子語類』論語一、語孟綱領「四達之發、若火始然、泉始達之類、皆是要體、忍得這心性下落、擴而充之。」

⑱『史記』田敬仲完世家第十六「易之爲術、幽明遠矣、非通人達才、孰能注意焉。」

⑲『晉書』列傳第十九阮籍「咸任達不拘、與叔父籍爲竹林之遊。」

⑳『晉書』列傳第六十二文苑・張翰「答曰、使我有身後名、不如即時一杯酒、時人貴其曠達。」

㉑『晉書』列傳第七宗室・安平獻王孚「孚字叔達、宣帝次弟也、初、孚長兄朗字伯達、宣帝字仲達、孚弟植字季達、恂字顯達、進字惠達、通字雅達、敏字幼達、俱知名、故時號爲八達焉。」

㉒『裴子語林』「王太保作荊州、有二兒亡、一兒欲還舊塋、一兒欲留葬、太保乃垂涕、念故鄉、仁也、不戀本土、達也、惟仁與達、吾二子其有焉。」

【透】「とほる」なり。つきぬく意なり。「汗、衣に透る」①「寒、衣に透る」②「光、窓に透る」③「墨、紙に透る」④の類。「透明」⑤は、すきとおるなり。「月、紙窓に透る」⑥の類。「識透ること」⑦「見透る」⑧、見識のつきぬけるなり。「照不透」⑨、てりぬかぬなり。「見不透」⑩、みぬかぬなり。

①查慎行『講經臺次昌黎遊青龍寺韻』「秋陽炙背汗透衣、客到苦催供茗盃。」

②『醒世姻緣傳』禍患無突如之理、鬼神有先洩之機、「入殮の時節、通身透明、臟腑筋骨歷歷可數、通是水晶一般。」

③徐燾『月夜』「美人門對錢塘江、水透蘇堤月透窓。」

④孫首逢『四書近指』卷十八「自然之謂天、一定之謂命、孔孟識透此道理、故平生每以天自信省了。」

⑤『朱子語類』卷四十一論語二十三顏淵問仁章「顏子天資高、精粗本末一時見得透了、便知得這合忌地下學上達去。只是被他一時見透、所以恁做將去。」

⑥『朱子語類』卷二理氣下天地下「蓋日以其光加月之魄、中間地是一塊實底物事、故光照不透而有此黑暈也。」

⑦『朱子語類』卷九學三「只是見不透、所以千言萬語、費盡心力、終不得聖人之意。」

【徹】通なり①。漢武帝の諱を避けて、「徹侯」を「通侯」という類②、大抵通の字と同義なり。されども透の字の義に類す。後世の透の字の處、古書は多く徹の字なり。「徹底」③。

①『說文解字』「徹、通也。」

②『獨斷』下「群臣異姓有功封者、稱曰徹侯、後避武帝諱、改曰通侯、法律家皆曰列侯。」

③李白『秋登巴陵望洞庭』「明湖映天光、徹底見秋色。」

【洞】「とほる」とよむ。あちらこちらゆきぬけることなり。「ほがらか」とよむ時と同じ。「洞門」①は、宮中重々の門戸のおなじとおりにあきたるをいう。「洞泄」②は泄瀉のうちにつくだしにくだるをいう。

①『漢書』元后傳第六十八「大治第室、起土山漸臺、洞門高廊閣道、連屬彌望。」

②『素問』生氣通天論「是以春傷於風、邪氣留連、乃爲洞泄。」

『素問』金匱真言論「長夏善病洞泄」。

【融】とろけあうことなり。「融合」①「融通」②「冰融す」③。

①『華陽國志』漢中志十一「涪縣、犀水出犀山、其源出金銀礦、洗取、火融合之、爲金銀」。

②任昉『齊竟陵文宣王行狀』〔文選〕第六十「公道識慮遠、表裏融通、淵然萬頃、直上千仞」。

③白居易『池上早春・即事招夢得』「雲破山呈色、冰融水放光」。

【浹】しみわたることなり。「汗、背に浹る」①「衣に浹る」②。

①『後漢書』皇后紀第十下獻帝伏皇后「操出、顧左右、汗流浹背、自後不敢復朝請」。

②『新唐書』列傳第七十七李絳「嘗盛夏對延英、帝汗浹衣、絳欲趨出」。

【亨】通の義なり。易の乾卦の四徳「元亨利貞」①なり。「元」は春の徳、「亨」は夏の徳、「利」は秋の徳、「貞」は冬の徳なり。夏は陽氣融通して、あまねくゆきわたるをいう。それより轉用して、王化のゆきわたるにも、又運命の開きたることも用いる。

①『易經』乾「元亨利貞」。

5〇とじ

閉 闔 闔 關 鎖 鍵 榧 (五、二十号表)

【閉】「とづる」。開・啓・關の反對なり。訓の如し。「大便閉づ」「小便閉づ」は、二便の通せぬことなり。

【闔】閉と同義なり。同字には非ず。

【闔】「とづる」。戸をとじるなり。

【關】「とぎす」。門戸をたてることなり。かんのき「かんぬき」という字なるゆえ轉用す。閉の字に似て廣用せず。

【鎖】「とぎす」。元來錠のことなり。故に錠をおろす意なり。門戸・器物ともに用いる。

【鍵】「とぎす」。錠のさおなり。故に鎖の字の意に用いる。

【榧】「とぎす」。かんの木「かんぬき」のさしこむところなり。故に「關榧」①と連用す。又河水を止めるに、木竹をたてて、それを力にしてこもわらを入れ、土石にて塞ぎて水をせききる、そのくい木を「榧」という。

①『老子』二十七章「善閉無關榧、而不可開、善結無繩約、而不可解」。

6〇とまる

止 留 停 住 駐 泊 淹 宿 遏 逗 滯 竣 沮 畜 尼 (後一、七号表)

【止】初編に詳らかなり①。「やむ」とも、「とどむる」とも、「とむる」ともよむなり。脉のうちきれのするを「一止」「二止」という。よむとどまるの意なり。

①「やむ」(巻二、三十一号表)の項、参照。

【留】去留と對用す。その場にゆるりととどまりておることなり。ひきかかつてのくことのならぬ意あり。「逗留」①「滯留」②「淹留」③「遲留」④「留連」⑤な

どと連屬す。故にのこす意にもなるなり。「留後」⑥は、あとにのこしておく役なり。「留書」⑦は、うせてなくなるあおみかのこりとまりておるなり。

- ①『後漢書』鄧寇列傳第六「禹少子鴻」出塞追畔胡逢侯、坐留、下獄死。
 ②『荀子』王制「通流財物粟米、無有留、使相歸移也」。
 ③『楚辭』哀時命「悵惆罔以永思兮、心紆軫而增傷。倚躊躇以淹留兮、日飢饉而絕糧」。

④『後漢書』列傳第七十二方術・李南「至晡、乃有驛使齎詔書原停棧事。南問其留之狀」。

- ⑤『晉書』列傳第四羊祜「不爾留連、必於外虞有闕。匹夫之志、有不可奪」。
 ⑥『新唐書』志第四十兵「或取捨由於士卒、往往自擇將吏、號爲留後、以邀命於朝」。

⑦李白『奉餞高尊師如貴道士傳道錄畢歸北海』「別杖留青竹、行歌躡紫煙。離心無遠近、長在玉京懸」。

【停】「よどむ」と譯す。「とどまる」とよむ。そのとどまる場所に定めて、どこへもゆかずして、とどまりおる意に用いる。「停蓄」①「停水」②「停雲」③の類なり。「停蓄」は水をためること、「停水」はたまり水なり、「停雲」は、雲がうごかずにとまつておるなり。

①韓愈『柳子厚墓誌銘』「居閒益無刻苦、務記覽、爲詞章泛濫停蓄、爲深博無涯溪、而自肆於山水間」。

王安石『祭歐陽文忠公文』「其積於中者、浩如江河之停蓄、其發於外者、爛如日星之光輝」。

- ②『水經注』沔水「州東岸西有涸湖、停水數十畝、長數里、廣減百步」。
 ③陶潛『停雲』「靄靄停雲、濛濛時雨、八表同昏、平路阻」。

【住】その場を居所にして、どこへも行かずに、とどまりておるなり。

【駐】馬をとどめるといふ字ゆえ、何にても過ぎ去るをとどめ、疾く行くを引きとどめる意に用いる。「春粧を駐る」①は、春のすぎ去るをとどめるなり。「朱顔を駐る」②は、年のよるをとどめるなり。「駐蹕」③は、天子の行幸あつて、とどまっていたまうをいふなり。

- ①陽枋『包家園』「衆綠爭齊敷夏蔭、老紅猶自駐春粧」。
 ②白居易『浩歌行』「既無長繩繫白日、又無大藥駐朱顏」。
 ③『北史』周本紀下第十宣帝「一昨駐蹕金墉、備嘗遊覽、百王制度、基址尚存」。

【泊】舟をかけてとまることなり。外の事には用いず。

【淹】久しくとどまるなり。留の字より久しき意あり。

【宿】「とどまる」とよめども、ねとまりのことばかりに用いる。

【遏】「とどむる」とよむ。せきとめて向うへやらぬことなり。「惡を遏むる」①は、惡を増長せぬうちに、やめさせることなり。「雲を遏る」②は、向うへゆく雲をやらさぬことなり。書經に「八音を遏密す」③、詩經に「以て徂旅を遏む」④、淮南子に「沃遏す」⑤、皆同意なり。曷と通ず。

- ①『易經』大有「火在天上、大有、君子以遏惡揚善、順天休命」。
 ②『列子』湯問第五「聲振林木、響遏行雲」。
 ③『書經』舜典「三載四海遏密八音、月正元日、舜格于文祖」。
 ④『詩經』大雅・文王之什・皇矣「王赫斯怒、爰整其旅、以按徂旅」。
 ⑤『淮南子』叔眞訓「若然者、陶冶萬物、與造化者爲人、天地之間、宇宙之內、莫能天遏」。

【逗】「とどまる」とよむ。向うへ行くものが、中途にとまる意に用いる。

【滯】逗と同意にして、すこし重き字なり。

【竣】「とどまる」とも、「しりぞく」ともよむ。大氏止の字と同じ。

【沮】「とどまる」とよむ。ものへだてられて、向うへ行かれぬことなり。

【尼】「とどむ」とよむ。外より邪魔をしてとどめることに用いる。孟子に「止は或いは之を尼む」①の類なり。

①『孟子』梁惠王下「行或使之、止或尼之、行止、非人所能也」。

【畜】「たくはゆる」とよむ。よつてとどめることに用いる。止の字と大氏同じ。

孟子に「君を畜むるは何の尤ある」①の類なり。

①『孟子』梁惠王下「其詩曰、畜君何尤、畜君者、好君也」。

7〇とがむ

答 尤 (後一、廿二号表)

【答】まちがいをとがめるなり。人に従い各に従う字なり。「各」はあいたがうことという。故に約束にちがうか、道理に違うか、法度にちがうかのことをとがめるなり。論語に「既往は咎めず」①、詩經に「誰か敢て其の咎に報らん」②、左傳に「咎を歸する所無し」③などなり。

①『論語』八佾「成事不説、遂事不諫、既往不咎」。

②『詩經』小雅・節南山之什・小旻「發言盈庭、誰敢執其咎、如匪行邁謀、

是用不得于道」。

③『左傳』桓公十八年「寡君畏君之威、不敢寧居、來脩舊好、禮成而不反、無所歸咎」。

【尤】ぶねん「無念、おこたり」をとがめるなり。古文に失に従い心に従うなり。

「失心」は、ぶねんなり。論語に「言に尤寡し」①、又「人を尤めず」②、孟子に「君を畜むるは何の尤ある」③などなり。左傳に「鄭伯、尤に效ふ、其れ亦將に咎めらんとす」④などにて考えしるべし。

①『論語』爲政「言寡尤、行寡悔、祿在其中矣」。

②『論語』憲問「子曰、不怨天、不尤人、下學而上達、知我者其天乎」。

③『孟子』梁惠王下「其詩曰、畜君何尤、畜君者、好君也」。

④『左傳』莊公二十一年「原伯曰、鄭伯傲尤、其亦將有咎」。

8〇とる

執 操 取 採 把 撮 資 拈 秉 柄 攬 持 掇 捫 收 援 牟 (後一、廿二号裏)

【執】「とる」とよむ。手にもつことなり。多くあるものをぬきとつてはなさぬ意に用いる。もつてはなさぬ意より、「執着」①「偏執」②の執に用いる。又人をとらえて囚となしておくにも用いる③。「固執」④「持執」⑤も、皆とりはなさぬことなり。その場をさらぬ意をふくめり。「我を執る」⑥などにも用いる。

①梁武帝『會三教詩』八分別根難一、執著性易驚」。

②『朱子語類』卷一百十七朱子十四訓門人五「及到講論義理、便偏執己見、自立一般門戶、移轉不得、又大可慮」。

③『禮記』檀弓下「君之臣不免於罪、則將肆諸市朝而妻妾執」、鄭注「執、拘也」。

④『禮記』中庸「誠之者、擇善而固執之者也」。

⑤『太平廣記』塚墓一・盧渙「每門中各有銅人銅馬數百、持執干戈、其制精巧」。

⑥『史記』惠景閔侯者年表第七「以執矛從高祖入漢、以中尉破曹咎、用呂相侯、六百戶」。

【操】手にもつておることなり。物をとりまわす意あり。「刀を操る」①「矛を操る」②などに多く用いる。執の字より少し軽き字なり。又「みさほ」と讀む時は去聲なり。これももつてはなさぬ意から、義を立てるか、志を立てるか、一つきつと立てる處をいうなり。「節操」③「志操」④「風操」⑤などの類なり。

①『左傳』襄公三十一年「今吾子愛人則以政、猶未能操刀而使割也」。

②『後漢書』鄭孔荀列傳第六十「關西諸郡、頗習軍事、自頃以來、數與羌戰、婦女猶戴戟操矛、挾弓負矢」。

③『韓非子』五蠹第四十九「其帶劍者、聚徒屬、立節操、以顯其名、而犯五官之禁」。

④『漢書』眭兩夏侯京翼李傳第四十五「小臣不知內事、竊以日視陛下志操、衰於始初多矣」。

⑤『晉書』列傳第五裴秀「秀少好學、有風操、八歲能屬文」。

【取】取舎と對用す。向うのものをとろうか捨てよかというときの「とる」なり。故にとりえらび、とりもちいることに使う。みな我が方へとりこむ意あり。執の字、操の字とはちがうなり。

【採】采と同じ。大氏取の字と同義なり。然れども取の字は廣し。手にてとるにかぎらず、義理の取舎などに多く用いる。採の字は手にてえらびとる意あり。故に「採拾」①「採擇」②と連用す。手にとるにかぎらず。その外にも用いれども、皆と

りえらぶ意に用いるなり、取り用いる義にあらず。

①『後漢書』劉趙淳于江劉周趙列傳第二十九「遭天下亂、盜賊並起、革負母逃難、備經阻險、常採拾以爲養」。

②『後漢書』班彪列傳第三十上「博貫庶事、服膺六藝、白黑簡心、求善無猷、採擇狂夫之言、不逆負薪之議」。

【把】取・采の義とちがう、執・操の義と相近し。手にぎつておることなり。「把握」①と連屬す。「一把」②は、一とにぎりのことなり。然れども握の字よりは輕し。

①『淮南子』原道訓「行而不可得窮極也、微而不可得把握也」。

②『新序』雜事一「夫腹下之囊、背上之毛、增去一把、飛不爲高下」。

【撮】「とる」とよむ。「つまむ」と譯す。指にてつまむとるなり。「一撮土」①は、一つまみのつちなり。「圭撮」②は分量の名。三指にてつまむを「撮」といふ③。「圭」も分量の名なり。

①『禮記』中庸「及其無窮也、日月星辰繫焉、萬物覆焉、今天地、一撮土之多」。

②『漢書』律歷志第一上「度長短者不失豪釐、量多少者不失圭撮」、注「應劭曰、圭、自然之形、陰陽之始也、四圭曰撮、三指撮之也」。

③『玉篇』「撮、三指取也」。

【資】もとでにすることなり。故に「とる」とよむ。易經に「萬物資て初む」①とあり。あちらから取つてきて、それをじばにする意なり。元來齎の字と同じ。故にもたらしもつの意を含めり。

①『易經』乾「大哉乾元、萬物資始、乃統天」。

【拈】指にてとることなり①。手にひつ付けておくという程のことなり。「筆を拈る」②「杯を拈る」③などは、把の字、秉の字より一だん輕し。「拈撥起たず」④というは、ひきあげられぬということなり。

①『廣韻』「拈、指取物也」。

②杜甫『題壁上章偃書馬歌』「戲拈^レ素筆掃驊騮、歛見^レ騏驎出東壁」。

③郭諫臣『臨江道中夜坐』「貰酒拈^レ杯坐、篝燈把劍看」。

④『景德傳燈錄』卷十二義玄禪師「我遮^レ鏃鏘、天下人拈^レ撥不起、還有人拈得^レ起麼」。

【秉】「とる」とよめども、手ににぎることなり。大氏把の字と同じ。何にても出ているだけを手にて持つておる意なり。揀と同じ。「燭を秉る」①「矛を秉る」の類。

①李白『春夜宴從弟桃李園序』「而浮生若夢、爲歡幾何、古人秉^レ燭夜遊、良有以也」。

【柄】物のえなり。とつてのことなり。それよりとりもつことに使う。柄のある物をとるに専ら用いる。柄と同じ。秉の字と通ず。

【攬】とりあつめ引きまとめて手にもつことなり。「總攬」①「周攬」②「攬結」③と連す。又我が方へ引きとつてしまうことにも使う。「英雄を延攬す」④「遺老を招攬す」⑤、是れなり。この字にかぎらず、すべて上下連屬の字によつて、少しづつ意味のもちこみかわるなり。搯・擥に作る。同じ。

①『漢書』刑法志第三「漢興、高祖躬神武之材、行寬仁之厚、總攬^レ英雄、以誅秦項」。

②『史記』秦始皇本紀第六「三十有七年、親巡天下、周覽^レ遠方」。

③『晉書』志第十八五行中「安帝隆安中、百姓忽作懊懣之歌、其曲曰、草生

可攬^レ結、女兒可攬^レ擁」。

④『後漢書』鄧寇列傳第六「於今之計、莫如延攬^レ英雄、務悅民心、立高祖之業、救萬民之命」。

⑤陸機『辨亡論』(『文選』卷五十三)「長沙桓王、逸才命世、弱冠秀發、招擥^レ遺老、與之述業」。

【持】把の字、執の字などと大氏同じ。手にもつことなり。「相持」①というは、もちあい、はりあいておることなり。「持論」②は、はりあいて論をすることなり。「維持」③などと連す。

①『戰國策』魏策四「秦趙久相持^レ於長平之下而無決」。

②『漢書』儒林傳第五十八「賓持^レ論巧慧、易豕不能難、皆曰、非古法也」。

③『三國志』魏書七・呂布臧洪傳第七「策謀不素定、不能相維持、子登策之、比之連雞、勢不俱棲、可解離也」。

【擥】ひろいとることなり。手がさわつてとりあげる意なり。

【捫】さぐりとることなり。「虱を捫る」①は、しらみをさぐりとつて、手にてひねるなり。「藤を捫る」②は、ふじかづらをさぐりもつて、山へのぼることなり。又「手を捫る」③は、もみでををするなり。「足を捫る」④は、足ずりをする事なり。「腹を捫る」⑤「乳を捫る」⑥、皆なでさぐる事なり。

①『晉書』載記第十四苻堅下「桓溫入關、猛被褐而詣之、一面談當世之事、捫^レ蝨而言、傍若無人」。

②駱賓王『從軍中行路難』二首一「漂梗飛蓬不自安、捫^レ藤引葛度危巒」。

③蘇祐『春暮出郭寺內餞別裴侍御』「捫^レ手三歎息、歲月馳如飛」。

④『史記』高祖本紀第八「漢王傷匈、乃捫^レ足曰、虜中吾指」。

⑤白居易『飽食閑坐』「捫^レ腹起幽漱、下階振衣裳」。

⑥傳若金『跋章存誠所藏楊妃齒痛圖後』「即有之、亦常情爾、非若捫乳之浴、洗兒之賜爲大可怪」。

【收】「あつむる」とも、「をさむる」ともよむ字ゆえ、轉して「とる」ともよむなり。やはりあつめとる意なり。左傳に「何を以て我を恤れまん。我其れ之を收らん」①、注に「取なり」①とあり。

①『左傳』襄公二十七年「何以恤我、我其收之、向戍之謂乎」、杜注「收、取也」。

【援】ひきとるなり。

【牟】蚌と同じ。苗根を食らう虫なり①。それより轉用して、ものをむさぼり、むたいにとることに用いる。戰國策に「上、主心を干し、下、百姓を牟る」②、韓非子に「牟食の民」③、史記に「富商大賈、大利を牟る所無し」④、前漢に「萬民を侵牟す」⑤の類なり。

①『漢書』景帝紀第五「吏以貨賂爲市、漁奪百姓、侵牟萬民」、注「李奇曰、牟、食苗根蟲也、侵牟食民、比之蚌賊也」。

②『戰國策』楚策四「今夫橫人、噬口利機、上干主心、下牟百姓、公舉而私取利」。

③『韓非子』六反第四十六「遊居厚養、牟食之民也、而世尊之、曰有能之士」。

④『史記』平準書第八「如此、富商大賈無所牟大利、則反本、而萬物不得騰踊」。

⑤『漢書』景帝紀第五「或許僞爲吏、吏以貨賂爲市、漁奪百姓、侵牟萬民」。

囚 俘 虜 禽 捕 (後二、九号表)

【囚】「とらへる」とよむ。めしうどをいうなり。とらえてにげぬようにしておくことなり。書に「箕子の囚を釋す」①、詩經に「泮に在りて囚を獻す」②、左傳に「晉の景公、鄭人の楚囚を見る」③、史記に「秦、子晉君を囚ふ」④。又罪人をもいうなり。禮記に「重囚を挺くして、其の食を益す」⑤、前漢に「雋不疑、囚徒を録して還る」⑥、後漢に「獄に繫囚無し」⑦などなり。「俘囚」⑧「籠囚」⑨「縲囚」⑩「官囚」⑪などなり。

①『書經』武成「乃反商政、政由舊、釋箕子囚、封比干墓、式商谷間」。

②『詩經』魯頌・駉之什・泮水「矯矯虎臣、在泮獻馘、淑問如臯陶、在泮獻囚」。

③『左傳』成公九年「晉侯觀于軍府見鍾儀、問之曰、南冠而縶者誰也、有司對曰、鄭人所獻楚囚也、使稅之、召而弔之」。

④『史記』孟嘗君列傳第十五「於是秦昭王乃止、囚孟嘗君、謀欲殺之」。

⑤『禮記』月令「閉閭毋閉、關市毋索、挺重囚、益其食」。

⑥『漢書』雋疏于薛平彭傳第四十一「每行縣錄囚徒還、其母輒問不疑、有所平反、活幾何人」。

⑦『後漢書』劉趙淳于江劉周趙列傳第二十九「刺史太守行部、獄無繫囚、人自以得所、不知所問、唯班詔書而出」。

⑧『新唐書』志第十三下儀衛下「兵部尚書、太常卿退、樂工立於旌門外、引俘馘入獻、及稱賀、俘囚出、乃退」。

⑨蘇軾『和子由四首・韓送遊太山』「偶作郊原十日遊、未應回首厭籠囚」。

⑩柳宗元『答問』「今客又推當世賢智以深致誚責、吾縲囚也、逃山林入江海無路、其何以容吾軀乎」。

⑪『史記』萬石張叔列傳卷四十三「建元年中、丞相以景帝疾時諸官囚多坐不辜者、而君不任職、免之」。

【俘】「軍の獲る所なり」①と注す。とりこにしたる人なり。書に「厥の寶玉を俘す」②、左傳に「齊人來りて衛の俘を歸る」③、又「俘を王に獻す」④などなり。

①『說文解字』「俘、軍所獲也」。

②『書經』湯誓後附亡書序「夏師敗績、湯遂從之、遂伐三腰、俘厥寶玉」。

③『春秋』莊公六年「冬、齊人來歸衛俘」。

④沈棠『春秋比事』獻捷總論「古者諸侯出師則由王命、伐國則爲王討、既戰而勝則獻俘於王、禮也」。

【虜】「生きながら得るを虜と曰ふ」①と注す。「いけどり」と譯してよし。繩にてくくりたるところをいうなり。史記に「百里奚、虜と爲る」②、又「其の將固に襲て虜す可し」③などなり。

①『漢書』樊鄴滕灌傳斬周傳第十一「斬首十四級、捕虜十六人、賜爵五大夫、

注「師古曰、生獲曰虜」。

②『史記』老子韓非列傳第三「伊尹爲庖、百里奚爲虜、皆所由于其上也」。

③『漢書』張陳王周傳第十「鄉者霸上棘門如兒戲耳、其將固可襲而虜也」。

【禽】「とりこにす」とよむ。「戰勝ちて執獲するを禽と曰ふ」①と注し、手ごめにすることなり。わがものにしてとらえるなり。左傳に「外僕髡屯、之を禽へて以て獻す」②などなり。擒と同じ。

①『正字通』午集下「戰勝執獲曰禽」。

②『左傳』僖公三十三年「遂伐楚、將納公子瑕、門于桔株之門、瑕覆于周氏之汪、外僕髡屯禽之以獻、文夫人斂而葬之鄆城之下」。

【捕】「其の人亡げて之を討捕するを捕と曰ふ」①と注し、あとより追いかけてとらえるなり。前漢に「吏を遣て曹を分て逐捕す」②などなり。「追捕」③と連す。

①『字彙』卯集「捕、又逮捕、逮者其人在而直追取之、捕者其人亡當討捕之」。

②『漢書』寶田灌韓傳第二十二「遂其前事、遣吏分曹逐捕諸灌氏支屬、皆得棄市罪」。

③『漢書』趙尹韓張兩王傳第四十六「其始若煩、後吏無追捕之苦、民無蕪楚之憂、皆便安之」。

10〇とよ

問 訊 咨 諮 詢 詰 訪 弔 唁 存 聘 (後二、廿五号表)

【問】「とよ」と訓ず。訓の通りにてきこえる。廣き字なり。「問」の一字にて、音問のことになる。おとづれなり。又儀禮に「小聘を問と曰ふ」①、周禮に「時聘を問と曰ふ」②、又「閒問して以て諸侯の志を諭す」③、又「凡そ諸侯の邦交、歲相問ふなり」④、皆同義なり。又「をくる」とよむ。音問より轉じて、進物のこととなるなり。詩經に「雜佩して以て之を問る」⑤、左傳に「衛侯弓を以て子貢に問らしむ」⑥、この類なり。又音聞によみて、聞の字と同じことに用いることなり。そのときは「きく」と訓じるなり。詩經に「義問を言昭にす」⑦、又「厥の問を隕さす」⑧の類なり。

①『儀禮』聘問「小聘曰問、不享、有獻不及夫人」。

②『周禮』春官・大宗伯「殷見曰問、時聘曰問、殷覲曰視」。

③『周禮』秋官・大行人「殷覲以除邦國之患、閒問以諭諸侯之志」。

④『周禮』秋官・大行人「凡諸侯之邦交、歲相問也、殷相聘也、世相朝也」。

⑤『詩經』鄭風・女日雞鳴「知子之順之、雜佩以問之」。

⑥『左傳』哀公二十六年「衛出公自城鉏、使以弓問子貢」。

⑦『詩經』大雅・文王之什・文王「命之不易、無逸爾躬、言昭義問、有虞殷自天」。

⑧『詩經』大雅・文王之什・緜「肆不殄厥愠、亦不隕厥問」。

【訊】問と同じ①。又「つくる」ともよむ。「芳訊」②「徽訊」は、人の處よりおとづれのあるをあがめていうなり。「良訊」③は、よきたよりなり。訊の字ばかりも用いる。訊・詰の義を相兼ねるゆえ、つよくとう意を帯びる。古文、誦に作る①。

①『説文解字』「訊、問也。从言卂聲。誦、古文訊从卂。」

②陸機『長安有狹邪行』《文選》卷二十八「傾蓋承芳訊、欲鳴當及晨。」

③謝惠連『豫章行』「願子保淑貞、良訊代徽谷。」

【咨】説文に「事を謀るを咨と曰ふ」①とあり。事のあるをといはかる義にて、相談する意なり。諮と同じ。

①『説文解字』「咨、謀事曰咨。」

【詢】大氏咨と同じ。信實にといはかる意なり。左傳に「親を謀るを詢と曰ふ」①とあり。親戚の間にては、信實にといはかる故なり。

①『左傳』襄公四年「訪問於善爲諮、謀親爲詢、諮禮爲度、諮事爲諷、諮難爲謀。」

【詰】とていい分をきくなり。せめとう義なり。故に罪人などのくちとて「口問、口頭尋問」することに用いる。「なじる」ともよむなり。

【訪】咨・詢よりはひろき字なり。やはりとい相談することなり。そのうちこちらから往きて問うことに使う。書に「王、箕子を訪ふ」①の類なり。又人の處へ尋ねることをもいう。見まうことなり。

①『書經』洪範「惟十有三祀、王訪于箕子、王乃言曰、……」。

【弔】「とむらふ」とよめども、訪の字と同じからず。「死を弔ふを弔と曰ふ」①と

註して、人の死したるをききて、くやみをいうことなり。又災難にあいたるをききて、くやみをいうにも用いる。又僧をたのみて佛事をするを、俗に「とむらふ」という、この字に非ず。又中華の俗語に、つるして置くことを「弔」という。釣の字と音の通じるゆえなるべし。「弔桶」②は、つるべのことなり。「弔死」③は、くびくくりして死したるなり。「倒弔、壁に在り」とは、さかさまにつるして壁にかけておくことなり。俗に「吊」に作る。

①『玉篇』「弔死曰弔。」

②『水滸傳』張天師祈禳瘟疫 洪太尉誤走妖魔「那心頭、一似十五箇弔桶、七上八落的響、渾身卻如中風麻木。」

③『福惠全書』卷之十六刑名部六・人命下・驗各種死傷上「人於家中弔死、移屍外挂者、亦有兩痕。」

【唁】「生を弔ふを唁と曰ふ」①と注して、位を喪い國を失いたるをとむらうなり。詩經に「歸りて衛侯を唁はん」①、左傳に「齊侯、公を野井に唁ふ」②の類なり。

①『詩經』鄘風・載馳「載馳載驅、歸唁衛侯、驅馬悠悠、言至于漕、正義「若對弔死曰弔、則弔生曰唁。」

②『春秋』昭公二十五年「九月、己亥、公孫于齊、次于陽州、齊侯唁公于野井。」

【存】「とむらふ」とよむは、俗にいうつけとどけのことなり。元來「存する」とは、ながらえ息災なることなり、「息災なか」と問い尋ねることなり。「存問」①などと連用す。

①『史記』子魯君列傳第十五「客去、子魯君已使使存問、獻遺其親戚。」

【聘】「とむ」とよむ。聘問することなり。曲禮に「大夫をして諸侯を問はしむるを聘と曰ふ」①の類なり。外のこと用いる。

① 『禮記』曲禮下「諸侯未及期相見曰遇、相見於卻地曰會、諸侯使大夫問於諸侯曰聘」。

(待續)